

## 目次（第1章）

「こども家庭福祉六法 令和8年版」（令和7年12月発行）で省略したガイドライン等について、その全文を掲載いたします。

各欄をクリックすると該当ガイドライン等の先頭ページに移動します。

該当頁	六法 掲載頁	通知名	ガイドライン名等
P.2 ～135	P.101	自治体こども計画策定のためのガイドライン を踏まえた自治体こども計画の策定について (依頼) (令和6年5月24日 こ総政第138 号)	自治体こども計画策定のためのガイドライン
P.136 ～161	P.210	「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」 の改正について (令和6年3月29日 こ支虐 第112号)	子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針
P.162 ～179	P.216	「こども若者シェルター・相談支援事業に関する ガイドライン」について (令和7年3月27 日 こ支虐第102号)	こども若者シェルター・相談支援事業に関する ガイドライン

# 自治体こども計画策定のためのガイドライン

令和6年5月

こども家庭庁



# 目次

---

## はじめに～こども家庭庁設立についての検討経緯とこども基本法について～

### I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容

<b>第1章</b>	<b>自治体こども計画の概要と目的</b>	1
1-1	自治体こども計画の概要	
1-2	自治体こども計画の目的	
<b>第2章</b>	<b>ガイドラインの概要</b>	5
2-1	ガイドラインの目的	
2-2	ガイドラインの基本姿勢	
<b>第3章</b>	<b>こども大綱に書かれている内容</b>	6
3-1	こども施策に関する基本的な方針	
3-2	こども施策に関する重要事項「ライフステージを通した重要事項」に書かれている内容	
3-3	こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容	
3-4	こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容	
3-5	こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容	
3-6	こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容	

### II 自治体こども計画策定の手法

<b>第4章</b>	<b>計画策定体制・スケジュール</b>	15
4-1	スケジュールの検討	
4-2	庁内体制の構築	
4-3	協議会の設置・運営	
4-4	関係機関との連携	
4-5	予算の確保	
4-6	外部委託	
<b>第5章</b>	<b>既存計画との関係</b>	31
5-1	上位計画・関連計画との整合確認	
5-2	一体とできる計画の確認	
<b>第6章</b>	<b>計画策定のための調査・分析</b>	39
<b>第7章</b>	<b>こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映</b>	50
7-1	こども・若者、子育て当事者への意見聴取	
7-2	こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映	
<b>第8章</b>	<b>計画の策定・更新</b>	72
8-1	計画の構成	
8-2	目標の設定	
8-3	計画の推進	
8-4	計画の評価・見直し	

### III 参考・資料編

## 事例目次

NO.	事例の内容	自治体	頁
1	計画策定スケジュール	大阪府豊中市	16
2	計画策定スケジュール	石川県	16
3	庁内検討組織	愛知県名古屋市	18
4	庁内検討組織	大阪府豊中市	19
5	庁内検討組織	高知県四万十市	20
6	協議会構成員	京都府京都市	23
7	部会での情報共有	愛知県名古屋市	26
8	計画策定の予算	－	28
9	府市間の情報共有	大阪府豊中市	31
10	府市間の情報共有	京都府京都市	32
11	教育振興基本計画との連携	京都府京都市	32
12	一体的な計画策定	石川県	35
13	一体的な計画策定	福岡県宗像市	35
14	一体的な計画策定	神奈川県相模原市	36
15	計画を一体とすることの利点	滋賀県	37
16	計画を一体とすることの利点	石川県	37
17	計画を一体とすることの留意点	神奈川県相模原市	38
18	計画を一体とすることの留意点	山形県	38
19	計画を一体とすることの留意点	京都府京都市	38
20	アンケート調査の対象	大阪府豊中市	40
21	アンケート調査の留意点（調査内容の検討）	静岡県浜松市	41
22	アンケート調査の留意点（調査内容の検討）	福岡県宗像市	43
23	アンケート調査の留意点（回答率を高める工夫）	東京都豊島区	44
24	アンケート調査の留意点（回答率を高める工夫）	高知県四万十市	46
25	アンケート調査の留意点（センシティブな問い合わせへの配慮）	大阪府豊中市	47
26	アンケート調査の留意点（センシティブな問い合わせへの配慮）	京都府京都市	47
27	アンケート調査の留意点（センシティブな問い合わせへの配慮）	福岡県宗像市	47
28	アンケート調査の留意点（センシティブな問い合わせへの配慮）	秋田県湯沢市	48
29	こども・若者へのアプローチ方法	愛知県名古屋市	52
30	こども・若者からの意見聴取手法	北海道剣淵町	56
31	こども・若者からの意見聴取手法	大阪府豊中市	57

NO.	事例の内容	自治体	頁
32	こども・若者からの意見聴取体制・環境の工夫	滋賀県	59
33	こども・若者からの意見聴取体制・環境の工夫	高知県四万十市	60
34	こども・若者からの意見聴取の留意点	愛知県名古屋市	62
35	こども・若者からの意見聴取の留意点	大阪府豊中市	64
36	こども・若者からの意見聴取結果反映の手法	東京都豊島区	66
37	こども・若者からの意見聴取結果反映の手法	大阪府豊中市	67
38	こども・若者からの意見聴取結果反映の留意点	愛知県名古屋市	70
39	計画の構成	東京都豊島区	73
40	計画の構成	石川県	74
41	目標の設定	愛知県名古屋市	77
42	計画の評価	大阪府豊中市	80

## はじめに

### ～こども家庭庁設立についての検討経緯とこども基本法について～

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

#### 令和3年

- 9月16日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ
- 12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定  
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

#### 令和4年

- 2月25日 「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定・国会提出
- 4月4日 「こども基本法案」国会提出
- 6月15日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立

#### 令和5年

- 4月1日 こども家庭庁設置、「こども基本法」施行

こども基本法（以下「法」という）は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること

○全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

○全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

○全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

○こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

○家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

また、法第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のかども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のかども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。さらに第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとされております。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できるとともに、②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義を示しています。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。そのためにも、おとなとの経験や考え方を一方的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要となります。



# I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容

---



# 第1章 自治体こども計画の概要と目的

## 1-1 自治体こども計画の概要

法第10条（都道府県こども計画等）において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

**都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、自治体こども計画）**は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画及び市町村計画と一緒にものとして作成することができるとしています。

- **子ども・若者育成支援推進法**第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律**第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
  - (例)
    - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画
    - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

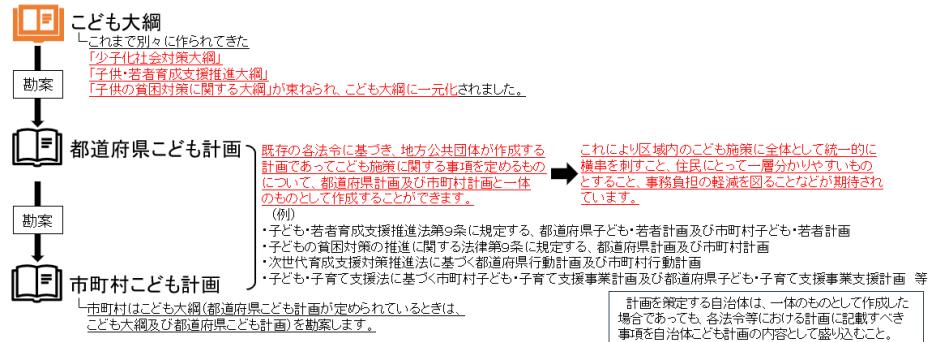
このような既存の法令と一緒にものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のことども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすること、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。他方、地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

また、自治体こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定することも大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、

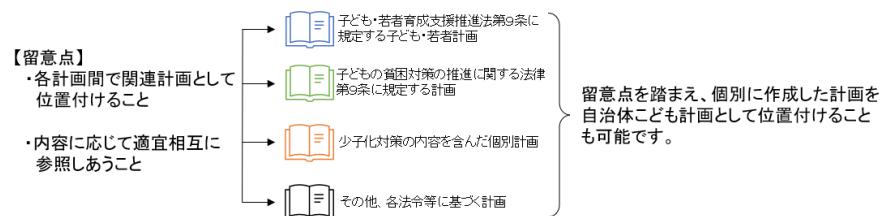
- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むことが求められています。

## ●こども基本法第10条に基づく自治体こども計画



## ●既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体こども計画として位置付けが可能な場合



自治体こども計画の策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた実効性のある計画とするために、**計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させること**が必要です。これにより、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

また、令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地方公共団体の推進体制等において「こども基本法において、都道府県は、国のことこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のことこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。」とされています。地方公共団体としても、国が示したことこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等の内容について理解するとともに、自治体こども計画にもその方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

加えて、同日に閣議決定された「**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）**」においても、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されていることにも留意しつつ、自治体こども計画を作成することが必要です。

## 1-2 自治体こども計画の目的

自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されます。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

### ★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

このような、**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと**が、自治体こども計画の目的と考えられます。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
  - 心身ともに健やかに成長することができます。
  - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
  - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
  - 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
  - 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
  - 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
  - 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
  - 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災

害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。

- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
  - 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
  - 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
  - それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
  - 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

## 第2章 ガイドラインの概要

---

### 2-1 ガイドラインの目的

こども基本法第10条では、“都道府県は、当該都道府県におけるこども施策についての計画(都道府県こども計画)を定めるよう努めるものとする”、第10条の2では“市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村における計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとする”とされています。さらに同法では、“都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる”とされたところです。このような中、一部の自治体では、こども基本法の成立・施行に先駆けて、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令に基づいて一体的に策定した事例や、計画の策定にあたって自治体独自の取組が行われている事例が見受けられます。

本ガイドラインは、これらの先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にしていることを目的に作成したものです。

### 2-2 ガイドラインの基本姿勢

本ガイドラインの作成にあたり、先行して取組が行われていた自治体の事例調査を行いました。調査対象としたのは府県、政令市、その他の市であり、各自治体の規模や取り巻く環境はさまざまです。なお、こども施策に関わる計画は地域特性に応じて策定すべきものですから、策定までのアプローチは各自治体で異なったものとなっています。そういう意味では、これから自治体こども計画を策定しようとする自治体も同様に、計画を取り巻く状況はそれぞれ異なるものと想定されることから、このガイドラインで示す事例が必ずしもそのまま導入できるものとは限りません。しかしながら、“計画の策定をどのように進めていけば良いか分からない”、“どのような進め方があるのかを知りたい”といった場合に、本ガイドラインで取り上げた事例をヒントにしていただき、それぞれの地域課題の解決をめざすとともに、重点的な政策課題の設定、諸施策の推進体制や関係機関の連携などについて、それぞれの地域特性を踏まえた自治体こども計画の策定を進めていただきたいと考えています。

## 第3章 こども大綱に書かれている内容

自治体こども計画は、こども大綱を勘案して策定します。ここではこども大綱に示される「こども施策に関する基本的な方針」と「こども施策に関する重要事項」、「こども施策を推進するために必要な事項」について記載します。

### 3-1 こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

#### ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

#### ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

#### ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステ

ージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

- こども家庭庁は、こども大綱を基に、関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進する。
- 国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進する。
- 若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、こどもや若者に関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支える。

### 3-2 こども施策に関する重要事項「ライフステージを通した重要事項」に書かれている内容

こども・若者に対する支援が、**特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要**です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、**全てのライフステージに共通する事項**として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こども・若者が権利の主体**であることの**社会全体での共有等**  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- 多様な**遊びや体験、活躍**できる機会づくり
  - 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
  - こどもまんなかまちづくり
  - こども・若者が活躍できる機会づくり
  - こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供
  - プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
  - 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援
- こどもの**貧困対策**  
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- **障害児支援・医療的ケア児**等への支援  
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- **児童虐待防止対策と社会的養護の推進**及び**ヤングケアラーへの支援**
  - 児童虐待防止対策等の更なる強化
  - 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
  - ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の**自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る**取組
  - こども・若者の自殺対策
  - こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
  - こども・若者の性犯罪・性暴力対策
  - 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
  - 非行防止と自立支援

### 3-3 こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱では、**ライフステージ別の重要事項**として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こどもの誕生前から幼児期**まで

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- **学童期・思春期**

- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- こども・若者の視点に立った居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- 体罰や不適切な指導の防止
- 高校中退の予防、高校中退後の支援

- **青年期**

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 3-4 こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、**健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようになることが**、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

こども大綱では、子育て当事者への支援として以下の施策に取り組むこととされています。

- 子育てや教育に関する**経済的負担の軽減**
  - 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
  - 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）
  - 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充
  - 医療費等の負担軽減
- **地域子育て**支援、**家庭教育**支援
  - オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供
  - 体罰によらない子育てに関する啓発
  - 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進
  - 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- **共働き・共育て**の推進、**男性の家事・子育てへの主体的な参画**促進・拡大
  - 育児休業制度の強化
  - 長時間労働の是正や働き方改革の促進
  - 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実
  - 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- **ひとり親家庭**への支援
  - 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
  - こどもに届く生活・学習支援の推進
  - プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
  - 安全・安心な親子の交流の推進
  - 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

### 3-5 こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることは、大きく、2つの意義があります。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要です。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 3-6 こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 国における推進体制（総理を長とすることも政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

以上のようなこども大綱に示される内容を勘案して各自治体の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合った自治体こども計画を策定することが重要です。

## Ⅱ 自治体こども計画策定の手法

---



## 第4章 計画策定体制・スケジュール

### 4-1 スケジュールの検討

自治体こども計画策定のスケジュール（期間・調査実施時期・協議会開催回数等）は、地域の実情に応じ適切に設定することが重要です。以下に自治体こども計画策定スケジュールの例を示していますが、各自治体における過去の検討状況や必要と思われる検討内容によって、検討期間や協議会開催回数等は多様に設定することができると考えられます。



#### Point

- ☞ 計画策定のスケジュールは、必要な調査、設置する諮問機関等、地域の実情に応じて設定します。

#### ■ スケジュールの検討で想定する事項

以下に自治体こども計画策定のスケジュールの例を示していますが、各地域における過去の検討状況や必要と思われる協議内容によって、計画策定のスケジュールも異なります。なお、事例をみると協議会を立ち上げた最初の1年間で基礎調査を実施し、翌年に計画を策定している自治体が多いですが、特に規定はありませんので、各自治体において適切に検討・設定してください。

また、関係者ヒアリング、予算要求、庁内検討体制の構築、協議会の立ち上げ等、計画策定に関する調査に着手する準備段階においてもかなりの時間を要することから、余裕を持ったスケジュールで考えておきましょう。

#### 【作業項目（例）】

- ・調査項目検討
- ・予算要求
- ・庁内体制構築
- ・協議会の立ち上げ
- ・事業者選定（外部委託にて実施する場合）
- ・現状・ニーズの把握、問題点・課題の整理
- ・調査の実施
- ・計画素案の作成
- ・住民等からの意見聴取、反映（パブリックコメント等）
- ・計画冊子の印刷・配布

## 事例＜大阪府豊中市＞

アンケート調査に加えて、こどもへの意見聴取（懇談会、ヒアリング）を行っている大阪府豊中市の計画策定スケジュールの事例。

※計画策定年度を「N年度」とした場合

作業項目	N-2年度												N-1年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
アンケート調査				■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																
・委託事業者選定			■■■																							
・調査項目検討			■■■																							
・府内意見照会				■■■																						
・調査実施								■																		
・調査結果集計・分析								■■■	■■■																	
こどもへのヒアリング								■■■■■																		
骨子案作成										■■■																
素案作成											■■■■■															
協議会諮詢												●														
市長への答申												●														
パブリックコメント													■													
最終案作成														■■■■■												

## 事例＜石川県＞

協議会への諮詢に加えて、関連する委員会への報告や知事ヒアリングを行っている石川県の計画策定スケジュールの事例。

※計画策定年度を「N年度」とした場合

作業項目	N-2年度												N-1年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
県民意識調査										■																	
協議会諮詢																●											
委員会報告																											
知事ヒアリング																●											
骨子案作成																	■■■■■										
素案作成																		■■■■■									
パブリックコメント																			■								

## 4-2 庁内体制の構築

自治体こども計画の策定体制としては、担当部局のほか、庁内検討組織、庁外検討組織である協議会等が想定されます。このうち、庁内検討組織の役割は、計画の素案・原案、協議会の議事・進め方等、作成担当部局が検討した内容について、庁内で調整・意思決定することです。関連する部局を幅広く巻き込んだ体制を構築することが大切です。



### Point

- ☞ 庁内検討組織については、自治体こども計画の担当部局のみならず、全庁的に組織している事例があります。
- ☞ アンケート調査票の学校配布等、教育現場の実質的な協力を仰ぐ際は、首長部局と教育委員会がよく連携し、現場の実情に合わせた取組とすることが望ましいです。

### ■ 庁内検討組織の構築

自治体こども計画に定めるこども施策は、こども基本法における「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」からなり、前者には、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策が含まれ、後者には、例えば、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）などの施策が含まれます。

そのため、自治体こども計画の策定には、自治体の担当部門が主体となって、こども施策に関わる関係部門との協議・調整することが必要かつ重要になります。

庁内検討組織に参画する部門としては、以下が考えられます。

#### 【庁内検討組織に参画する部門（例）】

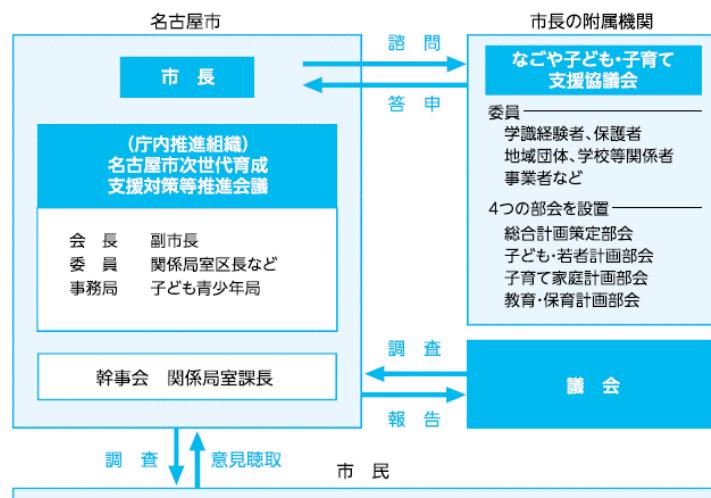
- ・財政部門
- ・教育部門
- ・福祉部門
- ・保健部門
- ・医療部門
- ・療育部門
- ・雇用部門
- ・都市部門 等

## 事例<愛知県名古屋市>

名古屋市では、次世代育成支援対策推進法が施行された際に設置された「名古屋市次世代育成支援対策推進会議」を庁内推進組織として位置付けており、局室区長級が参画する同会議のほか、課長級が参画する幹事会を設定している。推進会議や幹事会には、計画の策定担当部署である子ども青少年局のほか、防災危機管理局、総務局、財政局、市民経済局、観光文化交流局、環境局、健康福祉局、住宅都市局、緑政土木局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、監査事務局、教育委員会等の委員・幹事が構成員として参画している。

### 2 策定体制

#### (1)全体像



名古屋市の庁内検討組織の位置付け（「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より）

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする現行計画（なごや子ども・子育てわくわくプラン2024）の策定にあたっては、2年間で推進会議3回、幹事会7回が以下の日程で行われている。

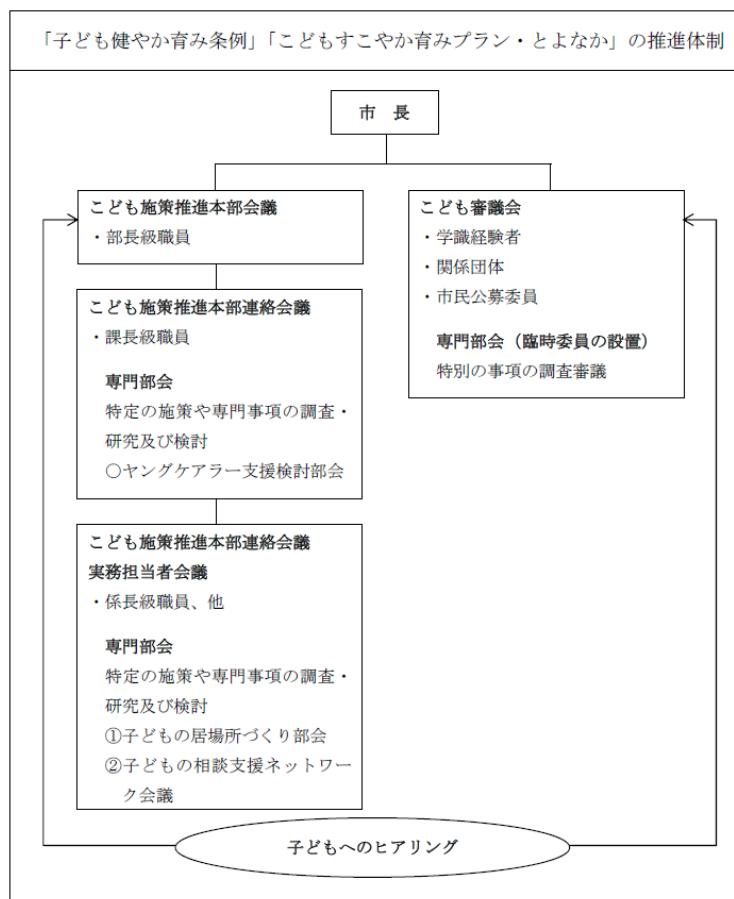
開催年度	開催月日	会議名
平成30年度	5月8日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月22日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月27日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議
	1月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
令和元年度	5月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月14日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月19日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議
	11月11日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	2月4日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	2月10日	名古屋市次世代育成支援対策推進会議

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より

## 事例<大阪府豊中市>

豊中市では、豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るための庁内連携会議として「豊中市こども施策推進本部会議」の設置が要綱で位置付けられており（下図のうち、部長級が参画する「こども施策推進本部会議」、課長級が参画する「こども施策推進本部連絡会議」、実務担当者が参画する「こども施策推進本部連絡会議実務担当者会議」が該当）、計画の策定担当部署であるこども未来部のほか、教育委員会、人権政策課、都市経営部、都市活力部、市民協働部、福祉部、健康医療部が参画している。

実務担当者会議では、部署間の顔の見える関係性づくりを重視し、子どもの権利に関する勉強会や、相談支援を行う担当者間の情報共有など実務レベルの協議を行うほか、連絡会議では、外部に打ち出す施策について審議し、本部会議において最終的な確認を行う流れとなっている。



豊中市の庁内検討組織の位置付け（豊中市提供の資料より）

## 事例＜高知県四万十市＞

四万十市では、子ども・子育て支援に関する施策を関係各課が連携して取り組めるように、子育て支援課が中心となり府内の連携会議を設置している。連携会議には、子育て支援課のほか、福祉事務所、健康推進課（保健師、子育て世代包括支援センター）、教育委員会の学校教育課、生涯学習課が参画し、係長以下の担当者での会議と、課長を加えた会議の2段階で実施している。会議を行うことで、こども関連の施策を横の繋がりをもって効果的に実施できるほか、施策実施に対する部署間の温度感の差を埋めることに寄与しているという。

また、未就学児保護者、小学生保護者、中学生保護者を対象に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」について、アンケート票の配布と回収を、保育施設、小学校、中学校にそれぞれ依頼している。アンケートの回答方法は、紙を学校に提出する方法のほか、web回答も可能であったが、web回答者も調査票の1ページ目を学校に提出することで、教員が未提出者の把握も行った。学校への依頼にあたっては、教育長とも意見交換をしながら、校長会などの場で説明を行いスムーズに協力を得た。（→7-1 四万十市の事例）

### 4-3 協議会の設置・運営

自治体こども計画策定のために設置される協議会では、様々な分野の有識者等の意見を取り入れることや、こども・若者、子育て当事者等の意見を踏まえ実効性のある計画策定のための議論をすすめることが期待されます。



#### Point

- ☞ 協議会は、新規の立ち上げ・既存の協議体の活用、条例に基づく設置等、様々な位置付けにより設置することができます。
- ☞ 協議会には、適正な議論のため様々な立場の構成員を参画させることが望ましく、こども基本法の理念に基づき、こども・若者や子育て当事者等の参画を推進することが期待されます。

#### ■ 協議会の位置付け

自治体におけるこども施策の適正かつ円滑な実施においては、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、その手段として、こども基本法では、協議会を組織することができるとされています。

協議会は、新たに立ち上げることもできますし、既存の協議体を活用することも可能です。なお、既存の協議体を活用する場合、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を必ずしも求めているわけではありません。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

#### ■ 協議会の構成員例

協議会では、構成員が自治体こども計画の必要性や地域の課題認識を共有化し、その解決のための施策を議論し、施策の実施に関わっていくことが求められます。そのためには、議論への積極的な参加が可能な、十分な資質を持つ人材の参画が重要となります。特定の分野だけではなく、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野との連携など、地域の課題に対応した構成員を想定しましょう。

協議会の構成員としては、上記分野における有識者、当該自治体の担当部門、庁内検討組織（教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）の各部門、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されており、自治体が構成員を選定することができます。構成員の例としては、以下が挙げられます。

### 【協議会の構成員（例）】

- ・有識者（大学・研究機関の学識経験者等）
- ・自治体の担当部門
- ・庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）
- ・地域のこども・若者や子育て当事者等
- ・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（N P O等）
- ・地域で活動する民生・児童委員等

等

### ■ 協議会の運営に関する留意点

協議会においては、基本的には、事務局において説明資料を作成し、各協議会の前半で資料説明を行ったのち、メンバー間での協議を進め、資料に対する意見を聴取します。協議会での意見については、次回の協議会に提出する資料に反映させ、最終的に、協議会において、計画案の承認を得ることとなります。

協議会の運営に関する留意点としては、以下が考えられます。

#### 留意点①：立ち上げ時期・スケジュール

協議会の立ち上げ時期に関しても特に制約はありません。計画の策定に向けて検討を進める段階で速やかに立ち上げるようにしましょう。

ただし、事前に何も準備を行わないまま協議会を立ち上げることは、自治体の担当部門が調整に苦労するだけでなく、自治体こども計画の必要性や地域の課題認識の共有化が図られにくく、協議会で議論が発散する、ビジョンが共有されないまま、他の地域の計画を模倣して形だけ整えられた画一的で地域の実情に合わない計画ができあがる等の危険性がありますので、事前の準備段階も含めて、できるだけ余裕を持ったスケジュールを立てることが望ましいです。

#### 留意点②：議論の活性化の工夫

協議会の構成員（特に、庁内の関係部門以外の外部の構成員）に対して、会議の場で何を議論したいのかを事前に明確化し、各構成員が会議に先立ち行うべきことを伝え、コメントを考える時間等を確保するようにしておきましょう。また、自治体が有する既存の組織等の活用も考えながら、議論を活性化させる工夫をしましょう。また、資料を会議開催前に委員に送付し、必要に応じて事前に内容について簡単な説明を行うことも有効です。

#### 留意点③：検討期間や開催回数

協議会における検討期間や開催回数等は、各地域における過去の検討状況や必要と思われる協議内容によって異なります。特に規定はありませんので、各自治体において適切に設定してください。

## 事例＜京都府京都市＞

京都市では、「京都市はぐくみ推進審議会条例」に基づき「京都市はぐくみ推進審議会」を設置している。審議会の委員は、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者、市民公募委員等からなり、このうち市民公募委員については、青少年（15歳以上30歳未満）委員の参画を進めている。公募は適宜青少年団体へと情報共有していることもあり、こうした年齢層の委員への登用実績もあるという。

### （1）次のアからウまでのいずれかに該当する方

- ア 0歳から小学生までのお子さんの保護者で、お子さんが京都市内の幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、学童クラブのいずれかを利用されている保護者
  - イ 15歳以上30歳未満の方（ただし、中学生を除く。）
  - ウ 京都市の子ども・若者に係る支援施策の推進に理解、関心のある方
- （2）京都市内に居住（又は通勤・通学）されている方
- （3）日本語での会話や読み書きができる方
- （4）国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- （5）平日（夜間を含む。）に開催される会議に出席できる方
- （6）本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方

令和6年1月30日付の公募より抜粋（京都市HPより）

## 4-4 関係機関との連携

自治体こども計画の策定にあたっては、担当部局と、庁内外の関係機関との連携が重要です。



### Point

- ☞ 庁外の関係機関との連携には、庁内外の関係機関とのネットワークを充実し、様々な議論の場を整備することが重要です。

#### ■ 連携を図る関係機関

自治体こども計画の策定にあたっては、関係者間で計画の必要性や地域の課題認識の共有化を図ることが非常に重要であり、そのためには庁内の関係部門、協議会構成員のほかに、こども・若者や子育て当事者、教育機関等の様々な関係機関とのネットワークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていく必要があります。

連携を図る主な関係者・関係機関としては、以下が挙げられます。

##### 【連携を図る主な関係者・関係機関（例）】

###### ○庁内

- ・施策の担当部門
- ・庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）等

###### ○庁外

- ・有識者（大学・研究機関の学識経験者等）
- ・地域のこども・若者や子育て当事者等
- ・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（N P O等）
- ・地域で活動する民生・児童委員
- ・教育機関（学校、保育所、教育センターや職業訓練所等）等

#### ■ 関係機関と連携を図る上で留意点

自治体こども計画の策定には、庁内外の関係者が多いため、協議会を設置する場合も、協議会本体だけではなく、関係者による作業部会・分科会や市民参加のワークショップの開催、イベントとの連携など、関係者が議論しやすい環境を整備することが重要です。

以下に、具体的な留意点の例を挙げています。

### 留意点①：協議会の下部組織（作業部会・分科会）の設置

自治体こども計画の策定には、庁内外の関係者が多く、その立場も多岐にわたるため、協議会を設置する場合も、協議会という限られた場の中で議論を閉じてしまうと、検討に必要な視点が漏れてしまったり、深掘りした議論ができなかったりすることもあります。

このような状況を回避するため、協議会の下部組織として、例えば、自治体の担当者、・地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）、こども・若者の代表、子育て当事者の代表、教育機関の代表者など協議会構成員に限定しないメンバーからなる作業部会・分科会を立ち上げて深い議論を行ったり、事前に議論内容の調整を図ったりすることで検討をより効率化できます。

また、このような下部組織は、協議会とは異なり手軽に組織しやすいことから、自治体こども計画の策定を行うことを決めた段階で立ち上げておくことも有効です。計画策定作業に着手する前から定期的に関係者で地域の課題を議論し、ビジョンを共有化しておくことが計画策定作業着手後の円滑な議論につながることもあります。

### 留意点②：庁内での情報共有

計画策定に向け、庁内検討組織の各部門（例：教育、福祉、保健、医療、療育、雇用等）とワーキンググループを立ち上げ、定期的に意見交換を行うことで、施策を検討する際の部門間での役割分担の調整がスムーズになります。

また、ワーキンググループの結成が難しい場合でも、常日頃から関係部門と担当部門間で密に情報共有を図りましょう。

## 事例<愛知県名古屋市>

名古屋市では、計画策定の諮問機関である「なごや子ども・子育て支援協議会」のもとに計画策定にかかる5つの部会を設けている。このうち「子ども・若者計画部会」、「子育て家庭計画部会」、「教育・保育計画部会」においては、それぞれ学識経験者や関係団体の所属員が部会員となっており、部会の中で支援団体等からのヒアリングを実施している。

部会名	主な検討事項	ヒアリング団体
子ども・若者計画部会	子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	<ul style="list-style-type: none"><li>・なごや若者サポートステーション</li><li>・名古屋市子ども・若者総合相談センター</li></ul>
子育て家庭計画部会	子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定非営利活動法人こどもNPO</li><li>・特定非営利活動法人起業支援ネット</li><li>・特定非営利活動法人子育て支援のNPOまめっこ</li></ul>
教育・保育計画部会	教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等	<ul style="list-style-type: none"><li>・名古屋市私立幼稚園PTA連合協議会</li><li>・名古屋市立幼稚園PTA協議会</li><li>・名古屋民間保育園連盟保護者会連合会</li><li>・名古屋市公立保育園父母の会</li></ul>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より

## 4-5 予算の確保

計画策定にかかる予算は、協議会費、調査委託費、印刷・製本費等、必要な費目を勘案し確保します。計画策定が複数年度にまたがる場合は、複数年度の予算に計上します。なお、自治体によっては既に次期計画策定にかかる予算要求が終了している場合も想定されますが、補正予算やその次の計画策定時の参考となるよう、ここでは一般論として予算確保の概要を紹介しています。



### Point

- ☞ 計画策定にかかる予算は、職員の増員の有無や業務の外部委託の有無等、自治体の状況に応じて、必要な費目を設定します。

### ■ 予算計上する費目

自治体こども計画策定のために予算確保が必要な費目としては、以下が挙げられます。

#### 【自治体こども計画策定のため計上する必要のある主な費目（例）】

- ・計画策定のための事務費（事務用品、PC等）
- ・計画策定にあたって必要な調査の外部委託費
- ・協議会等の運営費
- ・冊子の印刷・製本費 等

ただし、上記費目は、自治体こども計画を策定する全ての自治体において必要となるとは限らず、職員の増員の有無や、一部業務の外部委託の有無等に応じて、必要となる予算額は異なります。このため、財政部門や関係する部門と協議・調整しながら、予算計上が必要な費目を設定する必要があります。自治体こども計画策定のスケジュールが複数年度に跨る場合は、策定スケジュールに対応して、予算計上が必要な費目を定める必要があります。

また、こども施策の推進を図るため、自治体こども計画の策定を支援することを目的とするこども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）を活用することも有効です。こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）の補助要綱はこども家庭庁ホームページにて公表しているほか、募集状況や予算措置状況は隨時、情報発信していきます。

スケジュールが単年度の場合でも複数年度の場合でも、初年度は新規の予算要求となるため、財政部門への事前相談や協議・調整は早めに開始し、自治体こども計画を策定する意義を丁寧に説明しつつ、準備を進めていくことが必要です。そのためにも、必要となる費目について、関係する部門との協議・調整や見積書の取得等を早期に実施しておくことが重要です。

## 事例

自治体規模別の計画策定にかかる予算額内訳の例を以下に示す。(A 県と B 市は現行計画に向けた当初予算、C 市は次期計画に向けた予算要求額)

	A 県 (都道府県)	B 市 (大規模市町村)	C 市 (小規模市町村)
アンケート調査委託費	2,500 千円	12,534 千円	約 2,500 千円
計画策定支援委託費	-	-	約 5,000 千円
協議会運営費（委員謝 金・旅費）	959 千円	-	-
印刷・製本費	800 千円	1,584 千円	-
県民フォーラム開催委 託費	2,000 千円	-	-
リーフレット作成委託 料	-	340 千円	-
その他（消耗品・郵送 費等）	741 千円	-	約 900 千円

## 4-6 外部委託

計画策定にあたって必要な調査や、協議会の運営、計画素案の作成等、担当部局のみでは人員が足りない場合や、専門的な技能が必要な場合は、外部委託の検討を行います。



### Point

- ☞ 計画策定にかかる業務の一部を外部委託することは、業務効率の面から有用ではあります、委託にて実施する場合においても、地域の実情を反映した計画づくりのためには、担当課を中心とした行政と業者との綿密な連携が欠かせません。

#### ■ 外部委託にて実施する事項

自治体こども計画の策定を進めていく上で、必要に応じて民間コンサルタント会社等を活用していくことも考えられます。

コンサルタント等の活用方法としては、大きく分けて、「特定・個別の調査・分析」及び「協議会の運営から計画作成までの総合的なコンサルティング」が想定されます。自治体を取り巻く状況（人員、予算、策定する計画の方向性）に応じて外部委託の必要性や活用を検討することが必要です。

##### 【「特定・個別の調査・分析」の主な委託事項（例）】

- ・こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ・子どもの貧困に係る調査
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 等

##### 【「協議会の運営から計画作成までの総合的なコンサルティング」の主な委託事項（例）】

- ・「特定・個別の調査・分析」の委託事項
- ・協議会等の運営
- ・計画素案の作成
- ・計画素案に対するこどもや子育て当事者、その他関係者の意見を反映させる機会の確保（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント等）
- ・計画を取りまとめた冊子の印刷・製本 等

#### ■ 外部委託を行う上での留意点

自治体こども計画の策定を進めていく上では、多岐にわたる調査の実施と各調査を取りまとめて、その結果を計画素案に反映させる必要があることから、民間コンサルタント会社等が有

する専門的な調査・分析手法の活用は有効であると考えられますが以下の点に留意が必要です。

#### 留意点①：担当職員との綿密な連携

自治体こども計画の策定を進めていく上で実施する各種の調査・分析は、地域が抱える課題や将来像を共有し、それらを分析・解決するために必要なデータを取得することが重要です。また、地域の実情を知る自治体の担当職員も調査に同行する等、綿密な連携を図ることが望ましいです。また、計画策定段階前の事前準備段階から相談等を行うことで、地域の実情に応じた効果的な調査・分析の企画立案が可能となります。

#### 留意点②：事業者選定方法

事業者選定方法としては、最も価格の低い事業者を選定する「競争入札方式」と、事業者から提案を求めて、提案内容や実績等から総合的な評価を行い、最も評価点の高い事業者を選定する「プロポーザル方式」があります。これらの方の選定に当たっては、発注する業務内容に応じ、適切に選定することが重要です。プロポーザル方式は、一般的に事業者選定のための期間がかかること、事業者選定の公平性・透明性の確保を図る必要があること等に留意ください。

プロポーザルにより業者を選定する場合には、企画提案内容から、豊富な経験に加え、一緒に地域の課題に向き合ってくれるかという点が重要です。また、こども・若者への意見聴取を外部委託する場合は、こどもの権利や、こどもの安全・安心を確保した意見の聴き方等に経験のある人材を体制に組み込むことを委託事業者に求めることができます。

## 第5章 既存計画との関係

### 5-1 上位計画・関連計画との整合確認

自治体こども計画で示す施策の内容は、教育、福祉、都市計画など様々な分野と密接な関係を有していることから、都道府県こども計画や自治体総合計画のような上位計画や、以下に示すような他の分野の計画が作成されている場合には、これらの計画との整合が図られていることが必要です。また、関連する部署とは、データの収集から、方針・目標の設定、事業内容の検討などについて、それぞれの段階で連携・調整を行うことが重要です。



#### Point

- 自治体がこども基本法に基づく自治体こども計画を策定する場合、当該自治体が定めるこどもに関する計画は、自治体こども計画と関連・整合を図ることが望ましく、また、上位計画や主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策を記載する各種計画とも関連・整合を図ることが望ましいです。都道府県と市町村間に連絡会議等を設置している事例もあります。

#### 【上位計画・関連計画の例】

- 総合計画
- 地域福祉計画（社会福祉法）
- 障害者計画（障害者基本法）
- 障害児福祉計画（児童福祉法）
- 教育振興基本計画（教育基本法）
- 食育推進計画
- 地域防災計画

#### 事例<大阪府豊中市>

豊中市では、現行計画（豊中市子育ち・子育て支援行動計画）に、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置付けを持っており、同計画の策定にあたって大阪府が首領を取り、府の連絡会が設置されている。連絡会では、子ども・子育て支援事業計画を府内で整合を取って推進していくこうという趣旨のもと、国の指針の確認や大阪府が実施するアンケートの項目の共有等が行われている。

## 事例＜京都府京都市＞

京都市では、京都府と情報を互いにメールで連絡をする体制が整っており、計画を打ち出す方針や調査の実施予定など、密に情報共有をしている。例えば令和5年12月に、京都府が「京都府子育て環境日本一推進戦略」を改定した際には、すぐに府より情報共有があったという。

### ○教育振興基本計画との連携について

自治体こども計画を策定する際には、教育基本法第17条第2項に基づく自治体計画を定めている場合、それらと整合を図ることが望ましいです。自治体の中にはすでに相互に関連した計画として策定している事例もあります。

整合を図る際は自治体の首長部局と教育委員会がよく連携しながら、地域の実情に応じた内容となることが望ましいです。

## 事例＜京都府京都市＞ 教育振興基本計画との連携

### 2 計画の位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

位置 付け	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画</li><li>・ 京都市子ども・子育て支援事業計画</li><li>・ 京都市新・放課後子ども総合プラン</li><li>・ 京都市ひとり親家庭自立促進計画</li><li>・ 子育て安心プラン</li><li>・ 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画</li></ul>
関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>京都市の教育振興基本計画</b></li><li>・ 京都市の教育に関する「大綱」</li></ul> <p>※ ともに、京都市基本計画の該当部分に位置付けられています。</p>

## 5-2 一体とできる計画の確認

こども基本法第十条の4及び5では、自治体こども計画は“子ども・若者育成支援推進法第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一（二）項に規定する都道府県（市町村）計画その他法令の規定により都道府県（市町村）が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる”とされています。自治体こども計画策定にあたってはこれを考慮し、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることが期待されます。



### Point

- ☞ 計画を一体とすることで、行政側としては施策の円滑な実施等、市民生活においては、わかりやすさの向上等の効果が見込まれます。
- ☞ 計画を一体とする際には、一体とする計画の期間のズレの調整など留意するべき事項があります。

### ■ 一体とできる計画の検討

こども基本法に明記された、子ども・若者育成支援推進法に規定する都道府県（市町村）子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する都道府県（市町村）計画のほか、一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針としては、以下が挙げられます。推進するこども施策の内容や目的などに応じ、一体とする計画を検討します。

一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

## 事例＜石川県＞

石川県では、「いしかわエンゼルプラン 2020」を、こども基本法に明記された2計画や少子化対策大綱の内容を一体的に策定している。

### 少子化対策分野における個別計画

#### いしかわエンゼルプラン 2020（令和2～令和6年度）

- いしかわ子ども総合条例に基づく「県行動計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 「母子保健計画について（局長通知）」に基づく「都道府県母子保健計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（局長通知）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」

### 分野ごとの個別計画

#### 他の計画

- 石川県医療計画（平成30～令和5年度）
- いしかわ健康フロンティア戦略2018（平成30～令和5年度）
- 石川県地域福祉支援計画（平成31～令和5年度）
- 石川の教育振興基本計画（平成23～令和2年度）
- いしかわ食育推進計画（平成29～令和3年度）
- いしかわ障害者プラン2019（平成31～令和5年度）
- いしかわ男女共同参画プラン2011改定版（平成28～令和2年度）
- 石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画（平成27～令和6年度）

「いしかわエンゼルプラン 2020」より

## 事例＜福岡県宗像市＞

福岡県宗像市では、「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」を、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を包含して策定している。

### 第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画 (4つの子ども・子育てに係る計画を包含した総合的な計画)

#### 【法律・市条例】

- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- 宗像市子ども基本条例
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

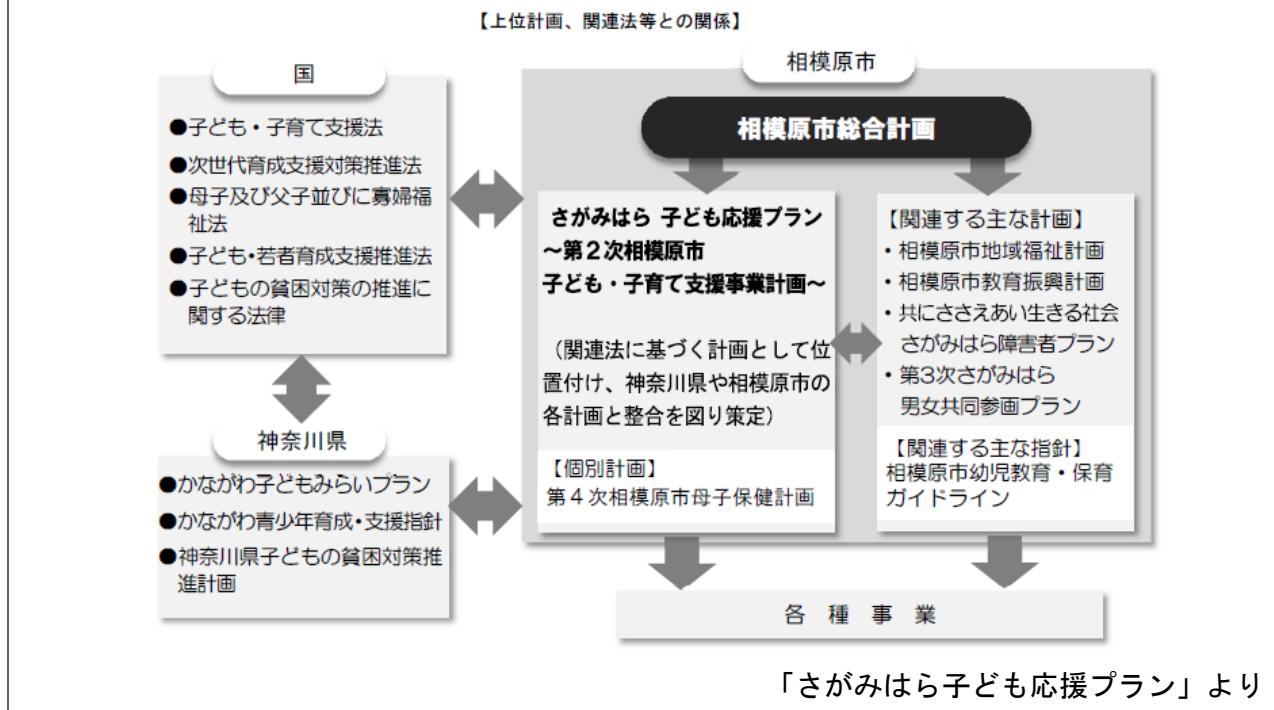
#### 【計画】

- 第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画
- 宗像市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）
- 第2期宗像市子ども基本条例行動計画
- 第2期宗像市子どもの未来応援計画

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」より

## 事例<神奈川県相模原市>

神奈川県相模原市では、「さがみはら子ども応援プラン」を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」等を包含して策定している。



### ■ 計画を一体とすることの効果・利点

計画を一体とすることについて、以下のような効果・利点があります。

#### <施策実施面>

##### ・部局間の円滑な連携

こどもに関する施策は、多様な分野と関係しています。そのため計画を一体として同じ指針を持つことで、部局間で円滑に連携し、庁内が一体となって施策に取り組みやすくなります。

##### ・横断的な捉え方、評価

こどもから若者までの施策をそれぞれの計画で策定している場合、計画を一体とすることでライフステージを通した横断的な捉え方や評価ができ、不足する部分や重複する部分がわかりやすくなり、切れ目のない支援をすることができます。

##### ・事務負担の軽減

子育て支援に関しての事業や計画は複数ありますが、それらを担当する課や職員は重複する場合があります。目的や趣旨が類似している計画を一体的に策定することで、効率的に業務を行なうことができます。

## ＜市民生活面＞

- ・計画のわかりやすさの向上

1つの計画で方針などを確認することができ、読み手としてのわかりやすさを向上させることができます。

- ・アンケートの回答負担軽減

内容が重複する計画が一体化することで、調査の内容が重複することが減り、何度も同じようなアンケートを回答する必要がなくなることで、市民の負担が軽減されます。

具体的には以下の事例があります。

### 事例＜滋賀県＞

- ・議会その他の対外的な説明において、統一的な資料として一貫した説明が可能となる。
- ・各法律の目的達成手段としての個別計画ではなく、こども・若者政策を俯瞰的視点から記述できる。
- ・各計画間での内容や目標値、表現等の齟齬を回避できる。
- ・体系的に記載事項を整理することで一覧性が向上する。

ヒアリングより

### 事例＜石川県＞

- ・計画を一体として策定し、所管課を1つにまとめているため、プランの改定の際に考慮すべき各法律等の変更や、プランに盛り込むべき事項の洗い出しの際に、意思疎通がスムーズになる。
- ・ヤングケアラーのような、子どもに関するプランに新しく位置付けるべき事項を、どの計画に盛り込むべきかを迷うことがない。

ヒアリングより

## ■ 計画を一体とすることの留意点

計画を一体とすることの留意点として、以下が挙げられます。

### 留意点①：計画期間のズレ

計画を一体とする際に計画期間にズレが生じる場合があります。計画期間のズレの調整方法として以下の事例があります。

- ・統合する計画の計画期間の延長

#### 事例＜神奈川県相模原市＞

子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画を統合する予定だが、目標年次が異なるため、子ども・子育て支援事業計画に合わせて母子保健計画部分の計画期間を延長している。

- ・統合する計画の計画期間の縮小

#### 事例＜山形県＞

子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭自立促進計画の2つの計画は令和7年度までが計画期間であるが、1年前倒しで施策評価を行い、統合する予定。

- ・計画見直しのタイミングで調整

#### 事例＜京都府京都市＞

法令等に基づく計画期間が違うと根本的な調整は困難であるとの考えにより、反映させるべき情報については、適宜直近の計画見直しのタイミングで反映している。例えば、京都市はぐくみプランと京都市障害児福祉計画は計画期間が異なるが、直近の計画見直しのタイミングで数値目標等を反映している。

#### 留意点②：複数の関係担当課との調整

計画は幅広い分野と連携して実施するべき一方で、こどもとの関わりの濃淡によって担当課により意識に差がある場合があります。本ガイドラインで示しているように、連携の必要性を示して理解をしてもらうことが重要です。

## 第6章 計画策定のための調査・分析

自治体こども計画に記載する課題やニーズ把握の手段として、大きく分けて定量的調査と定性的調査が考えられます。想定される課題・ニーズや推進したい施策に合わせて、調査手法・調査対象等を検討することが望ましいです。



### Point

- ☞ 各調査の長所・短所を理解しながら、目的に合わせて調査手法や対象者を検討しましょう。

#### ■ 調査の種類

計画策定のための調査手法には大きく分けて「定量的調査」と「定性的調査」があります。それぞれの調査の長所・短所は下表の通りです。定量的調査の代表例はアンケート調査、定性的調査の代表例はヒアリング調査です。また最近では、定性的調査の一つとしてテキストマイニングという文章を細分化しその出現頻度や時系列等を分析する手法もあります。

調査手法は様々ですが、必要に応じて組み合わせた調査を行うことが望ましいです。

#### 定量的調査と定性的調査の長所と短所

	定量的調査	定性的調査
長所	<ul style="list-style-type: none"><li>・多数のサンプルを扱える</li><li>・客観的な数値で比較できる</li><li>・指標として扱いやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別具体的な情報が得られる</li><li>・少数派の意見を拾うことができる</li></ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別具体的な情報が得られない</li><li>・多数派の意見が拾われやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多数のサンプルを扱うことが難しい</li><li>・計画や施策への反映に、主観の影響を受けやすい</li></ul>

#### ■ 対象者の検討

調査の対象者には、未就学児、小学生、中学生、保護者、若者、子育て当事者、施設責任者・利用者、広く市民等が想定されます。なお、こどもを対象にしたヒアリング調査を実施する場合は、特に情報の取り扱いや聞き方に留意する必要があります。（詳細は第7章を参照）

## 事例<大阪府豊中市>

豊中市では、「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画」の策定にあたり、2つのアンケートを実施しており、保護者やこども、関係者など幅広く対象としている。

### ①子育ち・子育て支援に関するニーズ等調査

#### 【対象】

対象者		対象者数	抽出人数	有効回収数	有効回収率
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	22,142人	4,206人	2,260件	53.7%
	小学生（6～11歳児）の保護者	22,689人	2,502人	1,323件	52.9%
子ども本人	小学5年生	3,772人	868人	448件	51.6%
	中学2年生	3,580人	929人	410件	44.1%
	高校2年生相当年齢の方	3,711人	817人	228件	27.9%
合計		55,894人	9,322人	4,669件	50.1%

「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

#### 【内容】

##### ・保護者：

生活習慣、就労状況、保育サービスの利用状況、一時預かり、病気時対応、地域子育て支援事業、相談相手、子育て支援サービスの認知度・利用意向、地域での子育て環境、育児負担、育休についてなど

##### ・こども：

生活習慣、学校生活・学習、日常の家庭や地域における状況、子ども自身の思い、友達づきあい、不安や悩み、大人や将来についてなど

#### 【方法】

郵送配布・回収

### ②地域の子育ち・子育て支援の関係者へのアンケート

#### 【対象】

民生委員・児童委員、校区福祉委員会、社会福祉（高齢、障害、児童）事業者、自治会、自主防災組織などの団体関係者

#### 【方法】

地域福祉ネットワーク会議（生活圏7ブロックごとに開催）で配布・回収

## ■ 具体的手法の検討

アンケート調査の場合、郵送、web、学校・保育施設等を介した配布・回収等が想定されます。ヒアリング調査の場合、個人を対象としたヒアリングや複数人を対象としたグループヒアリング等が想定されます。また、開催方法は対面式、web会議式が考えられます。

## ■ 調査の留意点

調査の留意点として、以下が挙げられます。

### 留意点①調査内容の検討

調査の内容や項目については先述した協議会にて効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得ることも有効と考えられます。

### 事例<静岡県浜松市>

浜松市では「浜松市子ども・若者支援プラン」策定にあたって、2つのアンケートを実施している。

#### ①子ども・子育てに関するニーズ調査

【対象】浜松市在住の就学前児童の保護者 3,000 人及び小学生の保護者 2,000 人

【内容】子育て支援に関するニーズ調査（主に教育・保育・子育て支援や放課後児童会）

	就学前児童保護者	小学生保護者
1	お住まいの地域について	お住まいの地域について
2	お子さんとご家族の状況について	お子さんとご家族の状況について
3	子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4	お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5	お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6	お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7	お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8	お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	
9	お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12	子供の貧困対策について	

「浜松市子ども・若者支援プラン」より

【方法】

郵送配布・回収

## ②子どもの生活実態調査

### 【対象】

浜松市在住の小学5年生の子ども及び保護者3,000世帯

浜松市在住の中学2年生の子ども及び保護者3,000世帯

### 【内容】

保護者調査	子ども調査
・あなたと世帯のことについて	・あなたのことについて
・お子さんの両親について	・健康や食事のことについて
・家計状況について	・ふだんの生活のことについて
・お子さんとの関わりやお子さんの将来について	・学校生活や勉強のことについて
・子育ての悩みや子育て支援の制度について	・ふだん感じていることについて

### 【方法】

郵送配布・回収

## ③ひとり親家庭に対する実態調査

【対象】児童扶養手当受給者（子どもの年齢を問わず、広く調査への協力を依頼）

【内容】ひとり親や子どもの修学を支援する制度、生活や子育ての悩み、養育費等

【方法】児童扶養手当現況届窓口にて配付、オンラインまたは窓口で回答

## ④支援者アンケート

### 【対象】

学習支援や子ども食堂などを実施している支援団体、

民生委員児童委員やスクールソーシャルワーカー

【内容】活動内容、支援者対象者が抱えている課題、今後必要と考える支援等

【方法】メール・FAX

## 事例＜福岡県宗像市＞

宗像市では「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定にあたって3つのアンケートを実施している。②子どもの生活に関する実態調査は、貧困家庭やヤングケアラーの発見を目的として実施されているが、調査名からはそうした意図が明瞭にならないものとしている。（→留意点③センシティブな問い合わせの配慮　宗像市の事例）

### ①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

#### 【対象】

未就学児の保護者、小学生の保護者

#### 【内容】

子育て支援施策に対するニーズに関すること

#### 【方法】

郵送配布、郵送・web回収

### ②子どもの生活に関する実態調査

#### 【対象】

小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者

#### 【内容】

貧困に関すること、ヤングケアラーに関すること

#### 【方法】

学校配布、学校・web回収

### ③子ども・若者育成支援に関する意識調査

#### 【対象】

15歳～39歳の市民

#### 【内容】

引きこもりに関すること、少子化に関すること

#### 【方法】

郵送配布、郵送・web回収

## 留意点②回答率を高める工夫

アンケート調査票の質問項目やヒアリング調査で聞く内容が多いと、回答者の負担となり、回答率が下がってしまったり、関心を持っている回答者の意見に偏ってしまったりする可能性もあります。

学校の全学年を対象とするアンケート調査では、学校に配布・回収を依頼することで回収率をあげることができます。しかし、学校によっては対応しきれない場合があり、教育現場の実情に合わせて検討する必要があります。

### 事例＜東京都豊島区＞

豊島区では、「豊島区子ども・若者総合計画」策定にあたって、「区民調査」と「子ども施設職員・地域団体等調査」の2つのアンケートを実施している。区民調査では、子どもにとって負担が減るように、重要な問題だけに絞って調査票を作成している。以前は郵送による回収のみであったが、Webでも回答できるよう変更している。また、調査の途中でお礼状兼督促状としてハガキを送付している。

#### 【対象】

- ・就学前の児童の保護者、小学校1～3年生の保護者、小学校4～6年生の保護者、中学生の保護者、小学校4～6年生の子ども本人、中学生・高校生等本人、18～29歳の若者を住民住区台帳から抽出（区民調査）
- ・子ども施設の職員や地域団体（子ども施設職員・地域団体等調査）

対象者		子ども・若者の年齢	配付数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5歳	1,500	738	49.2%
	②小学校1～3年生保護者	6～8歳	750	405	54.0%
	③小学校4～6年生保護者	9～11歳	750	305	40.7%
	④中学生・高校生等の保護者	12～17歳	1,500	544	36.3%
子ども 若者	⑤小学校4～6年生本人	9～11歳 (上記③の子ども)	750	279	37.2%
	⑥中学生・高校生等本人	12～17歳 (上記④の子ども)	1,500	455	30.3%
	⑦若者	18～29歳	1,500	302	20.1%
合 計			8,250	3,028	36.7%

区分	対象者	配付数	回収数	回収率
①区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センター・ジャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所の職員	300	272	90.7%
②地域団体	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会	350	212	60.5%
合 計		650	484	74.5%

豊島区子ども・若者総合計画より

**【内容】**

- ・「豊島区子どもの権利に関する条例」認知度、子どもの権利侵害の状況、地域の遊ぶ・スポーツする場所、おとなに意見を聞いてもらえるか・子どもの意見を聞いているか等（共通）
- ・自己肯定感、地域活動の参加状況、学校は楽しいか、悩みや困っていること等（子ども・若者）
- ・主な子育て者、母親の就労状況、教育・保育事業の利用状況、子育ての楽しさ、地域活動の参加状況、子育て施策の要望等（保護者）
- ・就労状況、地域活動の参加状況、選挙参加状況・意向等（若者）

**【方法】**

郵送で配布・回収、WEB回答

## 事例＜高知県四万十市＞

四万十市では、「四万十市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたって、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しており、郵送以外にも、保育施設や学校での配布・回収を行うことで高い回収率を実現している。

### 【対象】

- ・四万十市内在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
- ・四万十市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未就学児童	1,242件	966件	77.8%
小学生児童	1,223件	1,039件	85.0%
合計	2,465件	2,005件	81.3%

四万十市子ども・子育て支援事業計画より

### 【内容】

お子さんとご家族の状況、子どもの育ちをめぐる環境、保護者の就労状況、平日の定期的な教育・保育事業の利用、地域の子育て支援事業の利用状況、土曜日・休日などの幼稚園・保育所等の利用希望、病気の際の対応、不定期の保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用、小学校就学後の放課後の過ごし方、育児休業や短時間勤務制度等 職場の両立支援制度、子育てに関する情報、行政への要望

### 【方法】

郵送、保育施設での配布・回収、学校での配布・回収

### 留意点③センシティブな問い合わせへの配慮

貧困や困難を抱えるこどもに対する問い合わせ等、センシティブな問い合わせでは、文言や聞き方に配慮する必要があります。手法については地域の実情に合わせて内部で十分に検討することが求められます。

#### 事例＜大阪府豊中市＞

豊中市では、「こどもすこやか育みプラン」の策定にあたって、「子育ち・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施している。学校の授業時間内での調査の実施を検討したものの、センシティブな内容が先生方の目に触れてしまう可能性があることや、学校に問合せが入り現場の負担となってしまうことなどを考慮し、郵送での配布回収としている。

#### 事例＜京都府京都市＞

京都市では、「京都市はぐくみプラン」策定にあたって、アンケートの設問・選択肢の文言に十分に配慮し、答えたくない質問については、回答いただかなくても構わない旨の文言を記載している。

#### 事例＜福岡県宗像市＞

宗像市の「子どもの生活に関する実態調査」では、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象としている。小学5年生の場合、回答する際に質問の意味を聞くなど大人の手助けがいると考えられるが、貧困やヤングケアラーに関する内容であるため（→留意点① 調査内容の検討 宗像市の事例）、保護者の影響を受けないよう、学校の授業の一環でアンケートを実施する予定である。

## 事例<秋田県湯沢市>

湯沢市では、市内の全中学生を対象に、家庭内での困りごとを調査する「子どもの生活アンケート」を実施した。本アンケートは、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等の状況により支援が必要な生徒を発見することを目的としているが、「ヤングケアラーアンケート」等、直接的な表題としないことで、回答しやすいような配慮がなされている。

また、家庭の状況を問う内容のため、学校のタブレット端末で回答する方式としており、設問の最後には相談窓口を紹介している。

### ～中学生のみなさんへ～

学校や家庭生活のことで悩んだり困ったりしたときは、ひとりで抱えず、学校の先生やスクールカウンセラーなど信頼できる大人に相談することをおすすめします。

自分のことや家族のことを話すのはとても勇気のいることですが、思い切って「言葉」にしてみることで、解決につながる方法が見つかったり、気持ちを軽くしたりすることができるかもしれません。

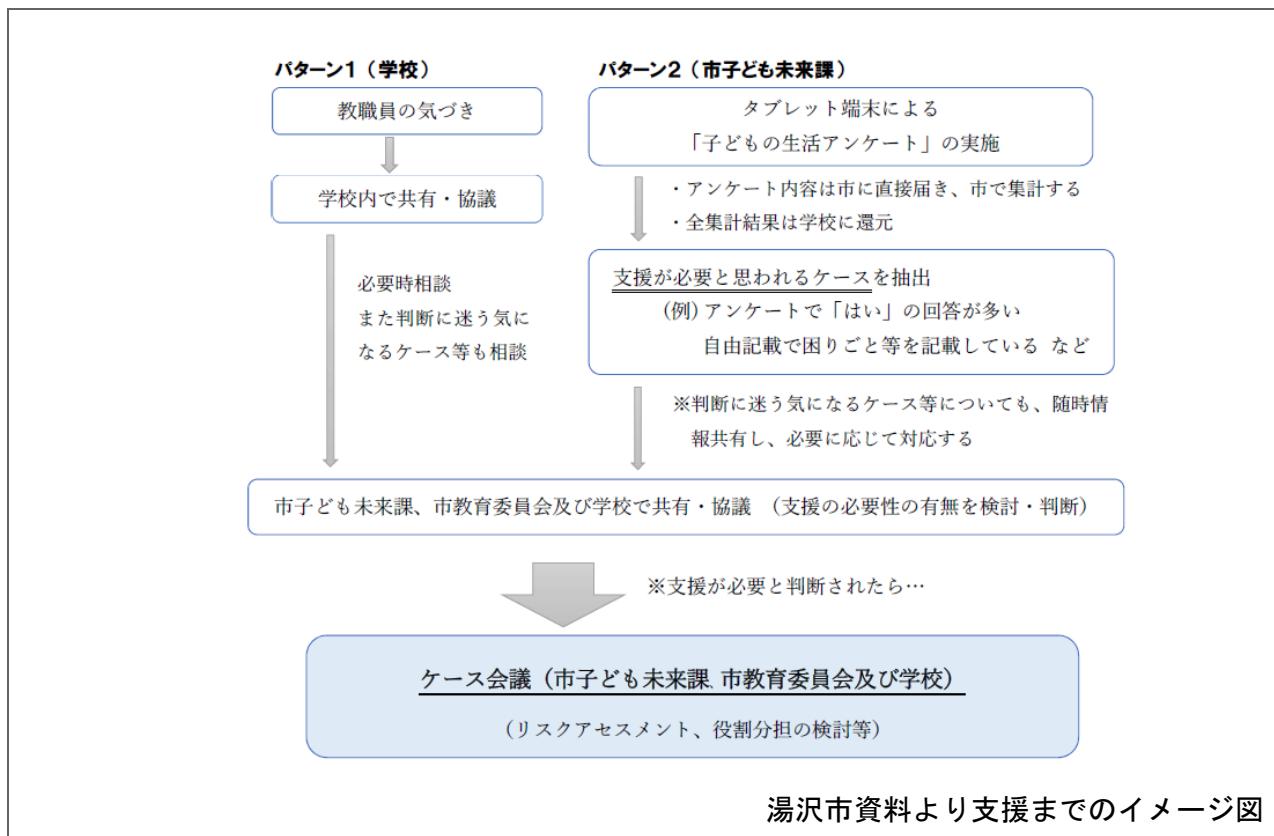
もし、話すことに抵抗があったり、まわりに話を聞いてくれる大人がいなくても、下記のような相談先があります。

サポートしてくれる人は必ずいますので、勇気を出して相談してみませんか。

名称	電話番号	受付
湯沢市子ども未来課 子ども子育て応援班 (保健師または家庭相談員まで)	0183-55-8275	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
湯沢市健康対策課 (保健師まで)	0183-73-2124	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
南児童相談所	189(いちはやく)	24時間 365日 (休日夜間は中央児童相談所につながります)
子ども家庭電話相談 '電話相談よい子に'	フリーダイヤル 0120-42-4152	24時間 365日 (中央児童相談所につながります)

### 湯沢市「子どもの生活アンケート」より

アンケートの実施検討にあたっては、教育委員会や校長会と協議・意見聴取を行っているほか、アンケートの集計結果は学校に共有、アンケートの結果から支援が必要な生徒については学校、教育委員会と情報共有を行っている。この結果、ヤングケアラーに該当すると判断できる世帯や、支援を要すると疑われる世帯への、家計支援、相談支援等、実際の支援実績につながっている。



湯沢市資料より支援までのイメージ図

## 第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映

### 7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取

こども基本法第十一条では、“地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”とされています。自治体こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれます。



#### Point

- ☞ こども・若者に直接意見を聴取するとともに、困難を抱えるこども・若者やそれを支援する施設の職員など、子育て当事者も含め、なるべく多様な観点からの意見を聴取します。こども・若者の意見聴取の意義や、聴取した意見の反映方法、そのほか留意点等は「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>をご参考ください。

#### ■ 意見の聴取対象

聴取対象は、こども・若者に加え、保護者や関係施設の職員など、子育て当事者も検討します。

#### こども・若者、子育て当事者への意見聴取対象例

聴取対象	備考
幼児期のこども	-
学童期・思春期のこども	-
青年期の若者	-
子育て当事者	-
声を聴かれにくいこども・若者	声を聴かれにくい状況とは、例えば、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこども等が考えられる。より困難な状況にあるこどもこそ声をあげにくいことを認識し、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

## ■こども・若者へのアプローチ方法

意見聴取の対象とすることも・若者へのアプローチ方法は以下のようない方法があります。

### ① 公募

- 意見聴取の対象者を公募で募集する際には、公平性を重視しつつ、その構成は可能な限り年齢や性別、居住地域等のバランスをとり、特定の属性の意見に偏らないよう考慮する。
- 一方で、同じ属性同士のほうが話しやすい場合もあるため、意見聴取の目的や内容によって募集方法やグループ分けを検討・判断する。
- ホームページや広報誌への掲載、SNSによる発信のほか、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設などこどもや若者の生活の場や活動の場を通じた幅広い周知により、参加者の多様性や公平性を全体として確保する。

### ② 教育委員会や学校との連携

- 様々なこどもたちに参加の機会を広げるに当たって、教育現場との連携は有効です。学校からの推薦や無作為抽出による参加、出前授業の機会を活用した意見聴取、児童・生徒用の端末を活用したGIGAスクール構想との連携などが考えられる。

### ③ 地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等との連携

- こども議会やユースカウンシル等地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等と連携し、当該団体に属するこどもや若者が中心となって、地域のより多くのこどもや若者の声を集約する。

### ④ 地域のこども・若者から代表を選出

- 地域のこども・若者を対象にした選挙等によりその地域の代表者を選出する。

### ⑤ 継続的な参加の機会

- 一度きりの意見聴取だけでなく、施策の内容や目的に応じ、政策をより効果的なものにしていくための継続的・定期的な意見交換の場の設定や活動も検討する。

### ⑥ こどもや若者の活動の場や生活の場における意見交換

- 児童館や放課後児童クラブ、児童養護施設等こどもや若者が利用したり生活したりしている施設等を訪問する機会を捉えて声を聴く、無作為に抽出して訪問する等の取組を行うことで、積極的に意見を言わない・関心が薄いこどもや若者、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや若者の参画機会を広げる。

## 事例<愛知県名古屋市>

- 名古屋市では、幅広い対象から意見を聴取するために、子ども（10歳～17歳）、保護者、若者（18歳～39歳）を対象としたアンケートによる定量調査を実施するとともに、ヒアリングや座談会により、調査員が直接意見を聴取する定性調査を実施している。
- ヒアリング調査は、子ども（小学生、中学生、高校生）のみだけでなく、未就学児の保護者や若者の就労支援を行っている団体等、普段から子どもと接する機会が多い対象も実施している。

表 意見聴取の対象の例（定量調査）

### ■定量調査一覧

区分	対象	内容
①子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査	子ども 8,000人 若者 10,000人 保護者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、本市事業の認知度や利用状況、利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

### ■定量調査一覧

① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	平成30年7月9日～7月30日		
調査方法	郵送法		郵送法(一部ウェブによるオンライン調査)
調査対象 及び 標本数	10歳から17歳 までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人 (郵送回答1,000人) (ウェブによるオンライン回答9,000人)
抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数 (回収率)	1,482(18.5%)	就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%)	郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)
質問数	・設問58問 ・フェイス項目6問 ・自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・設問99問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問  就学後の子どもの保護者 ・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問	・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問
② 市政アンケート			
項目	内 容		
実施時期	平成30年10月2日～10月16日		
調査方法	郵送法		
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)		
標本数	2,000人		
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数(回収率)	940人(47.0%)		
質問数	「なごやの子どもの育成に関するこ」9問		

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より

表 意見聴取の対象の例（定性調査）

■定性調査一覧

区分	対象	内容
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者(主に子ども)名古屋の好きなところなどについてアンケートを実施
	②なごっちワークショップ	参加者(小学5年生～中学1年生)現在困っていることなどについてアンケートを実施
	③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその保護者)なごや子ども条例に定める子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施
	④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施
⑤なごっちサミット	小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について子どもが考え、意見表明※国際交流課姉妹友好都市周年イベントとの合同開催
⑥ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や将来への思いなどについて意見聴取
⑦愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査	子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施
⑧名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング	事業等利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業等利用者や支援者を対象にヒアリングを実施
⑨子育て世代と若者の座談会 座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするには」をテーマに意見交換
		子育て世代と若者の座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケートを実施
⑩関係団体、支援者等からのヒアリング	未就学児の保護者、若年者の就労支援を行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」より

## ■ テーマ設定と事前の準備

子ども・若者に関連する幅広い施策において意見を聞くことに加え、子どもや若者がテーマを設定する機会を確保します。テーマについて十分に意見表明できるよう、事前の情報提供や学習機会の確保が求められます。

- テーマは、子どもや若者を支援対象とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策において、子どもや若者との関連性を認識し、その策定プロセスの中で適切なテーマ設定を行います。
- 大人が聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、子どもや若者の側から広くテーマを募集したり、用意されたテーマの中から子どもや若者がテーマを選定できる仕組みを用意したりすることで、子どもや若者のニーズに即した意見反映と主体的な子ども・若者参画を促進します。
- 意見を聞く側は、意見を聴取するテーマに関して、子どもや若者の年齢や発達段階に応じた情報を事前に提供し、子どもや若者がテーマについて学習したり考えたりした上で意見表明ができるよう必要な準備を行います。

## ■ 意見の聴取手法

子ども・若者、子育て当事者への意見聴取の手法としては、以下が挙げられます。これらはあくまで例示であり、これらを全て実施しなければならないというものではなく、子ども施策の内容や目的などに応じ、多様な手法を組み合わせながら実施することが重要です。

- ① **対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換**
  - ・ それぞれについて、グループでの意見交換ほか、必要に応じ、個別ヒアリングもあり得る。意見交換の人数規模、回数、期間など、多様な在り方を組み合わせる。
  - ・ SNSの活用においては、フィルタリングが推奨されるものや、子どもの健やかな育成に関する課題についても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用的するアプリ等の慎重な検討や、子ども・若者本人に対するITリテラシーの教育強化、保護者への丁寧な説明が必要である。また、IT機器やインターネットを使用できる環境にない、活用が不得手な子ども・若者への配慮なども求められる。
- ② **インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等子どもや若者の居場所を通じたアンケート**
- ③ **子ども・若者を対象としたパブリックコメント**
- ④ **審議会・懇談会等への子どもや若者の参画**
  - ・ 例えば、審議会等において、委員への子ども・若者の登用や、下部組織として子ども・若者からなる会議体の開催。行政の意思決定者の諮問機関として子ども・若者からなる会議体を開催。
  - ・ 審議会のように大人の人数が多い話し合いの場では、子どもや若者が話しやすい環境を確保できるよう配慮する。例えば、会議における子ども・若者の人数をできるだけ多くすることなどが考えられる。
  - ・ 参加する子ども・若者の名前については、その参画の方法に応じて、イニシャルや

仮名として公表したり、意見の内容から属性を特定できないようしたりするなど、参加することも・若者の個人に関する情報が不必要に特定されないように努める。

- ・ こども・若者とともに審議会に参加する大人には、こどもの権利や、活動がこどもにとって安心・安全に行われるようにするための研修を義務付け、こどもに対してしてはいけないこと、留意すべきことをまとめた行動規範の厳守を徹底し、権利侵害が起きない環境をつくる。

**⑤ 学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換**

- ・ こどもや若者がいつでも意見を言える仕組みや場を設ける。ただし、自由度の高い発言の場は、こどもや若者の自発的な参加を促す一方で、それだけでは、意見や提案ではなく、制度や政策には直結しない個人的な要望等に終始する可能性もある。聴く側が、政策との相互作用を意識しながら、場づくりやその場の進行を工夫する。

## 事例＜北海道剣淵町＞

- ・剣淵町では、意見聴取を小学生（4～6年生）、中学生、高校生世代（町外に通っている住民も含む）を対象としたアンケートを実施している。小学生及び中学生には学校の協力の元、QRコードを活用したWEBアンケートを学校の授業内で実施し、正直な意見を聴取するようしている。
- ・子育て当事者については、子育て当事者の一部から（サンプル調査）ではなく、剣淵町内に住む、中学生までのこどもがいる全ての世帯（182世帯）を対象としたアンケート（全数調査）を実施している。

表 剣淵町の計画策定の経過（アンケート調査の実施）

### 2 計画策定の経過

2018（平成30）年 11月	<b>子育て支援についてのアンケートを実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象：剣淵町に剣淵町内に住む、中学生までの子さんがいる世帯すべて（182世帯）にお渡し（お送り）</li><li>・回収：98通を回収しました。（回収率53.8%）</li></ul>
2019（平成31）年 4月～5月	<b>第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画検証</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係各課による第1期計画の検証の実施</li></ul>
2019（令和元）年 6月27日	<b>第1回子ども子育て支援会議を開催</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート結果の報告</li><li>・「第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」の検証結果を報告</li><li>・子育て支援に関する現状や課題について意見交換</li></ul>
2019（令和元）年 11月14日	<b>関係各課とのヒアリング</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・最終的な事業の確認、調整など</li></ul>

「第2期 剣淵町子ども・子育て支援事業計画」（一部抜粋）より

## 事例<大阪府豊中市>

- ・豊中市では、意見聴取を円滑に実施する工夫として、学校に対して、教育委員会を通じて、丁寧に協力依頼を行った後、市職員が直接訪問し、座談会またはインタビュー形式で意見聴取を実施している。
- ・また、ヒアリングする際には、子どもの意見を誘導するようなことは言わないことを前提とし、とりまとめる際にも、言葉を変えず、ありのままを記載することを心掛けている。

表 こどもへのヒアリング（座談会・ヒアリング）の概要

	実施内容
調査期間	①平成30年11月から平成31年1月 ②令和元年11月から12月
対象者	小学生から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施
訪問先	①地域子ども教室（5小学校区）、子ども食堂1か所、生徒会等（中学校3校、高校1校） ②生徒会等（中学校3校、高校3校）
実施人数	①小学生 72人、中学生 20人、高校生 7人 ②中学生 17人、高校生 30人
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの体験機会について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの体験で良かったもの：職場体験、ボランティア体験、地域交流、など</li> <li>・今後体験したいこと：多世代・他文化交流、など</li> </ul> </li> <li>○子どもの居場所づくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・家や学校以外で普段過ごす場所：親せきの家、学習塾や習い事の教室、図書館や公民館等の公共施設、カフェなどの店舗、など</li> <li>・あつたらよいと思う居場所：球技ができる公園や体育館、自習ができる場所、友だちと気軽に集まれる場所、など</li> </ul> </li> <li>○子どものための相談体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に利用できるSNSと、安心して利用できる対面の相談窓口を、状況に応じて使い分けられるとよい</li> </ul> </li> <li>○子育てと仕事の両立について <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの愛情がいっぱいあり、一緒にいられる限られた時間を大切にする気持ちが大切</li> </ul> </li> <li>○児童虐待の防止について <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろから親子と地域が関わり、親子関係や子どもの様子を地域住民が気に掛ける関係づくりが必要</li> <li>・保護者が精神的・時間的・金銭的なゆとりを持てるよう、仕事の負担軽減や保育サービスの充実が必要</li> </ul> </li> <li>○特別な支援を必要とする人への支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者が抱える課題への対処だけでは解決できないため、周囲の人の理解を深めるための支援も必要</li> </ul> </li> </ul>

「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

## ■ 意見を聴く体制・環境の工夫

### 【体制の工夫】

- ・ こどもに関する専門的知識や経験を有する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員等の人材を活用する。
- ・ 児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の生活の場や活動の場のスタッフやボランティア、O B・O Gを人材として活用する。
- ・ こどもや若者の社会参画に取り組むN P O等の民間団体や大学と連携し、ファシリテーターやサポーターを確保、養成する。
- ・ こどもや若者の意見表明の場づくりを通じてファシリテーターが直面する「こどもの本音を聴けているだろうか」、「この方法でよいのだろうか」などといった迷いや葛藤を、ファシリテーターが共有し振り返る場を設定するといった、ファシリテーターの能力強化も重要である。
- ・ 専門的知識を有するN P O等の民間団体に事業を委託する。

### 【環境の工夫】

- ・ こどもや若者が安心できる環境づくりの工夫をする。例えば、匿名性が確保される仕組み、オンラインツールやS N Sを活用した非対面での参加、こどもの生活の場や活動の場での意見聴取、聴取の場にいる大人の人数や服装への配慮（こどもの緊張や不安への配慮）、グループの作り方の工夫をする。
- ・ 事前の分かりやすい情報提供、意見交換の際の約束事の設定、意見がどう扱われるのかについて、その開示範囲を含めて明確化すること等で、参加に際しての不安を取り除く。
- ・ グループワークなどの際には、アイスブレイクのための時間を十分に確保し、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を醸成する。呼ばれたい名前やニックネームで呼び合う、開始前や休憩時間にファシリテーターから声掛けをするなど、参加者同士のコミュニケーションを活発化させる工夫をする。

## 事例<滋賀県>

- ・滋賀県では、子どもの意見聴取の対象を概ね小学4年生から大学生としている。
- ・アンケートによる意見聴取にあたっては学校等への直接訪問とWebの二通りの方法で行い、アンケートの趣旨を理解してもらうために、意見聴取を行いたい内容について事前に動画を見せるなどしたうえで実施した。
- ・学校への依頼は県の担当職員が直接実施する他、訪問先の学校の選定やWebアンケートの周知は県内市町の教育委員会や子ども政策担当部局に依頼している。
- ・周知にあたり、庁内においても子どもを対象とした広報誌に掲載する等の連携を図った。
- ・声を上げにくいく子どもの意見も聴取するため、小学校や中学校、高等学校に加え、不登校支援を行う団体や障害のある子どもが通う学校などを直接訪問し、日頃から子どもと接している支援者の協力の下で意見聴取を実施している。

ヒアリングより



アンケート実施にあたって配布のチラシ（滋賀県より提供）

## 事例＜高知県四万十市＞

- ・四万十市では、こども意見聴取の手法として、未就学児、小学生、中学生については保護者に対して、学校を通して、調査票を配布、回収している。
- ・調査票はwebと紙を併用し、web環境が整っていない家庭にも配慮している。
- ・学校への協力依頼にあたっては校長会などに説明を行い、調査結果についても共有している。また、回収にあたっては、未提出の生徒に先生から声をかけてもらうようにしている。
- ・高校生は郵送により依頼状を送付し、webでの回答を依頼している。（→4-2 四万十市の事例）
- ・意見聴取手法の検討にあたっては、内閣府・こども家庭庁で公開されている、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」に掲載されている具体的な事例を見て、四万十市でも実施できるのか、他の手法が良いのかなどを検討している。

四万十市の子育て支援に関するニーズ調査  
(小学生保護者用)

調査ご協力のお願い

皆様には日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では子ども・子育て支援を推進するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に実施しておりますが、少子化対策・子育て支援の重要性がより高まっていることから、四万十市においては、【こども】【家庭】により寄り添った子育て支援の取り組みが実施できるように、国のことども大綱の方針に則った「四万十市こども計画」を新たに策定する予定としております。

つきましては、新計画の策定に向けて、改めて、皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の希望」などを把握いたやすく、ニーズ調査を実施することにいたしました。皆様のご意見を本市のこども施策の検討に用させていただくものであり、ぜひ「ありのまま」のご意見をお聞かせください。ご回答いただいた調査内容は、回答者個人が特定されたり個々の回答内容が他にもれたり、他の目的に利用されたりすることは一切ございません。

ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年12月  
四万十市長 中平 正宏

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

【お問い合わせ先】 四万十市 子育て支援課 企画係  
TEL 0880-34-9007

アンケートは、本調査用紙、またはGoogleフォームのいずれかで回答してください。

本調査用紙で回答される場合

- ・次ページ以降の質問にお答えを記入ください。最後まで記入いただきましたら、この調査用紙を1月25日(木)までに 渡された小学校に 提出してください。

Google フォームで回答される場合

- ・スマートフォンやパソコン・タブレット端末等で、右の二次元バーコードもしくは下記のURLを読み込んで回答してください。  
URL <https://forms.gle/WTPx6ZJua48tK87>
- ・回答後にGoogleフォームで示されたコードを記入してください  
(コードから個人が特定されることはありません)

コード：

・Googleフォームから回答した場合は、回答完了コードを記入のうえ、この調査用紙を1月25日(木)までに 渡された小学校に 提出してください。  
(次ページ以降の記入は不要です)

出典：四万十市提供資料

### 図 保護者への依頼状（webと紙の併用）

高校生世代の皆さま

四万十市子育て支援課

こども・若者に関するアンケート調査ご協力のお願い

皆様には日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、四万十市では子ども・子育て支援を推進するため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に実施しておりますが、少子化対策・子育て支援の重要性がより高まっていることから、四万十市においては、【こども】【家庭】により寄り添った子育て支援の取り組みが実施できるように、国のことども大綱の方針に則った「四万十市こども計画」を新たに策定する予定としております。

つきましては、新計画の策定に向けて、高校生世代の皆様の「現在の状況」や「今後の希望」などを把握いたやすく、ニーズ調査を実施することにいたしました。皆様のご意見を本市のこども施策の検討に利用させていただくものであり、ぜひ「ありのまま」のご意見をお聞かせください。ご回答いただいた調査内容は、回答者個人が特定されたり個々の回答内容が他にもれたり、他の目的に利用されたりすることは一切ございません。

ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年1月  
四万十市長 中平 正宏

アンケートはGoogleフォームで1月31日(水)までに回答してください。

※Googleアカウントでログインしても、アドレスなど個人情報は届かないようになっています。

スマートフォンやパソコン・タブレット端末等で、右の二次元バーコード

もしくは下記のURLを読み込んで回答してください。

URL <https://forms.gle/nQVNZWaxUD4MDYAJ9>



・保護者が方代理で入力する場合は、お子様のご意見を聞いたうえで回答していただけようお願いいたします。

・不明な点がありましたら同封のQ&Aをご覧ください。

・調査結果を今後のまちづくりに生かしていくためには、できるだけ多くの方々から率直なご回答をいただく必要があります。

・皆さまからお寄せいただいた内容は統計的に処理し、調査の目的以外には使用いたしません。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

ご回答いただく上でご不明な点、調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

【お問い合わせ先】 四万十市 子育て支援課 企画係  
TEL 0880-34-9007  
FAX 0880-34-9003

出典：四万十市提供資料

### 図 高校生への依頼状（web回答）

## ■ 意見聴取の留意点

- ・安全・安心の確保
- ・子どもが意見を言いやすい雰囲気づくり
- ・子どもの意見を引き出すための人材の活用
- ・多様な立場の子ども等からの意見聴取
- ・大人が聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、子どもや若者が重要だと考えるテーマを提起する機会を確保するなど、テーマ設定自体に子どもや若者が参画できるようにする。

## 事例＜愛知県名古屋市＞

- ・名古屋市では、全ての職員が、こどもへの意見聴取などを円滑に実施できるようにするために、市の職員が対象となる「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定し、市の職員がこどもの意見を聞く際の留意点、こどもの意見を聞く方法などをとりまとめている。
- ・小学生から高校生までが登録している「なごっちフレンズ」を活用し、イベント参加の呼びかけ等、常時、こども意見収集の機会が創出できる仕組みを構築している。
- ・この「なごっちフレンズ」はこども担当部局だけでなく、名古屋市の全ての部局で活用することができる。

表 「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の目次

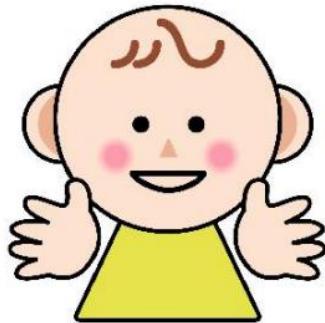
はじめに	1
1. 子どもの社会参画について「知る」	3
(1)子どもの社会参画の意義	
(2)子どもの社会参画とは何か	
2. 子どもの社会参画の「ポイントをつかむ」	5
(1)子どもの意見を聞く際の留意点	
・子どもの特性を知る	
・留意点の例	
・子どもへの説明と子どもの意思尊重	
(2)子どもの意見を聞く基本的な流れ・方法	
(3)子どもの積極的な参画を促す方法	
・子ども会議等の活用	
・ファシリテーターの活用	
3. 子どもの社会参画の「事例を学ぶ」	13
(1)子どもの社会参画の事例を学ぶ意義	
(2)子どもの社会参画の具体的な事例	
4. 子どもの社会参画の「取り組みを推進する」	17
参画を推進するための体制	
5. 子どもの権利を理解する	18
子どもの権利	
(資料)	
意見聴取の実施状況	20
・子どもへのヒアリング	
・支援者向けのヒアリング	
・若年、市職員向けアンケート調査	
子どもの社会参画の事例	24
なごや子どもの権利条例	28
児童の権利に関する条約（概要）	34
子どもの社会参画のよりどころとなる指針の策定懇談会検討経過	38

「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」より

## 名古屋のことを考え活動する子ども「なごっちフレンズ」大募集！

ソーシャルメディアへのリンクは別ウインドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#)  
最終更新日：2024年1月9日  
ページID:37022

こんにちは。なごや子どもの権利条例マスコットキャラクターの「なごっち」です。



身近な地域や名古屋のことを考え、活動する子どもたちを応援する『なごっちフレンズ』という制度があります。

子どもたちが地域やまちづくりに対する考え方を深めたり、子どもの意見を活かしたりするイベントなどをお知らせしています。

みなさん、ぜひ登録してくださいね。

登録してくれた子には、なごっちフレンズの証として「なごっちピンバッジ」をプレゼントします。

### なごっちフレンズとは

「なごや子どもの権利条例」を理解し、子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、名古屋市が行う子どもが社会参画する事業の情報を集約し、子どもたちに提供している制度です。

### 活動内容

名古屋市が行う『子どもが主体的に参加する事業』の情報を郵送などにより提供します。興味がある事業に各自で申し込んで参加してください。『子どもが主体的に参加する事業』とは、子どもが地域やまちづくりに対する考え方を深めたり、子どもの意見を活かしたりする事業のことです。

[なごっちフレンズ登録会員限定のワークショップ](#)も実施しています。

登録料・会費は無料です。

### 対象者

市内在住または在学の小学5年生から高校生

### 登録期間

高校3年生の3月31日まで

(途中で退会することもできます。)

## 図 なごっちフレンズの募集

## 事例<大阪府豊中市>

- ・豊中市では、こどもへの意見聴取をする事前準備として、こどもたちと日常的に接し、一定の信頼関係を構築している支援団体職員等と連携するなど、こどもが安心感をもって意見を話しやすい環境を構築している。

表 こどもへの意見聴取の例

### こどもへのヒアリング

#### ○ こどもワークショップ（公募）

＜概要＞ 小学校5年生から中学校3年生までの子どもを広報誌等で募集し、平成23年12月3日、12月26日、平成24年1月14日、3月26日にこどもワークショップを行いました。それぞれ、4人、15人、9人、17人で、のべ45人に参加していただき、本条例やこどもワークショップの目的を説明し、仲間作りを行いながら、地域や大人へのおもい、友達や自分のことについて、子どもたちの声を聞きました。

#### ○ 高校生

＜概要＞平成23年10月28日に高校生ダンスフェスタ代表者会議にて趣旨を説明したうえで、アンケート（自由記載）への協力を依頼し、約70枚配布し、45人から回答をいただきました。また、その結果をもとに、平成23年11月25日に同代表者会議メンバーのうちヒアリングへの協力に同意していただいた4人から意見をいただきました。

### 支援機関・団体等へのヒアリング

#### ○ 地域の子育ち・子育て支援団体

＜概要＞地域子育ち・子育て支援ネットワーク小学校区連絡会（テーマ「地域でできる支援とは～地域の親子の現状から～」）に北部・中部・南部で各1連絡会に出席し、趣旨を説明のうえ、ご意見をいただきました。連絡会のメンバーは、当該校区内で子育てサロンを運営している地域の方、社会福祉協議会職員、保健師、公（私）立幼稚園職員、公（私）立保育所（園）職員、地域子育て支援センター職員など。

「（仮称）豊中市子ども健やか育み条例制定にかかるヒアリング結果報告書」（一部抜粋）より

## 7-2 こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映

こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果を分析し、こども・若者、子育て当事者に関する現状を把握するとともに、現状を踏まえた課題・ニーズを整理します。聴取した意見を、計画に記載の施策に実際に反映するかどうかについては、当該施策の主たる目的、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を勘案し判断されるものであり、検討の結果、聴取した意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。一方で、要約された意見・提案等と、それを受けた対応については、計画上に分かりやすく示すことが望されます。



### Point

- ☞ こども・若者、子育て当事者の意見が、どのように計画の中で活用されているのかを明確にします。
- ☞ おとな目線でなく、こども目線も意識して計画を策定します。

### ■ 意見聴取結果反映の手法

聴取した意見は、計画策定にあたっての協議会や、その作業部会・分科会等の会議体で、施策を議論する際の資料として提出、報告し、計画づくりの参考にしましょう。

## 事例＜東京都豊島区＞

・豊島区では、子どもへの意見聴取結果をどのように施策に反映させるのかを明確にするため、アンケートやヒアリングで出された主な意見を取りまとめたうえで、そのすぐ下に「結果を踏まえた施策の方向性」をとりまとめ、子どもへの意見聴取結果を施策に反映させていく。

### 【アンケート調査結果より】

- 子育てを行っている人は、就学前保護者、小学生保護者は「父母ともに」が最も多く、中高生保護者は「主に母親」が最も多くなっています。前回調査と比べて、全ての保護者が「父母ともに」が多くなっています。
- 母親の就労状況について、フルタイムで就労している人が前回調査より増加し、保育施設、保育サービスのニーズが高まっています。
- 教育・保育施設に対して、地理的な利便性だけでなく、職員の質や充実した教育プログラムを望む保護者が多くみられました。
- 多くの保護者が子育てを「楽しい」と感じているものの、わずかではありますが「辛いと感じる」との方が多い人もいます。
- 子育て施策や事業に望むこととしては、いずれの保護者も、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備」「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」となっています。

#### 【結果を踏まえた施策の方向性】

- ▶ 父母ともに子育てに参加できるように、家庭教育の支援を推進し、子育てに関する知識などの普及に取り組みます。また、必要な保育サービスが行き届くよう、保育施設や保育サービスのより一層の充実を図ります。
- ▶ 教育・保育に関わる職員への研修や子どもの権利の普及啓発を通じ、職員の質の向上を図ります。
- ▶ 子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てできる環境をつくるために、子育てに関する相談体制を整備します。
- ▶ 「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」や「子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備」を望む保護者が多いことから、安全・安心な地域づくりや子どもの遊び場の充実に取り組みます。
- ▶ フルタイムで就労する母親が増加する中、父母で子育てをしやすい環境をつくるために、仕事と家庭生活の調和を実現するための取組を推進します。

(目標Ⅱの「子育て家庭への支援」、目標Ⅲの「幼少期から学童期の教育・保育サービスの充実」、目標Ⅵの「安全・安心な社会環境の整備」に反映させます。)

### 調査結果(ヒアリングから分かったこと)

#### 子どもの権利に関すること

- いずれのヒアリング対象施設・団体においても「豊島区子どもの権利に関する条例」を知っている子どもはおらず、アンケートと同様の認知度の低さが見られました。

#### 子どもの意見表明・参画の促進に関すること

- 学校のルールに関しては、意見を言う機会がないという回答があり、そもそも学校のルールに意見を言うという考えが無いことがうかがえました。

#### 子どもの居場所に関すること

- 公園やスポーツ・運動のできる場所の増設を望む回答が多くありました。
- 小学校高学年や中高生になると、遊べる場所・集まる場所が少なくなることがわかりました。
- 不登校経験のある子どもからは、話を聞いてくれる場が欲しいという回答や、同じ悩みを持つ同士が集まって話せる居場所があれば行っていたかもしれないという回答もありました。

#### 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること

- アンケート同様に、被虐待経験のある子どもは少数でしたが、少なながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験、DVを自認した経験を話す子どもがいました。
- アンケート同様に、いじめを受けたことのある子どもは少数ながら存在しました。

#### 悩みや不安、相談に関すること

- 知っている相談窓口について、具体的な窓口名を挙げた回答がなく、窓口の認知度の低さがうかがえました。
- 学力や進路、将来のことについて不安を感じている子どもが多く、外因にルーツを持つ子どもも勉強面での悩みを抱えている子どもが多いことがわかりました。
- 学校でない場で相談できる窓口や、専門家による相談窓口の設置を望む声など、相談窓口について、抱えている背景によって多様な要望が見られました。

#### 子どもの自己肯定感について

- 自分のことが「好き」「まあまあ好き」「普通」という回答が多数でしたが、「嫌いになるときもある」「自分の性格が嫌い」と回答した子どももいました。

#### 豊島区の施策に関すること

- 区役所にやってほしいこととして、遊ぶ場や相談できる場の増設、学校の環境整備などに関する回答がありました。「学校のルールを無くしてほしい」や「同性婚が出来るようにしてほしい」といった自由度をあげて欲しい旨の意見がある一方で「喫煙を取り締まって欲しい」などのルールの強化を望む声もみられました。

### 【ヒアリング調査結果を踏まえた施策の方向性】

- ▶ 子どもの権利を尊重し、子どもが一人ひとり自分らしく育つために、「豊島区子どもの権利に関する条例」への認知度を高め、子どもが意見を言える場づくりを推進します。
- ▶ 小学校高学年や中高生の遊び場や、放課後に過ごせる居場所の充実に取り組みます。また、同じ悩みを持つ仲間と交流できる居場所をつくるなど、一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。
- ▶ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済を推進するために、子どもの相談窓口の認知度を高めるとともに、個々の窓口の具体的な利用方法についても発信していきます。

(目標Ⅰの「子どもの権利に関する理解促進」、「子どもの居場所・活動の充実」、「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」、目標Ⅴの「相談体制の充実と情報発信」に反映させます。)

「豊島区子ども・若者総合計画」 令和2～6年度より

## 事例<大阪府豊中市>

- ・豊中市では、子どもの意見聴取結果を受けて、どのように今後の施策に反映させていくのかを明確にするため、ニーズ調査や子どもの意見聴取結果などから「これまでの取組」を記載するとともに、「今後の課題」として、子どもたちの声を掲載し、その声をうけて市としてどのように取り組んでいくかという方向性について掲載している。

4

### これまでの取組みと今後の課題

前述のほか、待機児童の解消をはじめ、様々な成果がありましたが、以下のようにニーズ等調査などからみえた課題もあり、引き続き総合的な施策展開が必要です。

#### ニーズ等調査結果等からみえた成果と課題（まとめ）

##### ■子どもの体験機会の充実が必要

ニーズ等調査（平成30年度）

あらゆる分野で子どもが体験したことのある活動の機会が減少しています。子どもが一員として社会と関わり、将来に向けて必要な視点や知識を培うため、学校や地域をはじめとする様々な場での体験活動の機会の充実が必要です。

生活実態調査（平成28年度）

##### ■貧困の状況にある子どもの学習意欲を高め、モデルとなる将来像を示すことが必要

困窮度\*の高い世帯の子どもは学習理解度や、進学先として「大学」「大学院」を希望する割合が比較的低い傾向があります。貧困状態にある世帯の子どもの学習意欲を高めることで貧困の連鎖を断ち切ることにつなげるとともに、家庭以外の大人やロールモデルとなる年長者との関わりを通して、夢と希望をもって成長できる環境を整えることが必要です。

ニーズ等調査（平成30年度）

##### ■雨の日に遊べる場所が求められている

就学前の親子や子ども同士が安心して過ごせる居場所が求められており、特に、雨の日に遊べる場所がないと感じる保護者や子どもが多くなっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

##### ■地域の人に支えられていると感じる保護者が増加

乳幼児健康診査時の絵本の読み聞かせスタッフや認定こども園\*等での地域子育て支援事業での園職員との関わりなどを通して、保護者と接する機会の充実に努めてきました。なお、地域の人に支えられていると感じる人は子育ての不安や負担感が低い傾向があります。

ニーズ等調査（平成30年度）

##### ■子育てに不安や負担を感じる保護者が約40%

子育てに関する悩みとして、保護者自身の時間的・体力的な負担や子育てにかかる出費、子どもの教育などを挙げる保護者が多く、子育てに不安や負担を感じる保護者は就学前児童・小学生の保護者ともに約40%と増加傾向となっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

##### ■多様な保育サービスの充実や保護者の休息のための機会が必要

女性の就労率の上昇とともに共働き世帯が増加しており、仕事と子育てを両立させる上の課題として、緊急時の子どもの預け先がないことや、保護者自身に余裕がないことが挙げられます。多様な保育サービスを充実するとともに、安心して子どもと向き合うために保護者がリフレッシュできる環境づくりが必要です。

「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」より

## ■ 意見聴取結果反映の留意点

聴取した子どもの意見を実際の施策に反映するかどうかについては、施策の目的、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性などと、子どもの意見を比較した上で、子どもの最善の利益を実現する観点から合理的に判断されることが重要です。

検討の結果、子どもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ますが、子どもの意見・提案等については、意見・提案等を要約して対応方針を示すことが重要です。

対応方針は「いただいた意見を計画に使います（意見を反映する）」や「〇〇という観点から今回の計画に反映することができませんでした。しかしながら、いただいた意見も重要な観点になるため、今後、〇〇の会議で議論するなど、今後、検討していきます。」など分かりやすく示すようにしましょう。

### （参考資料）

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～子ども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

（ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline> ）

子ども基本法に基づく子ども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

（ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/ikenhanei/> ）

子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書

（ [https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei\\_process/report](https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/report) ）

### 調査研究報告書＜全体版＞

[調査研究報告書＜全体版＞（PDF／13,626KB）](#)

### 調査研究報告書＜概要版＞

[調査研究報告書＜概要版＞（PDF／3,791KB）](#)

### 調査研究報告書＜やさしい版＞

（ちょうさけんきゅうほうこくしょくやさしいばん）

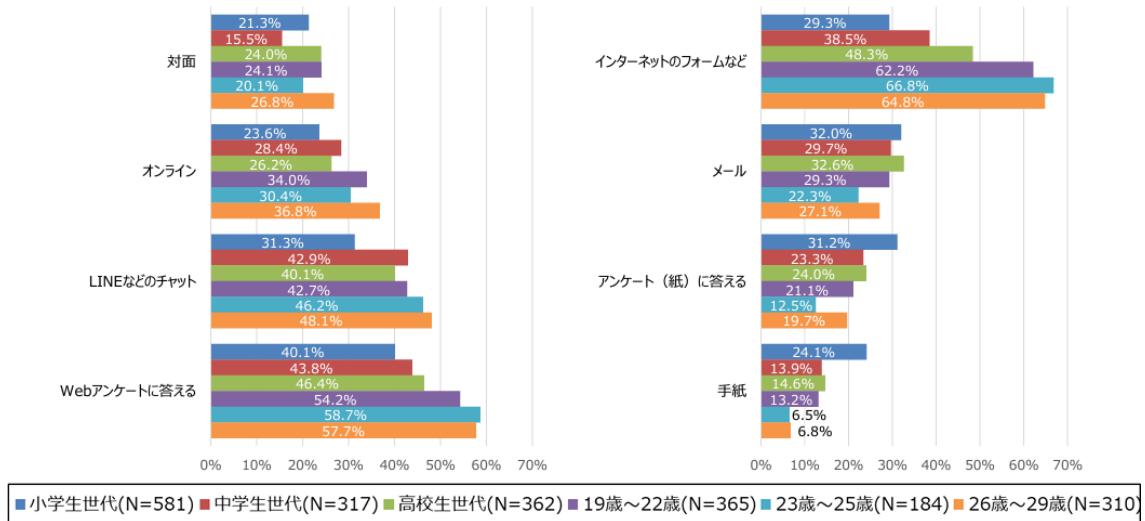
[調査研究報告書＜やさしい版＞ポイント編（ポイントへん）（PDF／3,991KB）](#)

[調査研究報告書＜やさしい版＞調査結果編（ちょうさけっかへん）（PDF／44,068KB）](#)

## 「子ども・若者の意見」のまとめ：Webアンケート

### 国や自治体に対して意見を伝えやすい方法（年代別）

- 「対面」「オンライン」「LINEなどのチャット」「Webアンケートに答える」「インターネットのフォームなど」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向があり、「メール」「アンケート（紙）に答える」「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向があった。



「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」より

## 事例<愛知県名古屋市>

・名古屋市では、意見聴取の対象としたこどもに対しても、策定した計画の理解を促す試みとして、計画の読み手として、こどもを想定した「子ども用概要版」を作成し、誰でも読めるようにホームページで公開している。(下記のアドレス参照)

[https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000127/127189/wakuwaku2024kodomo\\_gaiyouban.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000127/127189/wakuwaku2024kodomo_gaiyouban.pdf)

・「子ども用概要版」は冊子（リーフレット）も作成し、例えば、市内の学校の授業で教材等として活用され、学校関係者等からの要請に応じて適宜配布している。



図 なごや子ども・子育てわくわくプラン（子ども概要版）

## ■ 意見聴取結果反映のフィードバック

こどもや若者の意見がどのように扱われ、どのような結果となったのか、こども・若者に分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信しましょう。

- ・ フィードバックの手法やタイミングは、意見聴取の手法によっても様々である。行政の首長等からのフィードバック、審議会等における検討や資料配布、定期的な状況報告機会の確保、こどもや若者への個別のフィードバック等が考えられる。
- ・ こどもや若者から出された意見をまとめたり公表したりする際には、意見を表明したこども・若者にその内容を確認し、本人の意向に応じて修正や削除に対応する。また、意見の内容によって個人が特定されることのないよう留意し、安心安全を確保する。
- ・ 意見が政策に反映されたかどうか、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスをこどもや若者に分かりやすく伝える。
- ・ その際、行政機関のホームページ等による公表のほか、SNS等こども・若者が日常的に触れやすい手法を活用して伝える。
- ・ 個々の意見の全てに逐一の対応を示す必要は必ずしもないが、要約された意見・提案等に対して、検討のプロセスとともに、「意見を反映した」「今後の検討課題とする」などの対応や、「ここまで実現できる可能性がある」といった代替案などが分かりやすく公表する。
- ・ フィードバックの内容は、様々な機会を捉え、広く一般にも発信する。

## 第8章 計画の策定・更新

### 8-1 計画の構成

自治体こども計画の構成例を以下に示します。基本的な方針や目標等を定めるためには、それに至る現状分析や問題点・課題の整理を体系的に行い、基本的な方針や目標設定の根拠を明確化しておくことが大切です。計画書の前段部分も含め、計画書全体の構成を検討しましょう。



#### Point

- ☞ 基本的な方針や施策の展開など、計画書全体の構成が明確になる工夫をします。

#### 【自治体こども計画の構成例】

##### はじめに

- ・計画の背景・趣旨
- ・計画の位置付け
- ・計画の期間
- ・計画の対象

##### 1. こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- ・
- ・

##### 2. 計画の基本的な方針

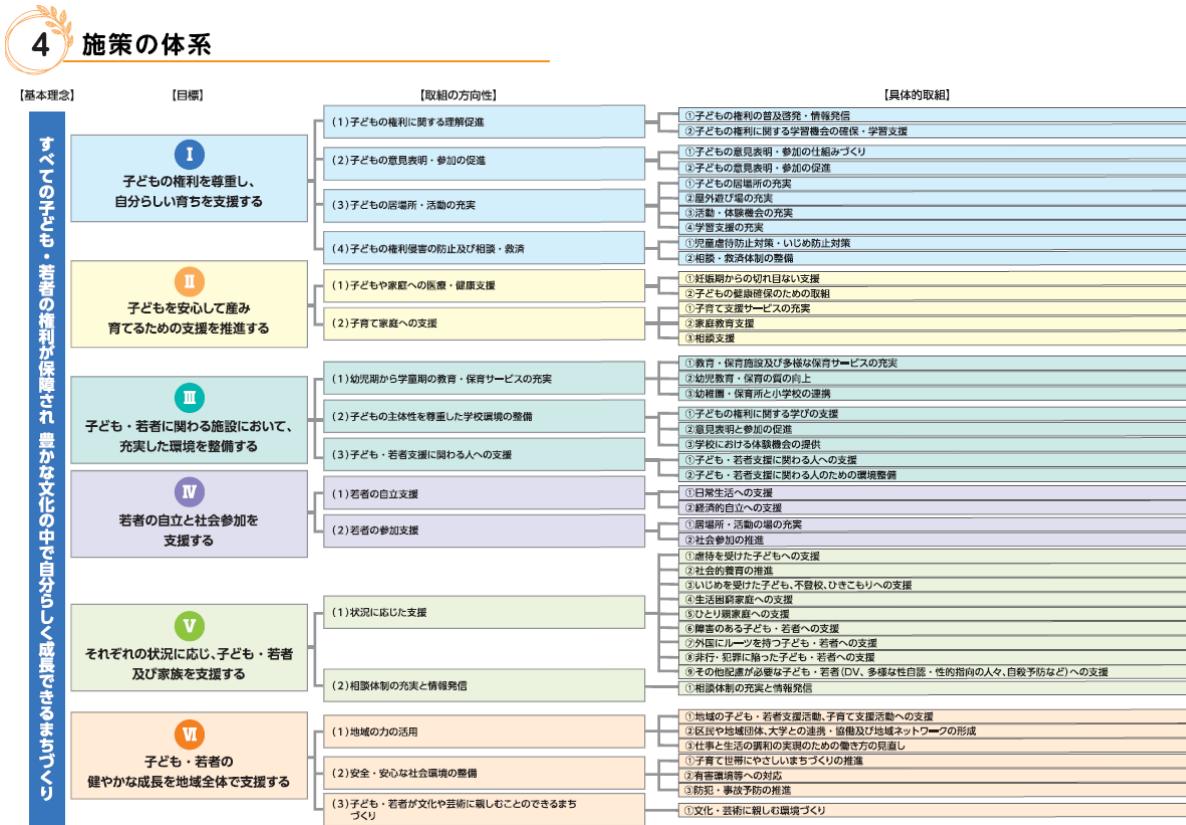
- ・
- ・

##### 3. 施策の展開

- ・
- ・

## 事例<東京都豊島区>

- ・豊島区では、基本理念、目標、取組の方向性、具体的取組の関連が一目でわかるように、施策の体系（基本理念、目標、取組の方向性、具体的取組）を一覧表にとりまとめ、基本理念から具体的取組までの紐づけを明確にしている。
- ・具体的取組については、すぐに実現が難しいものも含めて、目標として出している事業も含まれている。



「豊島区子ども・若者総合計画」 令和2～6年度より

図 施策の体系（基本理念、目標、取組の方向性、具体的な取組）

## 事例<石川県>

- ・石川県では、施策の体系（施策の柱、施策の方向性）を一覧表にとりまとめるとともに、施策の方向性に紐づく、具体的な取組内容を記載し、必要に応じて、一部の取組には数値目標を設定している。

### 5 施策体系



「いしかわエンゼルプラン 2020」より

図 施策体系（施策の柱）

## 8-2 目標の設定

施策が適切に実施されているのかを評価するため、目標を設定します。目標には数値を根拠にした定量的な目標と、数値を設定せず、実施状況をとりまとめた定性的な目標とを意識して設定します。必要に応じて、計画期間の中間時期に施策が適切に実施されているのかを評価するため、中間目標を設定します。



### Point

- ☞ 目標の設定は、既存の計画の目標を基本として、適宜、有識者などの意見を取り入れて設定します。

#### ■ 目標の設定項目

目標の設定項目は、既存計画や上位計画で設定されている目標に基づいて設定する他、アンケートやこども・若者、子育て当事者への意見聴取で把握した課題・ニーズを踏まえた目標を設定します。

#### ■ 目標数値の設定根拠

定量的な目標を設定した場合、目標数値の設定根拠を明記する必要があります。設定根拠には、トレンド（すう勢値）※による目標値、トレンド（すう勢値）では説明できない外的要因の予測を踏まえた目標値などがあり、外的要因の予測を行う場合は、予測手法についても明記しておきます。

また市町村において、自治体こども計画に、子ども・子育て支援事業計画の内容を含める場合は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、必要に応じて「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を参照し数値目標を設定します。

（参考）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）

（[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/2115d322/20240319\\_policies\\_kokoseido\\_law\\_jimurenraku\\_287.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c9e1a6a-698b-4f73-a402-d3cc3fee4f07/2115d322/20240319_policies_kokoseido_law_jimurenraku_287.pdf)）

※すう勢：時系列的な数量観察において個々の数値の変動を貫く長期的な基本的変動傾向

## ■ 中間目標の時期

定量的な目標、定性的な目標に関わらず計画期間中に計画の進捗を評価するための中間目標を設定することが望ましいです。中間目標の時期は、計画期間中に適宜設定しますが、定量的な目標については可能な限り毎年評価するように中間目標を設定します。

### (参考資料)

令和5年12月22日に閣議決定された、こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）が設定されている。

別紙1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

別紙2 「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」

こども家庭庁ホームページ「こども大綱の推進」

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>)

## 事例＜愛知県名古屋市＞

- ・名古屋市では、新たに策定した計画の成果指標は、現行の計画を踏まえるとともに、社会情勢の変化や「なごや子ども・子育て支援協議会」の意見をもとに設定している。
- ・成果指標は、施策の進捗状況等のアンケート調査結果で確認できる指標だけを設定している。
- ・達成状況の確認は、次の計画策定に向けた現状把握を兼ねたアンケート調査を5年おきに実施している。

### 3 成果指標

本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「平成30年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

#### (1) 子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 自分のことを好きと答える子どもの割合	74.6%	84.0%
② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	72.0%	77.0%
③ まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合	44.3%	48.0%
④ 今の生活に満足している子どもの割合	87.4%	95.0%以上

#### (2) 若者にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 希望しているが、就労できないため経済的に独立していない若者の割合	12.2%	8.0%
② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	51.6%	60.0%
③ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	42.1%	50.0%

#### (3) 子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合	76.4%	80.0%
② 子育て中にストレスを感じた保護者の割合	23.4%	20.0%
③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	43.6%	35.0%
④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	26.1%	24.0%
⑤ 子どもが父親を信頼している割合	85.5%	90.0%
⑥ 子どもが母親を信頼している割合	93.5%	95.0%以上

#### (4) 社会にかかる成果指標

成果指標	現状値	目標値
① 子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	39.2%	47.0%
② 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合	31.5%	36.0%
③ 名古屋市の子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合 (9項目の平均)	26.9%	23.0%

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より

図 成果指標の例

## 8-3 計画の推進

計画を策定して終わりではなく、計画の中で示した施策を実行することが最も重要です。着実に計画を推進するためにも、計画の中で取組主体とスケジュールを詳細に記述しましょう。計画の進捗状況の管理にあたっては、策定時の会議体を定期的に開催しましょう。



### Point

- 取組の主体やスケジュールが不明確では、計画を策定するまでに留まってしまい、次の改定までに何も取組ができていないといった事態が発生してしまいます。計画には、必ず施策別に取組の主体（誰が主導するか）とスケジュール（いつまでに）を明確にしましょう。
- 計画策定時の協議会などの会議体を策定後も定期的に開催し、その中で計画の推進状況を共有し進捗を管理することも有効です。
- 計画の中では「検討する」という言葉の使用はなるべく控え、「実行する」という言葉を多く用いることで、計画内容の実現につながります。

### ■ 計画の推進体制

計画策定時の協議会などの会議体を策定後も維持し、計画の推進状況を共有し進捗を相互に管理する会議体を定期的に開催することが有効です。

さらに策定時の会議体のメンバーに加え、地域のこども・若者、NPO等の行政担当以外のメンバーを交えることで、現場視点のタイムリーな話題・議題について関係者間で情報共有を図ることも可能です。

#### 推進体制に加えるとよいメンバー

- 地域のこども・若者
- 子育て当事者等
- 地域においてこどもに関する支援を行う民間団体（NPO等）
- 地域で活動する民生・児童委員
- 教育機関（学校、保育所、教育センター・職業訓練所等）
- 青少年相談員
- 保護司 など

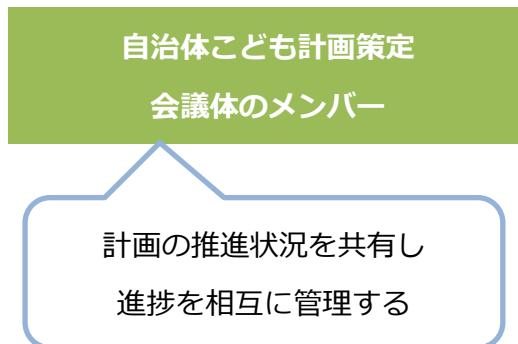


図 推進体制のイメージ

## 8-4 計画の評価・見直し

策定した計画については、P D C Aサイクルを回して、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」が重要です。計画では、実施施策の進捗状況を評価する中間目標（K P I 指標等）を設定し、その評価にあたっては「協議会での承認」など、どのような段階を経て、承認していくのかを記載します。



### Point

- ☞ 目標の進捗状況を確認する仕組みを構築することが重要です。
- ☞ 施策を実施してそれを評価し、改善を図ることが重要です。P D C Aを回すことが目的化しないよう、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nごとに取り組むべきこと、スケジュールを明確にしましょう。
- ☞ C h e c k（評価）にあたっては、評価指標の達成状況のみを評価するのではなく、評価のもとになっているP l a n（計画）について改善すべき点がある場合は、計画の見直し（部分改定）を柔軟に行いましょう。

#### ■ 計画の評価

計画の評価は、設定した目標が達成しているかを検証するため、アンケートやこども・若者、子育て当事者への意見聴衆等、定期的に実施する様々な確認・評価方法を記載します。

#### ■ 目標達成の検証方法

目標が達成しているか、あらかじめ計画で定めた様々な確認・評価方法に則り、定期的に、定量的もしくは定性的な観点で評価を行います。評価にあたっては、必要に応じて、外部の有識者など第三者を交えた会議を設置するなど、検証結果をどのように承認するかについても記載します。

#### ■ 中間目標の達成状況を踏まえた目標の見直し方法

中間目標が達成できていない場合、計画策定時に想定できていなかった要因（社会情勢の変化、予測との乖離）を整理し、新たに生じた課題・ニーズを把握した上で、実施施策や目標数値、目標の時期などを必要に応じて見直します。

## 事例<大阪府豊中市>

豊中市では、現行計画（豊中市子育ち・子育て支援行動計画）に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」の位置付けを持っており、同計画の施策推進にあたっては、成果（アウトカム）指標、活動（アウトプット）指標、子どもの状況を把握する指標の3つの指標を設け評価を行っている。

また、計画の期間中、年度ごとに「事業実施報告書」を作成し、市のwebページ上で公開することにより評価の透明性を確保しているほか、「事業実施報告書」に対する意見募集も行い、子ども（家庭）への情報提供・意見表明できる機会を確保している。

## X. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

### 施策の柱1 子育ち支援

指標		単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合※1 (上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生相当年齢)(出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	% 60.1 54.6 7.4	60.1	-	-	-	65.0
			54.6				60.0
			7.4				50.0
1-1 保育及び教育環境の充実							
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合(出典:市民意識調査 2年毎に実施)	%	-	40.7	-	-	50.0
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供							
活動	子どもの社会参加事業数	事業	38	40	40	40	44
1-3 子どもの居場所づくり							
活動	重点施策1 子どもの居場所がある小学校区数 (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	校区	18	18	11	16	全校区
活動	重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	人	859	841	655	736	増加
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援							
活動	重点施策2 子どもからの相談件数※2	件	406	386	356	885	増加
活動	重点施策3 國際交流センターの子どもサポート事業(多文化子ども保育、子ども母語、サンブレイス)の参加者数 (上段:子どもの各延べ人数、下段:ボランティアの各延べ人数)	人	892	620	227	264	1,000
			500	526	299	318	600

※1 「あてはまる」「ややあてはまる」の合計

※2 「とよなかっ子ダイヤル」と「とよなかっ子ライン(令和2年(2020年)8月開設)」の合算。

「こどもすこやか育みプラン・とよなか令和3年度事業実施報告書」より「子どもの貧困対策計画」に関する評価指標ページを抜粋

### III 參考・資料編

---



## 本ガイドライン作成にあたって開催した有識者会議

本ガイドラインの作成にあたっては、学識経験者や自治体からなる有識者会議を開催し、有識者からの意見を反映しながら検討を行いました。

### 有識者会議開催概要

	開催日	主な議題
第一回	令和5年11月27日	ガイドライン構成案、ヒアリング対象自治体選定の報告
第二回	令和5年12月26日	ガイドラインフォーマット案、自治体ヒアリング途中経過の報告
第三回	令和6年2月14日	ガイドライン素案、自治体ヒアリング結果の報告
第四回	令和6年3月12日	ガイドライン素案の報告

### 有識者会議参画者

有識者		
氏名	役職	備考
吉永 真理	昭和薬科大学薬学部臨床心理学研究室 教授	町田市子ども子育て会議会長
牧瀬 稔	関東学院大学法学部地域創生学科 教授	政策アドバイザー（北上市、日光市、ひたちなか市、東大和市、新宿区、焼津市、西条市等）
園田 三恵	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 局長	
副島 由理	豊島区 子ども家庭部 部長	
板東 美明	剣淵町 住民課 課長	
こども家庭庁		
氏名	役職	
清原 慶子	こども家庭庁 参与	
佐藤 勇輔	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）	
事務局		
新田 義純	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付参事官補佐	
万木 尋己	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整係	
野村 祐喜	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
石崎 千晶	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
荒木 優宏	こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）付計画係	
社会システム株式会社		

## 本ガイドライン作成にあたって実施した自治体ヒアリング

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の自治体にヒアリングにご協力いただき、各章に事例として掲載しています。ヒアリング対象自治体は、令和5年度こども政策推進事業費補助金の採択自治体や、一体的な計画策定やこどもの意見聴取に積極的に取り組む自治体の中から、地域バランスや自治体規模を勘案して選定しています。なお、選定にあたっては、前述の有識者会議において検討を行っています。

ヒアリング対象自治体

NO.	自治体名	自治体規模 ※
1	北海道剣淵町	中都市未満
2	秋田県湯沢市	中都市未満
3	山形県	都道府県
4	東京都豊島区	大都市
5	川崎市	大都市
6	相模原市	大都市
7	石川県	都道府県
8	浜松市	大都市
9	名古屋市	大都市
10	滋賀県	都道府県
11	京都市	大都市
12	大阪府豊中市	中都市
13	高知県四万十市	中都市未満
14	福岡県宗像市	中都市未満

※ 今回のヒアリング対象の選定にあたっては、大都市は政令指定都市と特別区、中都市は人口10万人以上の市、中都市未満は人口10万人未満の市と町村と整理して、地域バランスとともに勘案した。

## 子どもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針

自治体子ども計画において一体とできる、子どもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針の原文を以下にまとめました。

### 一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例（再掲）

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども基本法 第10条	自治体子ども計画	子ども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（子ども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（子ども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（子ども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

# こども基本法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### (定義)

- 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
  - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
  - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- (基本理念)
- 第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されることにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業主の努力)

**第六条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

#### (国民の努力)

**第七条** 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

#### (年次報告)

**第八条** 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一

項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

## 第二章 基本的施策

#### (こども施策に関する大綱)

**第九条** 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
  - 二 こども施策に関する重要事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めるべき事項を定めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

#### (都道府県こども計画等)

**第十条** 都道府県は、こども大綱を勘案し

て、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一條 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの

とする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関

及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 こども大綱の案を作成すること。  
二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。  
三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。  
四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務  
3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講

ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十二条の三に規定する事務を掌理するもの
  - 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施

策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のため

に必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## こども大綱

### 第1 はじめに

#### 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようすること。

②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

⑤子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備するこ家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- ・こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。(第9条第2項)
- ・こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。(第9条第3項)
- ・こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。(第9条第4項)
- ・都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。(第10条)
- ・政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第16条)
- ・こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(第17条第2項第1号及び同条第3項)

政府は、令和5年4月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年12月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する。

## 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性や子どもの問

題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考え方の下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、子どもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、子ども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ネットなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、子ども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、現場には今なお支援を必要とする子どもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進や子ども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にある子どもや家庭に支援を届けるまでの民間団体を含む幅

広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

### 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広

げることができる

- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる

- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる

- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる

- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる

- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。こうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現

は、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精

神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの中の最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（1）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとての最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていくよう、取り組んでいく。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども

施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生

前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、多子やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、單一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

（4）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約

し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難な状況にあるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者がいない又は保

護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において安定的、継続的な養育を提供する。

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取っていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また、自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

（5）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提とし

て若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになる。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

こどもや若者が、発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

妊娠後や子どもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、子どもと過ごす時間につくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようになる。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、子ども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども家庭庁は、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使するこ

とも含め、リーダーシップを発揮する。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など、こどもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、これらの共助を支える。

国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やO E C D、G 7やG 20における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

### 第3 こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、こども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ別に見た重要事項を示す。続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのラ

イフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連續性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、子ども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多い。こうしたニーズや課題は、子ども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのような子ども・若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全ての子ども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、子ども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、子ども政策推進会議が「子どもまんなか実行計画」として取りまとめる。

## 1 ライフステージを通した重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する

事項として、以下の施策に取り組む。

### (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全ての子ども・若者に対して、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。子どもの教育、養育の場において子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求める方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチするため、子ども・若者や子ども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

子どもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

### (こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

### (こども・若者が活躍できる機会づくり)

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていくよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

### （こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み

（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

### （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### （プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等）

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている

支援に確実につながるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

#### （慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

#### (4) こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困ることのこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全ての

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単

に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

#### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

#### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

##### （児童虐待防止対策等の更なる強化）

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難

を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。

また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家

庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネージメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

#### （ヤングケアラーへの支援）

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

#### （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

##### （こども・若者の自殺対策）

中小高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策

緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようになることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのこと踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

（こども・若者の性犯罪・性暴力対策）

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者的心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の

仕組み（日本版D B S）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいS N S等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー（C D R : ChildDeathReview）の体制整備に必要な検討を進める。

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

## 2 ライフステージ別の重要事項

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにならなければならない。

これらを踏まえ、後述の「3子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施策に取り組む。

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めること。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早

期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

(子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実)

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、子どもの育ちに関する関係機関、地域を含めた子どもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、

障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通して質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

子どもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・待遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

## (2) 学童期・思春期

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成してい

く時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期もある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることはないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していくながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や待遇改善、指

導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともににある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中心とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

### (居場所づくり)

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、子どもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

### (小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよ

う、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

### (成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供

に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

#### (いじめ防止)

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断

的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

#### (不登校のこどもへの支援)

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

#### (校則の見直し)

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

#### (体罰や不適切な指導の防止)

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

#### (高校中退の予防、高校中退後の支援)

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援す

る。

#### (3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

#### (高等教育の修学支援、高等教育の充実)

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

（悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSラインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知する。

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

#### （1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声がある

ことから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

#### （2）地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

#### （3）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

#### （4）ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率が〇ＥＣＤ加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手

に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

#### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が

尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のある

ものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、おとの経験や考えを一方的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとの姿勢が重要である。

こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこどもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

（1）国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

## （2）地方公共団体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

## （3）社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

## （4）多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明す

ることができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

#### (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

#### (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

#### (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

#### (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

(こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM：EvidenceBasedPolicyMaking）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、どうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の

職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

（こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築）

良質なデータがあつてこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

（2）こども・若者、子育て当事者に関する

人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

（3）地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、

児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々の子ども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要な子ども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

#### （4）子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報

や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

#### （5）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

### 3 施策の推進体制等

#### （1）国における推進体制

##### （こども政策推進会議）

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となっ

て、こども大綱を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁におけるこども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

#### (こどもまんなか実行計画によるP D C Aとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

#### (こども家庭審議会)

こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に關し、内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べることができる。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に關して、これらの権限を適切に行使する。

#### (こども政策を担当する内閣府特命担当大臣)

こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

#### (全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方)

各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方について、調査研究等を進める。

#### (2) 数値目標と指標の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後のことども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、ことども家庭審議会において検討する。

### （3）自治体ことども計画の策定促進、地方公共団体との連携

#### （自治体ことども計画の策定促進）

ことども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県ことども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県ことども計画を勘案して、市町村ことども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体ことども計画は、各法令に基づくことども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のことども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとすることなどが期待されている。

ことども施策に関する計画を自治体ことども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体ことども計画の策定・推進状況やことどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

#### （地方公共団体との連携等）

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、ことども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化し

ていく。

ことども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

### （4）国際的な連携・協力

持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる持続可能な開発目標（SDGs）に關し、SDGs実施指針改定版に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）の参加国（パスファインディング国）として、子どもに対する暴力撲滅行動計画の着実な実施を通じて、ことどもに対する暴力撲滅に取り組む。

ことどもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国のことども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金（ユニセフ）やOECĐを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

## (5) 安定的な財源の確保

こども基本法第16条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を3年間（2026年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。

## (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

こども基本法附則第2条に基づき、こども基本法の施行後5年を目途として、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

# 子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針

平成 22 年 2 月 23 日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定

令和 6 年 3 月 29 日

一部 改 正

## 目 次

### はじめに

### 1 協議会を設置する趣旨

### 2 協議会の基本的な仕組み

#### (1) 対象となる子ども・若者

#### (2) 設置主体

#### (3) 協議会の名称

#### (4) 構成者

#### (5) 運営方法

#### (6) 都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会との役割分担

#### (7) 都道府県の協議会の設置形態

#### (8) 相談から支援に至るまでの流れ

### 3 調整機関

#### (1) 役割

#### (2) 想定される機関

### 4 指定支援機関

#### (1) 役割

#### (2) 想定される機関

#### (3) 適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

### 5 子ども・若者総合相談センター

#### (1) 役割

#### (2) 既存の窓口との関係

### 6 既存の協議会との関係

- (1) 法律に基づく協議会
- (2) 法律に基づかないネットワーク
- (3) 既存のネットワークとの関係

## 7 秘密保持義務

- (1) 趣旨
- (2) 適用範囲
- (3) 罰則
- (4) その他注意を要する例

## 8 個人情報について

- (1) 個人情報保護法における、個人情報の第三者提供について
- (2) 協議会における個人情報の取扱い
- (3) 各構成機関等における個人データの第三者提供について
- (4) 情報の安全管理

## 9 協議会設置の準備

- (1) 準備会の開催
- (2) 準備会設置のためのチェックポイント
- (3) 要綱の作成
- (4) 公示
- (5) 構成機関等に対する協力要請

## 10 人材の養成

## はじめに

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項は、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置に努めることを求めている。

この「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」は、各地方公共団体において協議会を設置する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめたものである。もとより各地方公共団体ごとに子ども・若者をめぐる環境は異なり、また、現実に活用するとのできる社会資源にも違いがある。そこで、各地方公共団体にあっては、この指針を勘案し、それぞれの実情にあった効果的な運用を工夫していくことを期待したい。

### 1 協議会を設置する趣旨

すべて国民は個人として尊重され、幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で最大の尊重を必要とするものである（憲法第 13 条）。また、法は、「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長は我が国社会の発展の基礎をなすものである」との認識を示している（法第 1 条）。

しかし、近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。そして、これまで必ずしも十分には光が当たってこなかったこの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められている。

そこで、法は、地方公共団体に、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めるものとしたのである（法第 19 条）。

### 2 協議会の基本的な仕組み

#### （1）対象となる子ども・若者

##### ア 原則

協議会における支援の対象となる子ども・若者とは、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である（法第 15 条第 1 項本文）。

したがって、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもりや若年無業者だけではなく、「その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である不登校など様々な困難を有する子ども・若者を幅広く含むことになる。ここで、「子ども・若者」の対象年齢は 30 歳代までを想定し

ている。

もっとも、福祉、雇用といった個別の分野における、それぞれの担当機関や他のネットワークによる支援だけで十分に対応可能なものまですべて協議会で継続的に支援を行う対象とするという趣旨ではない。すなわち、協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを扱うということである。

#### イ 具体例

協議会の複数の構成機関が連携して継続的に支援を行うケースとして、例えば、ひきこもり、若年無業者、小学校・中学校・高等学校における不登校の児童生徒などが考えられる。ここには、発達障害を背景としたひきこもり、不登校等の状態を含む。

一方、主に単一の機関による支援や他のネットワークによる支援で対応可能なケースとして、①フリーター等の不安定な就業を繰り返す若者等のうち、ハローワーク等の就業支援機関で対応することが適当な者、②医療施設でのケアが支援の大半を占める者、③児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会で対応することが適当な要保護児童等などが考えられる。

もっとも、協議会の趣旨は現に困難を有する子ども・若者を支援することであり、いわば入口の段階で対象者の区別を厳格に行なうことは適切ではない。例えば摂食障害そのものは精神科等における治療の対象であるが、回復に相当の期間を有し、その間に社会適応性が乏しくなった場合には、就業支援や復学支援の必要が生じる場合もあると考えられるように、この協議会は、「ひきこもり、若年無業者、不登校」だけを対象とするものではなく、将来新たに問題とされるかもしれないケースを含めて、社会生活を円滑に営むまでの困難を有する子ども・若者を対象として複数分野の連携による支援を行う仕組みであることに留意する必要がある。

#### (2) 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である都道府県及び市町村のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれる。

なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

#### (3) 協議会の名称

協議会の名称は、必ずしも「子ども・若者支援地域協議会」という文字を用いなければならないものではないが、協議会の設置要綱において本法に基づく協議会であることを示して、位置付けを明確にするべきである。

なお、協議会の名称については、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっている。

#### (4) 構成者（別添1参照）

協議会の対象となる困難を有する子ども・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源を活用し、多様なアプローチによってより有効な支援がなされると考えられる。

例えば就業支援の場において求められるのは、面接の受け方や履歴書の作成といった技術的なアドバイスはもとより、心のケアを要することもあり、保健・福祉の分野との連携が必要な場合もある。また、若年無業者の中には不登校傾向にあった者や高校中退者が少なくないので、教育からの離脱に対する予防と学校を離れた段階での早期対応について、教育の分野との連携が必要である。

このため、法は、協議会の構成者として、「国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの」を想定している（法第15条第1項本文）。

#### （関係機関の具体例）

分 野	団 体	個 人
教育	教育委員会、教育センター、 学校（大学を含む。）	校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士
保健、医療	精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院・診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士
矯正、 更生保護 等	保護観察所、少年鑑別所、 少年サポートセンター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合宿型 自立支援プログラムを運営しているNPO等の法 人・団体、	キャリア・コンサルタント

	ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ	
総合相談 等	子ども・若者総合相談センター（※）、 子ども・若者の支援に携わるNPO等	少年補導委員

（※）「少年補導センター」、「青少年センター」等を含む。

もっとも、法律上想定されている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用のすべての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能である。ただし、設置主体となる地方公共団体における「困難を有する子ども・若者への支援を所掌する部局」は構成機関となるのが一般的であると考える。

また、法第15条の「団体」には、法人のほか、①団体としての組織を備えること、②多数決の原則が行われていること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること（最判昭39・10・15民集18巻8号1671頁）の四条件を満たすいわゆる権利能力なき社団も含まれる。したがって、法人のほか、権利能力なき社団も協議会の構成機関となることができる。

なお、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成アドバイザー、青少年教育施設や地元企業等には、個別ケースの検討に関わることもある構成機関としてではなく、社会体験や就業体験の場を提供することや、地域の青少年育成活動の実践などの側面的な支援が期待される。また、公民館等の社会教育施設には、家族を含めた一般市民に対する啓発の場を提供することなどが、勤労青少年ホームには、青少年のキャリア形成支援に係る環境整備を図ることなどが期待される。

#### （5）運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。

協議会の運営方法は、設置主体が都道府県か市町村か、市町村であっても大規模か小規模かなどにより事情が異なるため一律に考える必要はないものの、理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とする考えられる。

もっとも、実務者会議と個別ケース検討会議を分離せず同一の会議にすることや、個別ケース検討会議は対象とするケースの性質に応じて参加する構成機関を限定して開

催することも考えられる。また、実務者会議のみで十分に関係者の意思疎通が図られ共通認識が醸成されるならば、必ずしも代表者会議を設ける必要はない場合もありうる。

ここで、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のそれぞれについて所掌する内容は、例えば次のようなことが想定される。

#### ① 代表者会議

代表者会議は、協議会の基本的な運営方針の決定など実際の担当者で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備を図るものであり、代表者レベルでの連携を深めるとともに、当該地方公共団体における子ども・若者の問題状況について情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成することを目的とする。

また、広い関係分野に及ぶ支援の円滑な連携を図る趣旨から、調整機関以外の地方公共団体の関係部局もオブザーバー参加をすることも考えられる。

#### ② 実務者会議

実務者会議は、問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理、地域の実態把握、それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換などを目的とする。

また、家族を対象とした講演会の実施、ボランティアを含む支援者の養成・研修、企業や青少年団体などに対して就業体験や社会体験の場の提供を要請することなど、地域的な広がりを持った支援の基盤整備のために必要な連絡調整を行うことも考えられる。

#### ③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

### (6) 都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会との役割分担

都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。また、当事者やその家族の立場に立てば、身近な市町村における支援の充実が望まれているものと想定される。

しかし、各地域の実情によっては設置に至らない市町村も存在しうると考えられるので、市町村が協議会を設置しているかどうかにより、都道府県と市町村との関係は例えば次のように考えられる。

#### ① 協議会を設置している市町村と都道府県との関係

一般に都道府県の方が市町村よりも人的資源が豊富であることを踏まえ、市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合、これを都道府県の協議会に相談したり、移管したりすることが考えられる。

また、必要に応じ、市町村の協議会に対して都道府県の協議会が助言をしたり、市

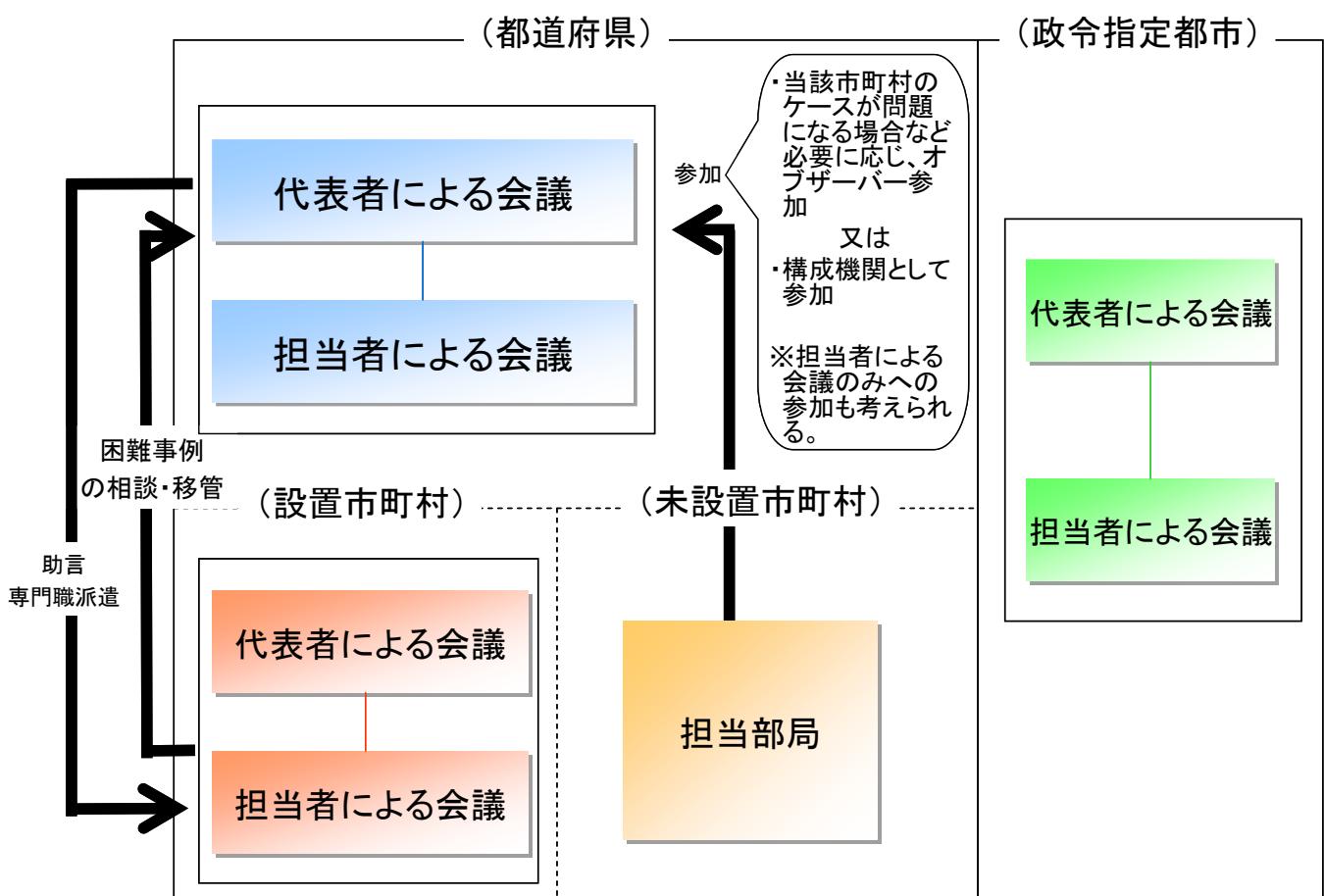
町村の協議会での会議に都道府県に在職する医師等の専門職を派遣することも考えられる。

## ② 協議会を設置していない市町村と都道府県との関係

居住する市町村が協議会を設置していないために困難を有する子ども・若者が適切な支援を全く受けられないということがないようにするには、未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の協議会が扱うことが考えられる。

一方で、個別のケースについて詳細な情報を都道府県が収集・整理することは効率的ではない場合もありうる。そこで、協議会未設置市町村におけるケースが問題になる場合には、当該市町村の担当部局は、都道府県の協議会の会議にオブザーバーとして参加することが考えられる。この場合には、秘密保持義務に関し、本法ではなく地方公務員法第60条第2号の適用がある。また、都道府県の協議会が都道府県域を複数に分けて設置されているような場合（（7）の②、③）には、当該市町村の担当部局は都道府県の協議会の構成機関となることも考えられる。

（参考）



なお、市町村との役割分担の観点などから、都道府県において個別ケース検討会議までは設けない場合であっても、代表者会議や実務者会議の機能を有する協議会を設置

して、精神保健福祉センターなど都道府県レベルの既存の関係機関・団体相互の連携強化を担保し、相談体制の実質的な充実を図ることが望まれる。

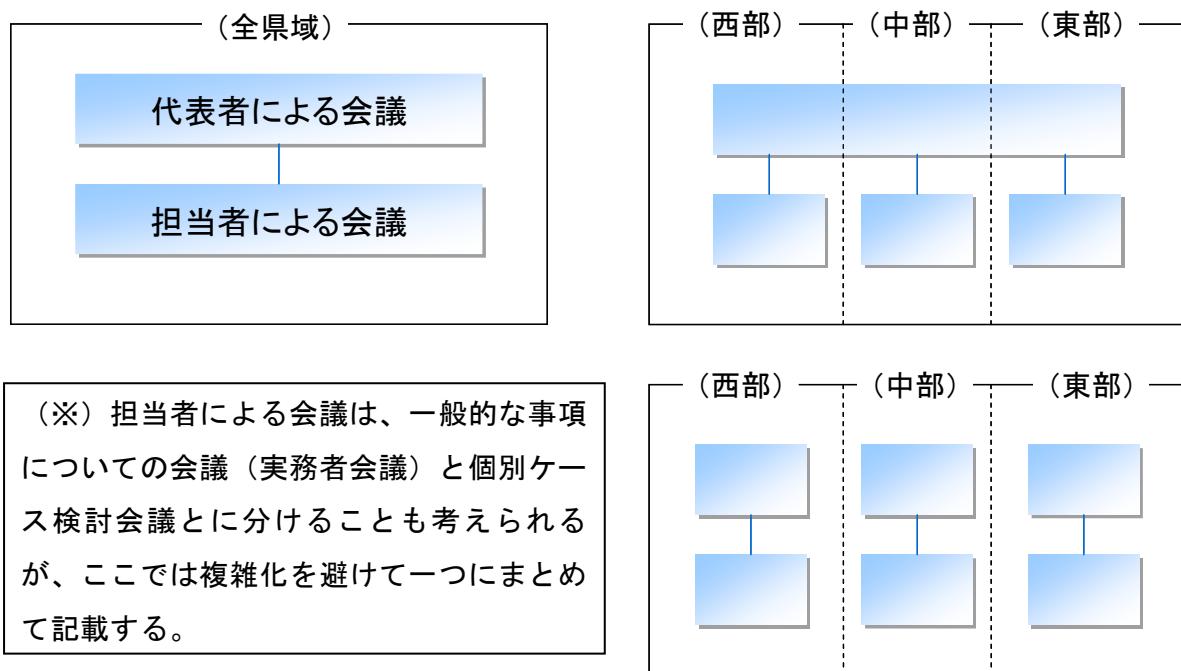
#### (7)都道府県の協議会の設置形態

(6)に示した都道府県と市町村の関係を前提とすれば、都道府県の協議会の設置形態は市町村の協議会とは異なり、以下の3つの方法のいずれかをとることが考えられる。また、政令指定都市の協議会は都道府県の協議会に準じて考えることが適当である。

- ① 全都道府県域で一つの「代表者による会議」及び「担当者による会議（実務者会議及び個別ケース検討会議をいう。以下同じ。）」を設けること（左上図）。
- ② 全都道府県域で一つの「代表者による会議」を設けた上で、都道府県域を複数に分けてそれぞれに「担当者による会議」を設けること（右上図）。
- ③ 都道府県域を複数に分けて、それぞれに「代表者による会議」と「担当者による会議」を設けること（右下図）。

(参考)

#### 各都道府県の協議会の設置形態例



#### (8)相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、照会から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じた運営となるが、個別ケース検討会議を開催して支援を行う場合、子ども・若者の立場からは次のような例が想定される（法第20条参照）。なお、早急に支援が必要な場合は、ここに示す例にかかわらず臨機応変な対応が必要である。

- ① 困難を有する子ども・若者であるX又はその家族は、子ども・若者総合相談センターに相談。

- ② 子ども・若者総合相談センターは適切な関係機関を X に紹介。
- ③ X は、子ども・若者総合相談センターから紹介された個別の関係機関（機関 A）に相談。
- ④ 相談を受けた個別の機関（機関 A）は、機関 A だけで対応するよりも、他の機関（機関 B、機関 C）とも連携をとって対応した方が効果的と判断。
  
- ⑤ 機関 A は、調整機関を通じ、協議会（個別ケース検討会議）の場で提案（機関 A 又は調整機関は事前に機関 B、機関 C と意見のすり合わせを行うことも考えられる。）。
- ⑥ 協議会において、機関 A が中心となりながらも、機関 B、機関 C が連携して支援することとし、今後の支援方針を取りまとめ。調整機関は、議論の概要及び会議の結果を記録・保存。
- ⑦ 機関 A から X に対し、支援方針など必要な事項を伝達。
- ⑧ 機関 A は協議会において状況を適宜に報告し、協議会は必要に応じ支援方針を再検討。
- ⑨ 調整機関は支援の結果を記録し、保存。

※個人情報の取扱い上の留意点については、「8 個人情報について」を参照のこと。

### 3 調整機関（法第 21 条）

#### （1）役割

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とする。

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

- ① 協議会に関する事務の総括
  - ・協議事項等の協議会開催に向けた準備
  - ・協議会の議事運営、議事録の作成、資料の保管
  - ・協議会で対象となった個別ケースの記録の管理
- ② 支援の実施状況の進行管理
- ③ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

#### （2）想定される機関

調整機関に指定されるのは、各地方公共団体の青少年担当部局のほか、子ども・若者総合相談センターも想定される。一方で、福祉、保健、医療、雇用を所掌する部局又は教育委員会が困難を有する子ども・若者への支援の中心となってきた地方公共団体もあり、具体的にどの機関を調整機関として指定するかは各地方公共団体の判断による。なお、民間団体に調整機関の業務を委託することも可能である。

## 4 指定支援機関（法第22条）

### （1）役割

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子ども・若者に対し法第15条第1項各号に規定する支援を担うことをその役割とする。

また、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待される。

なお、指定支援機関の行う支援が従前の公的支援とは別の新たなサービスを提供するものであれば、その利用者に利用料等の負担を求めるこもありうる。

### （2）想定される機関

協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから、一の団体に限り指定支援機関を指定することができるが、指定できるのは公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人などの民間団体である。

そもそも指定支援機関の制度が設けられた趣旨は、従来公的機関では対応が十分ではなかった種類の支援や民間的発想を生かした方法による支援を充実させることにあるので、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等すべての分野における支援を行っている団体でなければ指定支援機関に指定できないというものではない。

また、指定支援機関がすべての分野における支援を行えるものではない以上、必要に応じ、精神保健福祉センター等による支援はもとより、従来から公的機関で行ってきた支援を継続させていくべきである。

なお、ある協議会において一つの民間団体を指定支援機関とした際に指定されなかった他の民間団体であっても、当該協議会の構成機関となりうる。

### （3）適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

様々な社会資源を活用して困難を有する子ども・若者を支援する観点からは、できるだけ指定支援機関の制度を用いることが望ましい。また、指定支援機関は地理的に協議会を設置する地方公共団体内に所在する必要はなく、利用可能であれば他の都道府県・市町村に所在する団体を指定することもできる。

ただし、指定支援機関は協議会の必置機関ではないことから、住民に対し効果的な支援を行いうる団体がない場合にまで、この制度を用いることを強いるものではない。

## 5 子ども・若者総合相談センター（法第13条）

### （1）役割

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設け

られるものである。

子ども・若者総合相談センターが設けられる趣旨は、幅広い分野にまたがる子ども・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことである。必ずしも、子ども・若者に関する全ての問題を子ども・若者総合相談センターだけで解決することが求められるものではない。すなわち、子ども・若者総合相談センターにおいては、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一次的な受け皿になり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。

相談者を地域内の他の適切な機関を紹介する場合、相談者の希望を踏まえ、紹介先の受入意向を確認の上、相談者を当該機関に紹介するなどの配慮が必要である。

## (2) 既存の窓口との関係

子ども・若者総合相談センターの機能を担うに当たっては、新たに相談窓口や関係施設を設けることを一律に求めるものではなく、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持てば足りる。当該機関の名称についても、「子ども・若者総合相談センター」にする必要はない。

一方、本法の趣旨及びひきこもりや若年無業者の問題が遷延化してきている現状を踏まえ、30歳代を含めた者に対し情報提供のできる体制とすることが望ましい。また、相談窓口が複数の機関に分散的に設けられている場合、必ずしもこれを物理的に一つに統合しなければならないものではないが、少なくともお互いの相談窓口の内容を把握した上で他の相談窓口を紹介することが期待される。

なお、当該センターの相談業務を民間委託することや、複数市町村による共同設置で対応することも可能である。

## 6 既存の協議会との関係

子ども・若者の問題に対処する上で法定の協議会と事実上のネットワークがあり、これらと本法の協議会との関係については次のとおりである。

### (1) 法律に基づく協議会

#### ① 地方青少年問題協議会法に基づく「地方青少年問題協議会」

地方青少年問題協議会は、地方公共団体における青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項（例えば子ども・若者計画）を調査審議するとともに、その総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的とするものであり（地方青少年問題協議会法第2条）、本法に基づく協議会とは、その設置目的が異なる。

ただし、協議会の代表者会議のメンバーと地方青少年問題協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連続した時間帯に相前後して開催す

るなどの運用上の工夫も考えられる。

② 児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」

児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）又は要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的とする。なお、児童福祉法の「児童」の年齢的範囲は18歳未満である（同法第4条）。

一方で、本法の協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うものであり、要保護児童対策地域協議会とは設置目的が異なる。

ただし、要保護児童対策地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられる。このため、両協議会の役割分担を明確にしつつ、対象児童が自立に必要な年齢に到達した場合の本法の協議会への適切な紹介等の連携を行うとともに、必要に応じて、当該地域における子ども・若者をめぐる社会環境に関する一般的な情報を共有して、当該地域における子ども・若者への支援に当たることが期待される。

また、両協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連續した時間帯に相前後して開催するなどの運用上の工夫も考えられる。

なお、一方の協議会の対象とされたケースが他方の協議会の対象とする方が適切であることが判明した場合には、その時点でその事案を扱うのにふさわしい協議会に移管するのが適切である。

(2) 法律に基づかないネットワーク（例）

① 地域若者サポートステーション事業（厚生労働省の事業）のネットワーク

ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク。

② 児童生徒の不登校・いじめ等に対応するためのネットワーク

不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク。

③ 特別支援教育を総合的に支援するためのネットワーク

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク。

#### ④ひきこもり地域支援センター（厚生労働省の事業）のネットワーク

ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク。

#### ⑤少年非行対策ネットワーク

少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク。

### (3)既存のネットワークとの関係

法律上特定の目的が与えられた法定の協議会とは異なり、事実上のネットワークである地域若者サポートステーション事業のネットワーク等については、いずれも各地域においてより広いネットワーク（協議会）の構成要素となったり、オブザーバー参加等の連携協力をしたりすることが期待される。

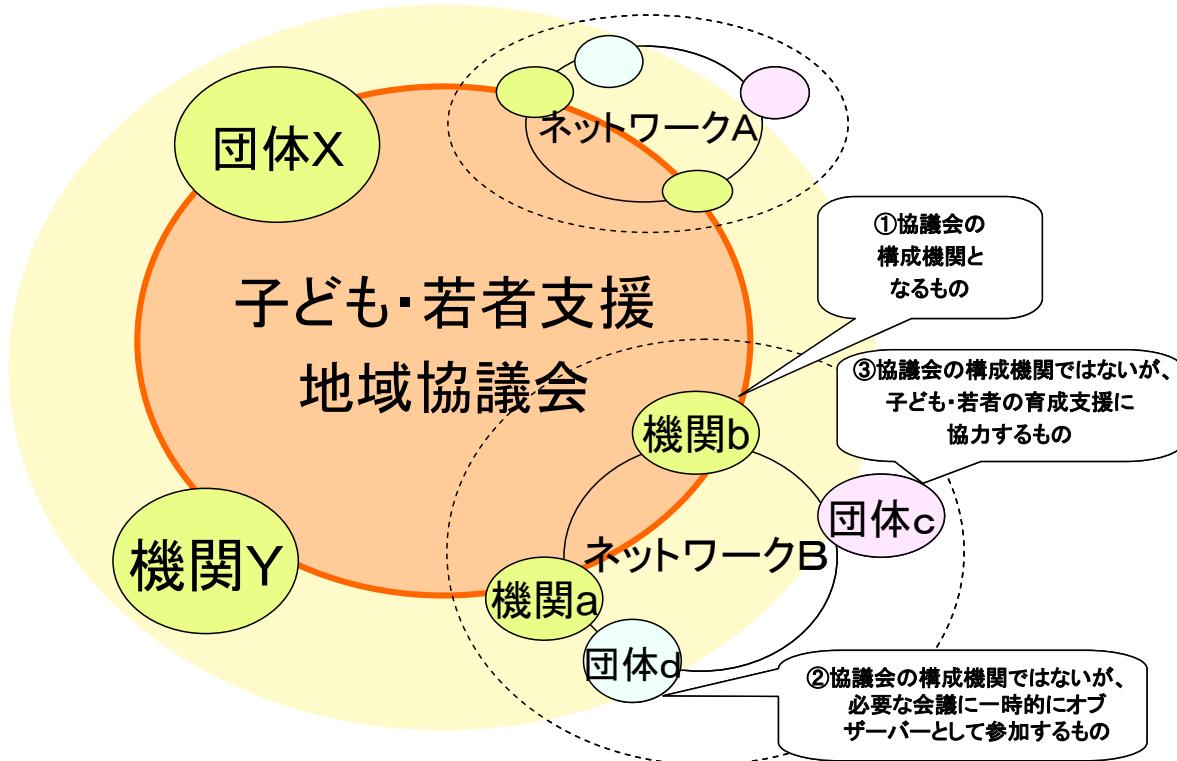
ここで、これらの既存のネットワークにおいても関係機関との連携がうたわれていることから、本法の協議会との協力関係が望まれる。例えば「地域若者サポートステーション事業実施要綱」にあっては、「支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、必要に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で連携を行うこと。また、支援対象候補者の把握に当たっては、個人情報保護法令・条例等の定めに配慮しつつ、他の若者支援機関との情報交換を行うものとする。」とされている。また、「ひきこもり対策推進事業実施要領」にあっては、「対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。」とされている。

法はこうした流れを一つの背景に制定されたものであり、既存のネットワークによる取組を何ら否定するものではなく、むしろ関係機関の連携という理念の重要性を法律でもって確認し、幅広い関係機関の連携を一層推進することを目的とするものである。

そこで、例えば地域若者サポートステーション事業実施団体について言えば、国から委託費を受けて当該事業を実施していることから当該委託費は当該事業以外に使用してはならないことは当然のことであるが、このことにより、地域若者サポートステーション事業実施団体が協議会の構成機関になることは何ら妨げられない。

なお、こうした既存のネットワークの個々の機関・団体に着目すれば、それぞれの性格に応じ、①協議会の構成機関となるもの、②構成機関ではないが、専門的知識の提供などのために特に必要とされる場合、必要な会議にオブザーバーとして参加するもの、③構成機関でもオブザーバーでもないが、社会体験の場を提供するなどの協力をするものとに分けられる場合もあると考える（2（4）参照）。

(参考)既存のネットワークと協議会との関係のイメージ



また、本法では、事実上のネットワークとは異なり、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の秘密保持義務を課している。

## 7 秘密保持義務（法第24条）

### （1）趣旨

協議会を構成するすべての者に対して協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとすることにより、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

ここで、秘密とは「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和48年（あ）第2716号同52年12月19日第二小法廷決定）とされており、協議会の構成機関等が正当な理由なく、協議会の中で共有された相談者に関する情報を協議会の外へ漏洩させるなどすれば、この秘密保持義務への違反が疑われることとなる。

### （2）適用範囲

本法の秘密保持義務は以下の者に対して課される。

- ① 国又は地方公共団体の機関である場合  
当該機関の職員又は職員であった者

② 法人である場合

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

③ ①又は②以外の者

協議会を構成する者又はその職にあった者

(3) 罰則

秘密保持義務に違反した場合には、法の罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用される。国家公務員法、地方公務員法及び刑法等に対し本法は特別法に当たるため、本法の罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が優先して適用される。したがって、国家公務員法第109条第12号、地方公務員法第60条第2号、刑法第134条第1項（医師）、保健師助産師看護師法第44条の3第1項、精神保健福祉士法第44条第1項は適用されない。

(4) その他注意を要する例

- ① 協議会の構成機関の職員が、会議には直接的には参加していない上司に対して復命した場合、当該上司は協議会の事務に従事する者として秘密保持義務がある。
- ② 派遣労働者であっても、協議会の事務に従事する場合には、法律上の秘密保持義務がある。
- ③ 構成機関となるのではなく、単にオブザーバーとして参加する場合、公務員や医師等ならば地方公務員法や刑法等による秘密保持義務があるが（（3）参照）、それ以外の者には法律上の秘密保持義務は生じない。このため、法律上の秘密保持義務を有しない者を個人情報を扱う会議にオブザーバー参加させることは適当ではない。

付言すれば、本法は地方公務員法等による法律上の秘密保持義務を有しない者に当該義務を課し、広くこれらの者が協議会の構成員となりうるようにしたことに留意すべきである。

## 8 個人情報について

※下記は、協議会の構成機関等が個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第2項）である場合の記述であり、行政機関等（個人情報保護法第2条第11項）である場合は、同事業者とは異なる規定（個人情報保護法第5章）が適用されることに留意されたい。（より具体的には、個人情報保護法第5章の諸規定に則り、保有する個人情報の利用目的の特定をした上で、当該利用目的の範囲内において内部利用及び外部提供を行うことが原則となる。）

(1) 個人情報保護法における、個人情報の第三者提供について

個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。協議会においても個人情

報保護法に則った個人情報の適正な取扱いが必要とされる。

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる。また、「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物等を指している。

そして、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者。営利、非営利を問わない。協議会の構成機関等のうち行政機関等でないものは、基本的に個人情報取扱事業者に該当しうる。）は、あらかじめ本人の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第27条第1項各号に規定する例外に該当する場合は、個人データを第三者に提供することができるときとされている。

#### ○個人情報保護法

##### （第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限

る。)。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

2～6 (略)

## (2) 協議会における個人情報の取扱い

協議会における個人情報の取扱い主体は、原則として、協議会の構成機関等に限られる。協議会での共有が想定される個人情報としては、当事者の氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族の状況、在学先・勤務先、収入・支出の概況、就労や社会的な活動への参加の有無、利用している福祉サービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状、犯罪歴又は犯罪被害歴等が考えられる。そのうち、各構成機関等が利用する個人情報は、法が目的とする当事者への支援(又は、そのために必要な家族への支援。)を当該機関等で講じるために必要最小限のものであることを要する。具体的に想定される取扱いの流れは下記のとおり。

- ・構成機関等が通常の業務を行う中において、困難な状態にある若者等の中でも、速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれることから、通常の判断能力を有する一般人であれば支援を求めることが想定される状態にある事案、又は、過大な負担を負ったヤングケアラーなど児童の健全な育成が妨げられ又はそのおそれのある事案(以下、単に「事案」という。)を把握する。
- ・当該事案を把握した構成機関等(以下、「事案把握機関等」という。)では、その内部での検討の結果、協議会において当該若者等の個人情報の共有を行うことや、他の構成機関等が保有している情報との突合を通じて、包括的に当該若者等の状況を把握した上で、支援の要否や支援の内容、各構成機関等の役割分担について協議会の場で検討することが最良との結論を得る。
- ・次に、事案把握機関等は、協議会の構成機関等間で個人情報の共有を行う前に、まずは、事案把握機関等と協議会の調整機関等(調整機関又は他の構成機関等のうち一の機関等)の間で、その両者のみを参加者とする最小構成の協議会(以下、便宜的に「小協議会」という。)を開催する。
- ・小協議会では、当該若者等の状態を踏まえ、情報の共有が必要な構成機関等の範囲を決定する。
- ・小協議会の決定に基づく範囲の参加者で協議会をあらためて開催し、その場においてはじめて小協議会の参加者以外への個人情報の共有がなされる。(このような手順を踏むことで、個人情報の共有の範囲を構成機関等の中でも必要最小限にとどめるこ

とができる)。

- ・協議会に参加した各構成機関等は、協議会における検討を踏まえ、当該機関内における支援体制の構築や支援活動（継続的な見守り、アウトリーチ支援等）の実施に必要な範囲において、取得した個人情報の取扱いを行う。

### (3) 各構成機関等における個人データの第三者提供について

先述のとおり、個人情報保護法は、個人データの第三者提供に関し、あらかじめ本人の同意を得てから行うことを原則としつつ、本人の同意を得ない場合であっても、同法第27条第1項各号の規定に該当する場合は、例外的に提供を可能としている。これらの原則と例外は、協議会の構成機関等の間で提供がなされる場合においても同様であるが、ここでは後者の例外のうち、「法令に基づく場合」（同項第1号）によるものを中心詳述する。（なお、「個人情報」と「個人データ」の用語の定義は(1)のとおりであり、ここでは法令上の正確性を期して「個人データ」の語を用いているが、実際上、構成機関等において取り扱う個人情報のほとんどが個人データにも該当するものと考えて差し支えない。）

#### ① 法令に基づく場合（個人情報保護法第27条第1項第1号）

法第20条第3項は、協議会は構成機関等に対し、「支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる」としている。当該規定に基づき個人データの提供が行われる場合において、以下の(I)～(III)の要件の全てを満たすと判断されるときは、個人情報保護法第27条第1項第1号に基づく例外として、支援対象者本人の同意を得ずに提供を行うことも可能とされる。

##### (I) 支援対象者本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合

例えば、薬物やアルコールへの依存等が疑われる場合のほか、精神的な疾患、高次脳機能障害、知的・発達障害等をうかがわせる症状・兆候等があり（※1）、その認知機能に支障があることが疑われる場合等においては、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できず、本人同意を取得することが困難である可能性があるものと考えられる。また、虐待やDV等の被害をおそれ判断能力を失っているとみられる場合や、支援対象者本人が自宅等にひきこもっている等（※2）で判断能力の有無を判断することすら困難な場合も同意の取得が期待しがたい場合として想定される。このような場合であっても、まずは相談窓口への相談の勧奨等を行うことが望ましいが、(II)に掲げるような状態にあるにも関わらず、通常の判断能力を有する一般人が理解可能な合理的な理由なくこれを拒むような場合も、同意取得が困難なものと考えられる。このほか、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判

断できる能力を有していないなどの場合は、親権者（又は法定代理人等）の同意が必要となるが、親権者が上記のような判断能力が不十分な状態にある場合に加えて、例えば、子どもが過大な負担を負うヤングケアラーの状態にあることを問題と認識できなかったり、ネグレクトを最たるものとして子どもの状態に無関心であったりといったように、保護者としての養育能力やその意思などが不十分とみられる場合は、同意を得ることが困難となる場合も考えられる。

※1 必ずしも医師による疾患の確定診断や成年後見等に関する審判の確定等がある場合でなくとも、その時点における支援対象者本人の状態からこうした症状・兆候等があると、通常の判断能力を有する一般人が判断した場合も含まれる。

※2 例えば、家に人の気配があり支援対象者本人が在宅していることが明らかなタイミングに複数回訪問してチャイムを鳴らし接触を試みるが、いずれも反応がなく接触が難しい場合など。

(II) 速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれるような場合又は児童の健全な育成のために必要がある場合

i 生命・身体又は財産の危険が見込まれる場合

例えば、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護や福祉サービスの拒否がある場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、電気・水道・ガス等の未払い又は滞納を原因として供給停止となっている又はその可能性が高い場合、住居を失っている（居所を転々としている場合を含む。）又はそのおそれがある場合、DV等の被害のおそれのある場合、自殺念慮や自傷（薬物の過剰摂取を含む。）・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないこと等により健康を害している様子である場合、詐欺や脅迫などの犯罪被害を受けるおそれがある場合等であって、このような状態が続くことで、支援対象者本人、その家族又は近隣住民の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

ii 児童の健全な育成のために必要がある場合

18歳未満の児童について、iで掲げたもので共通する場合のほか、いじめ等の被害者である又はその兆候等がうかがわれる場合、不登校やひきこもりの状態にある場合、ヤングケアラーとみられる状態にあり、学業や友人関係等に障害が生じている又は生じるおそれのある場合といった、当該児童の健全な育成が妨げられ又はそのおそれのある場合（いずれの場合も通常の判断能力を有する一般人の判断で足りる。）である。

### (III) 協議会の構成機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、「事案」を把握した構成機関等が、当該状況の改善に向けて当該構成機関等のみで対応することでは(II)に掲げるような状態に対処できない場合や、当該構成機関等が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の構成機関等の情報と突合する必要がある場合、対象者である困難を有する若者等に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命・身体又は財産の保護や児童の健全な育成に資することが見込まれる場合である。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第2号）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待やDVを受けていると疑われる場合については、当該規定に基づき、緊急の対応として、速やかに医療機関、消防、警察に情報提供することも考えられる。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第3号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

なお、上記は困難を有する子ども・若者を本人とする個人情報を第三者提供する場合の記載であり、家族等を本人とする個人情報を第三者提供する場合は、原則として、当該家族等の同意を得なければならない。また、本人の同意は書面で得ることが望ましいが、その場合の様式については別添を参照のこと。

このほか、個人情報保護法に関する解説については、個人情報の保護に関する法律についての各種ガイドライン・Q&A等を参照すること。

URL [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc\\_Guide](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide)

### (4) 情報の安全管理

協議会の庶務を担う者はもとより、構成機関等においても、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がある。例えば、協議会で配布された個

人情報が記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理すること等が考えられる。

また、庶務を担う者においては、協議会の事務に従事する者又は従事していた者の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成機関等への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成機関等における情報の管理状況を確認し、情報の漏えい等が疑われる場合には、迅速に適切な措置を講ずる必要がある。

個人情報の漏えい等が発生した場合の対応については、以下の「漏えい等の対応とお役立ち資料」を参照すること。

URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#executive>

## 9 協議会設置の準備

### (1) 準備会の開催

関係機関によって、協議会に対する期待やイメージは当初ばらつきがあるため、協議会を設立するには、事前に十分な協議、調整が必要となる。

また、関係機関等の協議会への参加に際しては、協議会の業務内容や構成員に課せられる秘密保持義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ共通理解を得ることが適当である。

このため、協議会の中心となる機関による準備会を開催し、協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。

### (2) 協議会設置のためのチェックポイント

協議会設置のために必要となる主要項目としては、以下のようなものがある。

- ① 協議会設置の単位をどうするか（単独設置か共同設置か。）。
- ② 協議会を構成する関係機関としてどこまでを含めるか（法第19条）。
- ③ 調整機関としてどこを指定するか（法第21条）。
- ④ 指定支援機関としての機能を担うことのできる団体があるか（法第22条）。あるとしてそこを指定することによいか。
- ⑤ 子ども・若者総合相談センター（法第13条）の機能を担う機関をどこにするか。

### (3) 要綱の作成

法律上、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めることとされており（法第25条）、協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整し、設立運営要綱等を作成しておくことが適当である。

要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成機関、調整機関、指定支援機関等）、④運営方法、⑤秘密保持義務等が考えられる。

### (4) 公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令（子ども・若者育成支援推進法施行規則。以下「規則」という。）で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（法第19条第2項）。

具体的には、規則で定めるとおり、

- ①協議会を設置した旨（規則第1号）
- ②当該協議会の名称（規則第2号）
- ③当該協議会に係る子ども・若者支援調整機関の名称（規則第3号）
- ④当該協議会に係る子ども・若者指定支援機関の名称（規則第4号）
- ⑤当該協議会を構成する関係機関等の名称等（規則第5号）
- ⑥関係機関等ごとに法第15条第1項のいずれに該当するかの別（「国及び地方公共団体の機関」、「公益社団法人及び公益財団法人」、「特定非営利活動法人その他の団体」、「学識経験者その他の者」のいずれに該当するかの別）（規則第6号）

を公示することが必要である。

ここで、「公示」とは、「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。」であり、特に形式の定めはない。そこで、公示は、地方公共団体の広報紙やホームページへの登載で行うことができる。

また、規則第5号に「名称等」とあるのは、協議会を構成する関係機関等には「学識経験者その他の者」が含まれ（法第15条第1項本文）、この場合には、これらの者の「氏名」となるからである。

ただし、これらの個人資格での参加者については、「○○知事（市町村長）が指定する者」という形で公示することにより、個人名を公示することなく、協議会構成員とすることが可能である。もっとも、秘密保持義務を課せられている対象者を特定する必要があること、また、秘密保持義務は協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても確実に保存しておく必要がある。

#### （5）構成機関等に対する協力要請

困難を有する子ども・若者に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、構成機関等（子ども・若者総合相談センターを含む。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる（法第20条第3項）。

そのため、継続的に情報交換が見込まれる関係機関には、秘密保持義務が課される協議会の構成機関となるようにあらかじめ要請することが望ましい。

## 10 人材の養成

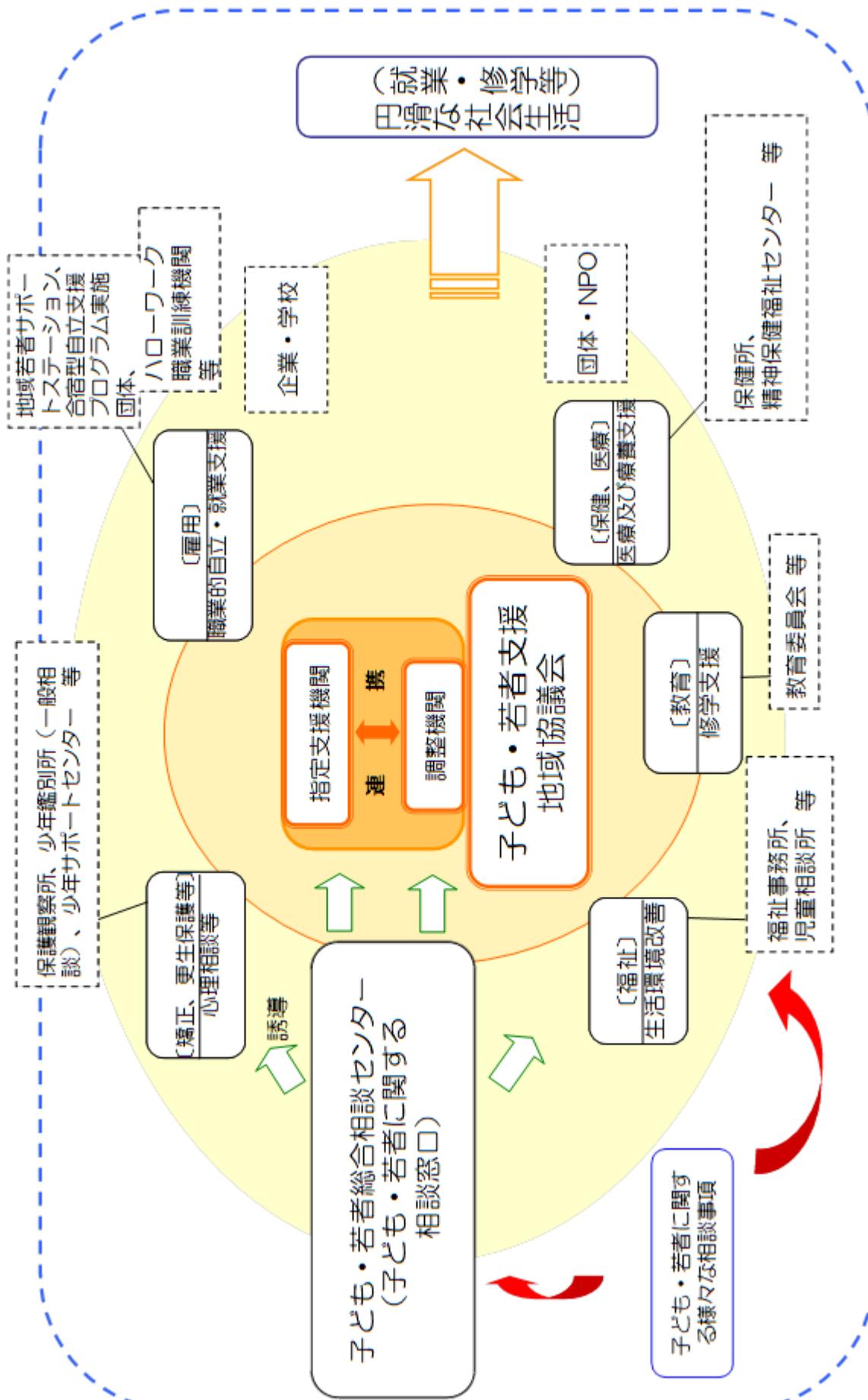
法第18条は、「国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有

する人材の養成及び資質の向上・・・に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定めている。これは法第 19 条に定める協議会の運営に携わる人材だけを対象とした規定ではないものの、協議会の円滑な運営のためには、研修等を通じ人材の養成及び資質の向上に努めることが必要である。

この観点から、内閣府の作成した「ユースアドバイザー養成プログラム～関係機関の連携による個別的・継続的な若者支援体制の確立に向けて～」を活用願いたい。

※「ユースアドバイザー養成プログラム」は、yahoo 又は google により「内閣府ユースアドバイザー」で検索すると表示される。

## 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)



## 個人情報の取扱いに関する同意書(様式例)

○○○○(機関・団体名)は、相談者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

○○○○は、個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

- (1)□□における××の実施、関連する△△についてのご案内や◇◇◇に関するお知らせ
- (2)…
- (3)…
- (4)…

#### 必要に応じて限定列挙

※個人情報が、どのような事務又は業務、事業の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に記載すること。

#### 2. 個人情報の第三者提供

○○○○は、個人情報を以下により第三者に提供します。

##### (1)個人情報の提供先

○○[都道府県・市町村]子ども・若者支援地域協議会の構成機関等(機関等名を列記)

##### (2)提供される個人情報の内容

申込様式に記入した個人情報(氏名、生年月日、連絡方法等が想定される。)

##### (3)提供先における個人情報の利用目的

- ①子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援
- ②支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議の他、必要な業務

##### ○ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第15条第1項各号

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようするための援助を行うこと。

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日

本人署名

(印)

<本人が未成年者の場合>

法定代理人署名

(印)

続柄

## こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン

### 目次

はじめに .....	1
1 「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項 .....	2
2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項 .....	6
3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項 .....	8
4 本事業のシェルターと関係機関との連携 .....	13
5 その他 .....	15
おわりに .....	18

### はじめに

#### (1) 本ガイドラインの目的について

虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までのこども・若者が都市部の繁華街等に集まり、犯罪等に巻き込まれたり危険な環境で過ごしていたりするような事態が起きている。こうしたこども・若者の中には、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールに馴染めない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者が一定数存在しており、このようなこども・若者に、安全な環境を確保することが喫緊の課題となっている。

近年、このようなこども・若者の安全な環境の迅速な確保を図るために、一時的に宿泊可能な施設を提供して日常生活上の援助を行うとともに、退所後の生活に向けた支援を行う、いわゆる民間シェルターの取組が進められている。

こうした取組の重要性に鑑み、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、令和6年度から、新たに予算事業として民間シェルターの取組に対して補助を行う「こども若者シェルター・相談支援事業」(以下「本事業」という。)を創設したところである。

今後、各都道府県等(都道府県、指定都市及び児童相談所設置市)が本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこども・若者の権利擁護等について整理する必要があることから、「こども若者シェルターに関する検討会」を開催して議論を行い、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定した。

本ガイドラインは、本事業の運営にあたって、留意が必要な関係法令の規定や、こども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理を行ったものである。本事業を実施する都道府県等及び本事業の事業者においては、本事業の実施要綱及び本ガイドラインを踏まえて、運営していただきたい。<sup>1</sup>

#### (2) 本事業の実施にあたっての基本的な考え方

<sup>1</sup> 本ガイドラインでは、事業の実施において必須である事項について「することが必要である」とし、事業の実施において必須ではないが望ましい事項について「することが望ましい」と表現とした。

本事業は、虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までの本事業のシェルターの利用を希望することも・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を提供するものであり、秘匿性を確保したうえで、一定期間本事業のシェルターに宿泊して支援を行う形態もあれば、宿泊できる機能自体は有しつつ、夜間帯に気軽に利用可能な居場所を提供して支援を行う形態も想定される。

本事業のシェルターを利用する子ども・若者は、家庭環境等様々な困難を抱え、多様な支援ニーズを有していることが想定される。本事業を実施するにあたっては、本事業を利用したいという子ども・若者の意見・意向を尊重することが重要であり、子ども・若者の権利擁護を図りながら、子ども・若者の安全な環境を確保することが必要である。また、本事業のシェルターは子ども・若者の一時的な生活の場であり、子ども・若者が、退所後の生活を見据えて、主体的に考え、選択できるようにすることも重要である。

そのため、本事業のシェルターでの生活上のルールの設定や支援を行うにあたっては、常に子ども・若者の権利擁護に留意し、可能な限り子ども・若者の意見・意向を尊重することが必要である。また、当然のことながら、身体的・精神的苦痛を与える行為は決して許されるものではなく、子ども・若者と本事業のシェルターの職員の双方の存在が尊重されながら事業を実施することが必要である。

## 1 「子ども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項

### (1) 対象者

本事業のシェルターの対象者は、「虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までのシェルターの利用を希望することも・若者であって、事業実施主体である都道府県等が事業の対象とすることが適当と認めた者」である。なお、児童相談所等の関係機関から本事業のシェルターにつながる場合に限らず、子ども・若者本人から直接利用申込みが行われる場合も想定される。

### (2) 入所前の説明

本事業のシェルターへの入所は、原則として事前に、子ども・若者本人に対し、シェルターにおける支援内容、生活上のルールの内容とその理由、利用料等について記載した説明資料を用いて、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明したうえで、子ども・若者の利用意思を十分確認し、子ども・若者本人から、本事業のシェルターの利用の申込書の提出を受けて開始することが必要である。

夜間帯に子ども・若者から利用希望があり、緊急対応として子ども・若者を受け入れなければ当該子ども・若者の生命・身体等に危険が生じるおそれがあり、本人の状況等から十分な説明や申込書の記載を行える状況にない場合には、本人の希望に応じて緊急対応として宿泊をさせたうえで、翌朝以降に上記説明と申込みの手続を行うこととして差し支えないこととする。

一時保護委託による利用の場合は申込書の提出は不要である。

### (3) 親権との関係

本事業のシェルターへの入所は、一時保護委託による場合を除き、子ども・若者本人と本事業の事業者間の利用契約に基づき行われるものとする。

18歳未満の未成年の子どもの場合、利用契約の締結に当たって、民法上の意思能力・行為能力との関係で法定代理人たる親権者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）からの同意取得の要否等が問

題となる。意思能力（民法第3条の2に規定されている、行為の結果を判断することができる精神能力をいう。）がない者が行った法律行為は無効であり、少なくとも本事業のシェルター利用契約を有効に締結するためには意思能力を有していることが必要である。意思能力の有無を検討するうえでは、当該利用契約の内容や効果を踏まえる必要があり、この点、

- ・児童自立生活援助事業は、義務教育修了後の児童の申込みにより利用の開始が可能であること
  - ・本事業のシェルターの利用契約の効果は、子どもが安心・安全な場所を利用できるようになり、本人に利益を与えるもので負担を課すようなものではないこと
- に鑑みれば、義務教育修了後の子どもについては、原則として利用契約の当事者となることが可能である<sup>2</sup>と考えられる。ただし、子どもの発達状況や障害の程度等によっては、義務教育修了後であっても利用契約の当事者となることができない場合もありえることから、個々の子どもの発達状況等にも留意することが必要である。

#### ①入所の申込みにおける親権との関係

利用契約の当事者となることができる年齢以上との子どもの場合であっても未成年であるため、利用契約の締結にあたっては、民法第5条及び第120条を踏まえることが必要であり、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」とされている。

○民法(明治29年法律第89号)(抄)

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(取消権者)

第120条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

本事業のシェルターを利用する子どもは、虐待を受けているなど家庭に居場所がなく本事業のシェルターの利用を希望していることが多いと考えられる。親権者等の同意なく締結された利用契約であっても、親権者等が取り消さない限りは有効であるから、利用契約の締結にあたって、事前に親権者等

---

<sup>2</sup> 本ガイドラインにおいては、民法第3条の2に規定されている意思能力がある場合を「利用契約の当事者となることができる年齢以上」とし、当該意思能力がない場合を「利用契約の当事者となることができる年齢未満」としている。

から同意を得ることが困難であると見込まれる場合は、親権者等の同意までは要しないものとして差し支えないと考えられる。

また、利用契約の当事者となることができる年齢未満の子どもの場合であっても、子どもの生命・身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急対応として受け入れざるを得ない場合は、受け入れを行ったうえで、子どもが親権者等への連絡を拒否している場合は、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。なお、この場合の親権者等への連絡は、児童相談所と協議の上、対応することが考えられる。

他方で、親権者は、身上監護権（民法第820条）の内容の一つとして、子どもの居所を指定する権利（民法第822条）等を有しており、親権者の同意なく、未成年の子どもを本事業のシェルターに入所させることは、その利用形態等によっては、法的トラブルになる可能性もあることに留意することが必要である。

こうした法的なトラブルを防止する観点等からは、本事業の事業者は、親権者等に対し、子どもの希望により本事業のシェルターを利用していること、利用期間の見通し、問い合わせ先（本事業の事務局や代理人弁護士等の連絡先）等について、当該子どもの家庭の状況等に留意しつつ、親権者への連絡に関する子どもの意見・意向を尊重しながら、可能な限り速やかに連絡することが必要であると考えられる。

なお、個別の司法判断においては、親権者等との関係については、親権も無制限のものではなく、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育を行う義務を負い（民法第820条）、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない（民法第821条）とされていることも考慮されるものと考えられる。

## ②子どもが親権者等への連絡を拒否している場合の対応

本事業の事業者と親権者等の間での法的なトラブルを防止する観点等からは、親権者等への連絡を可能な限り速やかに行うことが必要であると考えられることから、子どもに対しては、未成年の場合の親権者等への連絡の必要性、親権者等との連絡は本事業の事業者や子どもの代理人等が行うこと、親権者等によって無理やり連れて帰宅させられることがないよう対応すること等を丁寧に説明し、可能な限り速やかに親権者等への連絡を入れることについて理解を得られるよう努めることが必要である。

## ③親権者等が本事業のシェルターの利用を拒んだ場合等の対応

連絡を受けた親権者等が子どもの本事業のシェルターの利用を拒み、子どもの引渡しを求めている場合、法的根拠を明示した対応が必要となり、本事業の事業者のみの対応では、子どもの本事業のシェルターの利用を継続することは困難となることが考えられる。

このため、当該子どもの家庭の状況等（虐待の疑いがある等）から、本事業のシェルターの継続利用が必要と考えられる場合には、児童相談所に相談することが必要である。そのうえで、一時保護の対象となる子どもについては、一時保護委託を活用することが考えられる。

また、親権者等からの面会・通信の要請については、子どもの希望に応じて対応し、子どもが面会・通信を拒否している場合には、その旨を親権者等に伝達・説明して理解を求めることが必要である。親

権者等が本事業の事業者の説明に納得せず、こどもとの面会・通信を認めなければ本事業のシェルターの利用を認めないと主張をするような場合には、児童相談所に相談し、一時保護の枠組みの中で可能な面会・通信制限を行うことが考えられる。なお、一時保護における面会・通信制限は、児童虐待防止法等の範囲において行いうるものであり、こどもに対してその旨を説明することが必要である。

#### （4）児童相談所との関係

こどもが児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条による児童相談所等への通告義務があることから、本事業の事業者は、こどもの発言等から、児童虐待を受けたと思われる場合等には、児童相談所等に速やかに通告することが必要である。

このほか、こどもの発言等からは児童虐待の疑いがあるかまでは不明な場合であっても、利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもについては、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。

また、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合であっても、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合は、法的なトラブルを防止する観点等から、児童相談所等への連絡を行うことが望ましい。

こどもが児童相談所等への通告又は連絡を拒否している場合は、通告義務との関係及び法的なトラブルを防止する観点等から、可能な限り速やかな通告を行うことができるよう、当該こどもに児童相談所等の役割や今後想定される対応等について丁寧に説明してその理解を得るように努めることが必要である。

これらの対応や親権者等への連絡についてこどもの理解を得るために努めつつ、こどもの拒否によって児童相談所等への通告又は連絡や、親権者等への連絡が行えていない場合においても、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合には、親権者等との関係で法的なトラブル等が生じる可能性はあるものの、こどもとの利用契約に基づいて、本事業のシェルターの利用を開始すること自体は可能であると考えられる。

利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもの場合、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要であり、その旨をこどもに説明し、理解を得るよう努めることが必要である。ただし、こどもがそうした説明を受けても児童相談所等への通告又は連絡を拒んでおり、当該こどもを本事業で受け入れなければその生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合には、こどもの理解を得て児童相談所等への通告又は連絡を行い、児童相談所長が一時保護委託の決定等を行うまでの間、緊急対応として本事業においてこどもの保護を開始・継続することは可能であると考えられる。その際、法的なトラブルを防止する観点からは、児童相談所等への連絡に努めた経過（こどもへの説明内容やこどもの発言内容等）等に関する記録を残しておくことが望ましい。

一時保護については、児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合や児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合等も対象となっており、こども自らが「（家庭に）帰りたくない」等の意見・意向を表明している場合には、児童相談所長等が必要であると認めた場合は一時保護の対象になりうる。このため、こどもが家庭に帰

りたがらず本事業のシェルターの利用を希望している場合には、利用契約の当事者となることができる年齢にかかわらず、子どもの状況等を踏まえて、児童相談所長の判断で一時保護委託を行うことは可能と考えられる。<sup>34</sup>

## 2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項

### (1) 生活上のルールの設定における基本的考え方

本事業のシェルターを利用する子ども・若者は、本事業のシェルターの利用に至るまでの間に家庭環境等様々な困難な状況にいたことが想定される。そのため、支援にあたっては、まずは、全ての子ども・若者について、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けることがないことを伝えることが必要である。

そのうえで、本事業のシェルターでの生活上のルールの設定を行うにあたっては、常に子ども・若者の権利擁護に留意し、可能な限り子ども・若者の意見・意向を尊重することが必要である。また、本事業のシェルターに入所中の子ども・若者の生活上のルールに関しては、内容によっては子ども・若者の権利制限に当たりうるものであり、また、子ども・若者は利用契約を有効に締結しうることを踏まえ、入所時等に、生活上のルールの内容とその理由について説明資料に記載し、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明し、当該ルールの下で生活することとなることも含めて、本事業のシェルターの利用について、利用者本人が、生活上のルールについて聞いていない、知らないという事態が起こらないよう、利用者本人の同意を得ることが必要である。

子ども・若者の権利擁護や子ども・若者のニーズに対応する観点から、生活上のルールについては、当該ルールが子ども・若者の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものであることに留意することが必要である。また、その内容については、子ども・若者の意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直しを行うことが必要である。

生活上のルールについては、子ども・若者一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、その個別事情にかかわらず一律なルールを課すことで子ども・若者にとって過度な負担とならないよう対応することが必要である。

### (2) 入所時・入所中について

#### ①あらかじめ設定しておくべきルールについて

生活上のルールについては、子ども・若者が安心・安全に生活できるよう、かつ、他の利用者とお互

<sup>3</sup> 意見・意向の表明は、一時保護を求める場合に限らず、家庭等からの分離を求める趣旨の言動がある場合を含む。また、記録にあたっては、児童の発言や問い合わせに対する反応を客観的・具体的な事実として記載することに留意することが必要である。

<sup>4</sup> 令和7年6月1日より、一時保護の要件が法令上明確化され、児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき等の内閣府令で定める場合であって必要があると認めるときは一時保護を行うことができることとなる。また、児童相談所長が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護時の司法審査」制度が導入されることとなる。

いに居心地よく生活できるよう、

- ・スマートフォン、携帯電話等の通信機器や通信環境の利用に関すること
- ・物品やお金の貸し借りに関すること
- ・著しい騒音や著しい不衛生の禁止等生活環境に関すること
- ・利用者間でトラブルが起きた場合に関すること
- ・本事業のシェルターの所在地に関すること・知人等の来訪に関すること
- ・お金を含む貴重品の管理に関すること
- ・外出や外泊に関すること
- ・緊急時の対応に関すること（行方不明、緊急搬送、その他トラブル発生時）
- ・安全確認を目的とした居室の立ち入りに関すること
- ・本事業のシェルター内外を問わず、発生したトラブルに関すること（設備を破損した場合の対応等）
- ・個人情報の取扱いに関すること
- ・所持品の預かりに関すること

については、最低限、あらかじめルールを設定しておくことが必要である。なお、他の利用者や職員に対する暴力や暴言、誹謗中傷、設備の破壊等他人に迷惑をかける行為や法に触れる行為はしてはいけない旨もあらためて周知が必要である。

また、災害・緊急事態発生時の対応として、本事業の事業者は、防災や防犯に関する体制を構築するとともに、本事業のシェルター利用中のこども・若者に対して、入所にあたって、利用者から職員への緊急時の連絡方法や災害時の避難方法等を説明することが必要である。

## ②所持品の扱いについて

本事業のシェルターを利用したいこども・若者のニーズや、本事業のシェルターは原則個室かつ少人数対応であることを踏まえれば、その持込制限をする所持品の範囲は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点から、必要最小限のものとなるよう留意することが必要である。

特にスマートフォンや携帯電話等の通信機器に関しては、

- ・こども・若者の通信機器の利用ニーズの高さを踏まえれば、持込制限により、こども・若者の本事業のシェルターの利用につながらない可能性も十分考えられること
  - ・就職活動の履歴書に連絡先を記載する等、通信機器の保有は自立に向けて一定の必要性があること
  - ・通信機器の使用が心理的にも大切なものになっていること
- 等を踏まえれば、こども・若者の状況を考慮しつつ、自由な利用が可能となるように、こども・若者の意見を十分踏まえて対応を検討することが望ましい。

制限が必要となる場合においても、必要最小限のものとなるよう留意が必要であり、例えば、

- ・親権者等にシェルターの場所が特定されるリスクを減らすため、利用の際は、シェルターの個室から離れた場所にある本事業の事業者の事務所等に移動してもらう、又は通信機器を貸与する
- ・生活に支障が及ぶような依存的な利用を改善するため、深夜の利用を制限する等、利用時間帯を設定する

等が考えられる。

### ③通学等について

本事業のシェルターを利用する児童生徒が在籍校に通学する際には、安全面等に配慮し、例えば、付き添い等、当該児童生徒の状況に応じた支援を行うことが望ましい。

また、在籍校への通学が困難な場合は、在籍校等と調整のうえ、学習機会が確保されるような支援を行うことが望ましい。

いずれにしても、通学や通勤の支援等について、入所時に、こども・若者本人と話し合うことが必要である。

### (3) 退所時について

こども・若者が本事業のシェルターから退所する際のルールとして、

- ・退所を希望する時の対応（例えば、無断で退所しないこと、親権者等への連絡等）
- ・預かっていた所持品の返還等の取扱い等について（例えば、所持自体が違法であるもの以外原則全て返還する。例外として、利用していた部屋に所持品が残ってしまった場合の取扱いをあらかじめ決め、利用契約において、こども・若者に説明し、同意を得ておくこと等）

については、あらかじめルールを設定しておくことが必要である。

## 3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項

### (1) 本事業の支援内容

#### ①支援内容

本事業のシェルターの利用を希望することも・若者は、夜間も含めた一時的な居場所の確保だけに留まらず、家庭環境や人間関係の悩み等を背景とした多様なニーズを有していると考えられる。このため、本事業の事業者は、こうしたニーズの個別性に対応する機能を幅広く確保しつつ、様々なニーズに対応した支援を行うことが望ましい。

また、本事業のシェルターの利用は、こども・若者が利用したいという意見・意向を有していることが前提であり、2のとおり、安全確保等の理由から、こども・若者に一定の利用ルールの遵守を求めることがある一方で、こども・若者自身の自己決定を支援することも同時に考慮されることが必要である。こども・若者の最善の利益を追求するため、本人の意思確認や希望の定期的・継続的な聴取を通じて支援ニーズと利用実態が合致するよう調整を図ることが必要である。

本事業のシェルターの支援内容としては、こども・若者が安心・安全を感じられる宿泊場所や居場所の確保、食事の提供や家事の実施といった生活支援、対人関係の悩みや将来への不安等を抱えるこども・若者への相談支援等を基本的な機能としたうえで、本事業の事業者の独自性や専門性に応じた追加的な機能を統合し、一体的に支援を提供することが望ましい。

本事業のシェルターにおける支援方針を検討するうえでは、利用者が虐待等をはじめ困難な経験（逆境的小児期体験）が累積した状態となっている可能性があることに留意し、そうした背景から多様な支援ニーズを有することも・若者を一律の方法論によって支援するのではなく、個別性に対応して支援することが必要である。加えて、そうした状況によって生活意欲の低下やトラウマ等の生きづらさを抱えていたり、大人に対する不信感があつたりすることで、職員との関係を構築しづらい場合もあるため、冷静かつ粘り強い関わりをすることが必要である。

また、こども・若者に対する職員の接遇についても、権利擁護やトラウマインフォームドケアの視点から十分に考慮し、暴力や暴言等はいかなる理由があっても決して許されず、依存や二次的トラウマ等が生じる関係性に陥らないよう留意することが必要である。特に、自傷行為・自殺念慮や犯罪に巻き込まれる懸念があるなど安全面での配慮が必要なこども・若者が本事業のシェルターを利用する場合は、職員による声掛けや生活状況の見守りなど状況に応じた安全確認ができるよう、定期的かつ頻回な対応ができる体制を確保するとともに、こうした対応を取ることについて利用開始時にこども・若者の理解を得ておくことが必要である。職員は、関係機関と支援方針を密に共有し、利用者に対して一貫して支える姿勢を示すことが必要である。

同時に、退所後も見据えて本人主導の意思決定を促すことが重要であり、利用者の意見・意向を都度確認しながら支援内容を具体的に決定していく手続が実践されることが必要である。

また、こども・若者が、生活上のルールを守れなかった場合、本事業の事業者は、こうした行動に至ったこども・若者の気持ちや動機等を丁寧に聴取し、どのような支援をしていくことがこども・若者の最善の利益の観点から適切か、都度検討していくことが必要である。

## ②宿泊を含む居場所の提供

宿泊を含む居場所を確保するうえでは、こども・若者のニーズに適した運営方法や形態の住居を提供することが望ましい。例えば、集団生活に馴染みづらいこども・若者の場合は、利用者間の生活導線の独立性が高い構造が望ましく、こども・若者の年齢や生活状況等及び職員体制から安全確保等の観点で支障がないと考えられる場合は、賃貸物件の一室を居室とすることもありうる。一方で、職員や同世代同士の相互交流を希望するこども・若者の場合は、孤独感や孤立感に悩むことが少なくなるよう、リビング等の共用スペースを有するシェアハウス型の物件を確保し、人と関わりやすい環境において生活できるようにすることも考えられる。

なお、いずれの形態であっても、利用契約の締結にあたって、宿泊場所の形態について、こども・若者に十分説明することが必要である。また、利用中のこども・若者がプライバシーへの配慮を含め安心感を持ちながら、健康で文化的な住生活を営めるよう、十分な居室面積の個室を確保することが原則である。

本事業のシェルターは、こども・若者が緊急的かつ一時的に利用することも想定されるため、シェルター利用者の構成が頻繁に変化しうると想定される。そのため、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、居室の適切な設定・管理に十分配慮することが必要である。また、独立性の高い構造の居室の場合は、利用中のこども・若者からの連絡等に応じて迅速に対応したり、毎日巡回して居室環境を確認したりすることが可能な体制を確保することが必要である。

## ③相談支援

こども・若者が本事業のシェルター退所後に安定した生活を営むことができるよう、相談支援にあたっては、こども・若者が直面している現在の困難への対応だけでなく、退所後も展望して実施することが必要である。相談支援にあたって、職員は、本事業のシェルターの利用に至った動機や背景をよく理解し、生活支援や居場所における関わり、あるいはこども・若者も参加するケースカンファレンス等の場を通じて可能な限り自己決定を促す取組とするなど、本人の話を聞きその意見・意向を尊重しつつ、

こども・若者の最善の利益の実現を図ることが望ましい。

こうした相談支援の実施主体について、基本的には、本事業の事業者が主として担うことが想定されるが、児童相談所等の行政機関や本事業の事業者以外の民間団体等、こども・若者に対して従前より相談支援を担当している主体がある場合は、本事業の事業者は当該機関と密に連携することが必要である。

また、本事業のシェルターとしては比較的短い期間の関わりになるものの、こども・若者が利用期間を終了した後の居所や居場所等の退所先の調整、生活の見通しの確保、継続的な支援体制の構築といった事項は、本事業のシェルターでの相談支援において特に期待される役割であると考えられる。このうち退所先調整に関しては、親権者等との関係調整による家庭での生活の再開、アパート等の賃貸借契約による居所の確保、本事業以外の福祉サービスへの移行等が想定されるため、こども・若者だけに留まらない幅広い地域資源に通じていることが望ましい。

#### ④追加的な機能

本事業のシェルターにおける支援において、例えば心身の不調への対応、就労や就学の支援、法的対応のサポート等、個別性の高い支援ニーズを把握することが想定される。こうしたニーズは、こども・若者への丁寧な対応のために可能な範囲で対応することが望ましく、本事業の事業者は、支援の充実を図るために専門性を有する担当職員の配置や外部専門家への委嘱契約等を行うことも考えられるほか、都道府県等が設置している各種の協議会等の場を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、連携して支援を実施することも考えられる。

また、利用者となるこども・若者にニーズがあつて了承が得られることや、安心・安全の確保が可能であることを前提として、利用者間の交流や元利用者によるピアサポート、こども・若者に限らない地域資源やコミュニティとの関わりづくり等、本事業の事業者の独自性を活かした取組も考えられる。こうした事業者それぞれの強みを活かした支援を支援団体同士の連携によって、多くのこども・若者に提供できるよう、都道府県等が地域内の本事業のシェルターに呼び掛けて連絡会を開催するなど、支援団体間でのネットワークを強化することも都道府県等の役割であると考えられる。

### （2）特別な支援ニーズへの対応

本事業のシェルターにおける支援の開始時にこども・若者の現在の状況を聴き取る中で、過去の医療や福祉との関わりについて、サービスを適時に利用することができていなかったり、こども・若者自身に自覚がなかったり、援助希求が乏しく支援ニーズを表明できていなかったりすることもある。こうした、行政につながっていないこども・若者であつても、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等もあるため、生活支援や相談支援を通じて、こども・若者と職員の双方が適切な支援につながる気づきを得られることが望ましい。

このうち医療に関しては、こども・若者に対し、その生命・身体に関する危険の発生を予防し、健康を守る重要性について認識のうえ、本事業の事業者は、日常的な服薬管理や医療機関への通院同行だけでなく、心理療法担当職員を配置して必要な場合に心理療法（カウンセリング）を実施することも可能であると考えられる。また、利用者自身の承諾のもと、自立支援医療制度や性と健康の相談センター事業の利用、性犯罪被害者のための公費負担制度等、他制度による医療費の支弁も必要に応じて検討することが

望ましい。本事業のシェルターを利用する子ども・若者が児童である場合には、親権者等による医療同意を得ている等の事情がある場合以外、児童相談所長は児童福祉法第33条の2第4項の権限を有することを踏まえ、児童相談所等に通告又は連絡をして、一時保護の対象となる子どもについては、一時保護委託を受けるようにすることが考えられる。<sup>5</sup>

また、本事業のシェルターを利用する子ども・若者に対し、その生命・身体に関する危険の発生を予防し、健康を守るため、適切なアレルギー対応や服薬管理を実施するうえで、アレルギー情報や服薬情報を本人に確認しておくことが必要である。また、子ども・若者本人が、自身のアレルギー情報、既往歴や服薬情報を十分に理解していない場合もあるため、把握する関係機関（かかりつけ医や学校等）に、本人の了承を得たうえで、情報提供を求めることが考えられる。

### （3）本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について

本事業のシェルターが提供する宿泊を含む居場所は、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較的短期間の安心・安全の確保を念頭に置いているが、子ども・若者的心身の状態や社会関係、退所後の生活に関する意見・意向等を総合的に勘案し、子ども・若者の最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を超えることも想定される。

本事業のシェルターの利用は、当初は安心・安全の確保を目的とした支援の段階であるが、生活に慣れてきた時点で、子ども・若者の意見・意向確認や一定のアセスメントを前提とした生活基盤の確保や相談支援を実践する段階へと移行することが望ましいことから、事業の実施要綱において、利用開始後2週間を目途として支援計画を策定することとしている。また、入所期間が2か月を超える場合については、より本人に適したケアを提供する機会の確保や、保護的な環境から子ども・若者本人へ自立を促す観点からも必要性を考慮したうえで、退所後を見据えた移行支援等を計画的に実施することが望ましい。

なお、子ども・若者が直面している困難な状況について、本事業の事業者の職員が信頼関係の構築や相談支援を通じて解きほぐしたうえで各種支援に結びつけて改善を図るには、一定の時間が必要となる。このため、子ども・若者が間隔を空けて複数回利用するなど、一度のみに留まらない不定型な利用もあるが、このうち頻回利用のケースについては児童相談所や都道府県等と本事業の事業者との間で対応方針を協議することが望ましい。

### （4）トラブルへの対応について

本事業のシェルターは一時的な居場所を提供するという事業の性格上、利用者の出入りが比較的頻繁に生じるため利用者同士や職員との力動が変化しやすく、利用者間の葛藤やトラブルが起きうる。こうした場合は必要な法令上の対応を行ったうえで、職員が当事者との対話を通じて思いを聴き取る、建物構造上可能な範囲で利用者同士の生活導線や生活時間帯をずらすなど距離を置ける工夫等をすることが

---

<sup>5</sup> 医療が必要な場合のため生活保護の利用が必要となる場合には、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が現在地保護を行うことが考えられる。また、市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所の確認（被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認）等により、現在住んでいる市町村において、扶養者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが認められる。

望ましい。

ただし、職員による傾聴や生活上の工夫等の取組だけでは解決や軽減が困難な場合も想定され、当事者や他の利用者も含めた利用者全員にとって安心・安全な居場所としての運営に支障をきたす場合もある。こうした場合は、当事者が他のシェルター等に居場所を得て転居するなど、他団体との連携によって退所先の調整を図ることが望ましい場合もあると考えられる。

また、利用者が職員に連絡なく外泊等で不在となるケースも想定されるが、このような事態を極力防ぐため、支援の開始時におけるこども・若者の意見・意向確認の際、無断外泊や利用者間トラブル等への対応方針をあらかじめ説明しておくことが必要である。

#### （5）退所後の支援について

こども・若者の退所に向けた支援は、相談支援の中で特に期待される役割であり、相談支援の一環として支援を行うことが考えられる。

本事業のシェルターでの居場所の提供は基本的に比較的短期間の関わりとなるため、職員が利用者との信頼関係を築く難しさがあるほか、宿泊者の夜間の対応も行うことから手が空く時間帯が少なく、退所後の利用者への支援には時間的な制約が伴う。こうした中でもこども・若者の将来的な自立に向けた取組として、例えば、退所先での生活の定着促進に焦点を当てて、定期的な支援物資送付や訪問面談を実施するなど、一定期間を区切って自立を支援することも考えられる。

また、本事業の事業者が同一法人内で別の事業を実施している場合は、本事業のシェルターの利用者が退所先として当該事業を利用することで、関係性を保ちつつ別の制度枠組みによって手厚い支援を継続的に実施することも考えられる。例えば、障害者グループホームを有している法人であれば居室確保と併せて障害者総合支援法の各種支援を組み合わせることが可能であり、自立援助ホームを運営している法人であれば、本事業のシェルターの利用者の退所先として当該自立援助ホームを活用する場合、本事業のシェルターを前段階のサービスと位置づけてこども・若者の就労意向等の確認を行うことも可能であると考えられる。

さらに、本事業のシェルター利用後、SNSでの連絡や食事会等のイベント告知によって関係性を維持し、元利用者同士や元利用者と現在の利用者からなるコミュニティとして期間を区切らずつながりを持ち続けることも考えられる。本事業のシェルターの利用者には虐待等を背景として家庭等に居場所がなく、孤立しやすい状態にあるこども・若者もいることから、こうした長期的な関係を保つことは本事業のシェルターだからこそ果たしうる重要な役割であると考えられる。

#### （6）権利侵害があった際の対応

支援にあたっては、こども・若者本人の権利擁護を図ることが必要であり、こども・若者に権利侵害があった場合に早期に対応するため、都道府県等があらかじめ連絡先を指定のうえ、例えば、居室やシェルターの共用部分に当該連絡先を掲示したり、入所時の説明資料に記載したりするなど、都道府県等のこども・若者の権利擁護相談の窓口の周知を行うことが必要である。また、利用者の権利擁護のための方法として、苦情を受け付けるための窓口を設置することも考えられる。

## 4 本事業のシェルターと関係機関との連携

### (1) 連携の重要性

本事業のシェルターでは、利用することも・若者の多様なニーズを踏まえつつ、退所後も展望した支援を行うことが望ましいことから、都道府県等は、児童相談所や市町村、関係機関（警察、医療機関、学校・教育委員会、弁護士、その他民間団体等）と連携して、総合的な支援体制を構築することが必要である。

そのため、都道府県等は、都道府県等が設置している子ども・若者支援地域協議会や市町村が設置している要保護児童対策地域協議会等の場を通じて、関係機関に対して本事業の趣旨や概要、実施する支援への理解を求め、積極的な連携を促すことが必要である。

また、本事業の事業者は、都道府県等による対応を前提としたうえで、こうした関係機関が構成するネットワークに参加し、対象となる子ども・若者、支援の内容等について認識共有を図り、実務者のレベルで顔の見える関係を構築することで、個別ケースについて連携して対応する場合に協働して支援を実施できる関係性を目指すことが望ましい。

### (2) 各関係機関との連携のあり方

#### ①児童相談所

本事業のシェルターの利用者の中には、利用契約の当事者となることができる年齢未満の子どもや、通告や一時保護の対象となりうることも、児童相談所等既に行政機関とのつながりがある子どもも含まれる。そのため、本事業の事業者は、児童相談所と密に情報共有を図り、利用者の年齢や状況に応じた対応方針や役割分担、業務フロー等についての基本的な合意を図っておくほか、該当するケースがあつた際には速やかに協議を行うことが必要である。

#### ②市町村

本事業のシェルターを利用することも・若者が退所するにあたって、市町村が実施する各種福祉サービスを利用する可能性があり、また、市町村は、要保護児童対策地域協議会の事務局等の子ども支援や家庭支援の拠点となっているほか、子ども・若者総合相談センターなど子ども・若者支援地域協議会の運営主体となっているところもあることから、本事業の事業者は、市町村と関係性を構築することが望ましい。また、市町村は子ども家庭センターが地域のサービス等を通じて子ども・若者又は親権者等との関わりを得やすいことも想定されることから、市町村においても本事業のシェルターに関する理解を深めて、有効な連携が図られるよう、都道府県等が市町村と本事業のシェルターとの調整を図る等を行うことが望ましい。

#### ③医療機関

本事業のシェルターを利用することも・若者が怪我や精神疾患がある場合、妊娠をしている場合等に、適切な医療が受けられるよう医療機関情報を提供し受診につなげることが必要であり、そのためにも、日頃より地域の医療機関と連携することが望ましい。また、これまでの成育歴の中での虐待等により愛着障害やトラウマ反応により日常生活に支障が生じている子ども・若者に対しては、心理療法等適切な支援につなげられるよう、心理療法担当職員を配置することや、地域のカウンセリング実施機関等との連携を図ることが望ましい。

#### ④学校・教育委員会

児童生徒を本事業のシェルターが受け入れるにあたっては、本人の意見・意向も確認しつつ、当該児童生徒の在籍校やその設置者である教育委員会等と連携を図ることが望ましい。

#### ⑤弁護士

未成年者が本事業のシェルターを利用した際の親権者等への対応等のこども・若者への個別的な支援や、本事業の事業者が本事業を運営するにあたっての助言等、法的体制を整えることが望ましい場合が想定されることから、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による支援等を受けられる体制を確保することが望ましい。

#### ⑥その他の関係機関

こども・若者のニーズに沿って支援を行う観点から、地域の多様なサービスを受けたいというこども・若者の希望がある場合に、必要に応じて、各種サービスについて説明し、その機関との連携を図ることが考えられる。例えば、就労の支援を希望する場合に、公共職業安定所等の関係機関への同行や連絡調整等が考えられる。なお、その場合は、こどもに対する就労支援の場面について、親権との関係も含め、民法、労働基準法等の関係法令に留意した対応が求められる。

また、本事業のシェルターを利用するこども・若者の状態やニーズは様々であり、必要な公的制度やサービス等の利用にあわせて、生活、住居、就労、障害、居場所等様々な領域にある民間団体と関わることが望ましい。こども・若者が、その後安定的に生活を送り継続した通学や就労をしていくためには、民間団体の柔軟な発想や対応により連携を図りながら、切れ目なく支援を継続していくことが大切である。特に、公的機関との関わりに抵抗があるこども・若者に対しては、民間団体との関わりによる支援の役割は大きい。

### （3）連携を深めるうえでの留意点

こども・若者の支援にあたっては、地域における社会資源やサービスを有効に活用し支援体制を構築していくためにも、日頃から関係機関と連携を図り、個別具体的な連携・支援にあたって必要な情報を共有することが必要である。都道府県等において本事業のシェルターに特化した新設の会議体を設置する以外の方法として、まずは既存の会議体（要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会、障害者総合支援法に基づく協議会等）を積極的に活用し、各ガイドライン等を踏まえながら、情報共有を図り連携していくことが考えられる。その際は、本事業の事業者がこうした場に参加できるよう、都道府県等が関係機関との調整を主導することが必要である。

また、関係機関と連携してこども・若者を支援するにあたっては、個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者等の同意を得たうえで関係者間での情報の共有に努めることが望ましい。ただし、同意を得られない場合においても、関係法令等の規定上、必要に応じて、都道府県等（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童対策地域協議会等、関係機関で情報共有を行う必要がある場合に留意することが必要である。また、職員等（ボランティアも含む。）が業務上知り得た情報を漏らさないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すことが必要である。

さらに、本事業のシェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合（こども・若者が都道府県等の管外に転居する場合の、転居先の関係機関が支援を引き継ぐ場合を含む。）には、必要に応じて、本事業の事業者や都道府県等は、把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法等に十分留意し、原則としてこども・若者等の同意を得たうえで関係機関に対して情報提供を行うことが望ましい。

## 5 その他

### （1）シェルターの周知方法

#### ①こども・若者への周知

本事業のシェルターは、緊急的かつ一時的な利用も含めた安心・安全な居場所確保のニーズがあるこども・若者が利用することから、支援が必要なこども・若者本人がシェルターの情報にアクセスできるよう、周知することが望ましい。周知の際は、本事業のシェルターの運営に支障が生じないよう秘匿性等にも配慮したうえで、こども・若者自身に直接案内する方法と、関係機関を通じて広報する方法が考えられる。

このうち、こども・若者への直接的な案内を目的として、例えば、こども・若者が直面している課題や本事業のシェルター利用について相談できる窓口を開設する場合は、当該窓口の電話番号を案内するほか、SNSを通じて施設の利用環境を紹介したり、チャット相談による対応を行ったりすることも考えられる。電話や対面による相談は、SNSと比べてこども・若者の個別のニーズを把握し利用方法等を具体的に案内しやすい一方で、本事業のシェルターの対象である10代からおおむね20代までのこども・若者は検索性の高いSNSを基本的な連絡ツールとしていることも踏まえつつ、こども・若者が相談に関する情報にアクセスできる環境を整えることの重要性に留意することが必要である。また、都道府県等において教育機関と各種の協議会を通じた連携体制を構築したうえで、福祉や心理等の観点から支援が必要だと考えられるこども・若者がいた場合に個別に案内することや、こども・若者が集う学校を通じて周知を行うことも考えられる。

また、家庭等に居場所がなく夜間帯に繁華街にいるこども・若者も、本事業のシェルター利用者として想定されることから、個別の声掛けや出張相談等を通じて、当該こども・若者に利用案内を行うことも考えられる。こうしたアウトリーチ活動を実施する場合は、こども・若者との信頼関係構築を重視して過度な利用勧奨とならないよう働きかけるとともに、こども・若者からの利用相談が可能な電話やSNS等の方法を具体的に伝えることが考えられる。

#### ②関係機関への周知

本事業のシェルターは緊急的かつ一時的な利用も想定していることから、日頃から行政機関や支援団体等の関係機関とコミュニケーションを図り、あらかじめ本事業のシェルターにおける支援内容や運営体制について理解を促しておくことで、適切かつ効果的な利用開始につながることが考えられる。そのため、都道府県等が設置している協議会や支援団体の連絡会等の場を通じて、様々な関係機関への広報に取り組むことが望ましい。

関係機関がこども・若者に本事業のシェルターを紹介し、利用につながるよう、関係機関へ周知しておくべき事項として、まずは、どのような方針に沿って、どのような支援を実施しているか（支援内容）

について、都道府県等を通じて、関係機関の理解を得ておくことが必要である。また、本事業のシェルターがどのような職員体制で運営されており、どのような強みを有する職員が勤務しているか（運営体制）も伝えることが望ましい。加えて、本事業のシェルターでは児童相談所をはじめ行政機関と連携して必要な対応を取る体制があると周知することも、関係機関から本事業のシェルターへの信頼醸成の一助になると考えられる。

#### ③地域や社会一般への周知

本事業のシェルターは利用者の安心・安全確保のため所在地等の秘匿性が必要となることがある一方で、利用者の退所先確保や自立促進の観点や、本事業のシェルターにおける支援を担う次世代の人材の確保の観点からは、本事業のシェルターが地域や社会一般に受け入れられ、取組が定着することも重要である。そのため、こども・若者への支援実施や利用案内において連携する関係機関に限らず、地域社会に向けた周知についてもどのように行うか検討することが望ましい。

#### ④周知にあたっての留意事項

本事業のシェルターでは、利用することも・若者が安心・安全に過ごせるよう、所在地の住所、住所を特定しうる外観写真、詳細な間取りや建物構造等の機微な事項については非公表とするなど、必要に応じて対外的な秘匿性を確保することが考えられる。

また、本事業では、個別の利用相談の過程で、こども・若者本人の利用意思の確認とともに利用者の個人情報も預かり、利用することとなる。そのため、本事業では、個人情報はもとより、家族関係や今後の生活の意向等のこども・若者に関する機微な情報も含めて適切に管理するとともに、こうした情報を取扱う職員等（ボランティアも含む。）には守秘義務を課すことが必要である。<sup>6</sup>

### （2）シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

本事業のシェルターにおける支援内容はいずれにおいてもこども・若者への傾聴の姿勢を基本とした伴走支援が求められるため、支援の担い手は、これらを実践できることが必要である。また、追加的な機能の提供のために独自性・専門性を発揮することも期待されていることから、職員がチームワークを発揮してこども・若者の処遇にあたることも必要である。

こうした人材の育成については、本事業の事業者が法人内で別事業を実施していたり、関係機関が関連性の深い事業を実施したりしている場合は、そうした事業の経験を積むことでこども・若者との関わり方を学ぶことができると考えられる。また、社会的養護関連施設や一時保護施設等をはじめとした児童

---

<sup>6</sup> 都道府県等において、当該予算事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう守秘義務を課すことが必要である。これに加えて、こども・若者等に対しては、状況によっては関係機関に共有することがあることを説明し、同意を得ておくことが必要である。ただし、同意を得られない場合であっても、要保護児童の通告等、児童福祉法をはじめ関係法令等の規定上、必要に応じて都道府県等（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うことが必要である。

福祉の他、司法福祉（矯正施設等を含む。）、若者・女性支援等の隣接領域における実務経験を通じて多様なニーズを有することも・若者との関わりを学ぶことや、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格やこども・若者育成支援研修等の外部研修によりこども・若者の支援に関する幅広い知識・技能を修得することも、適切な支援を実践できる人材の育成方法と考えられる。

また、人材の確保についても、中途採用や法人内の異動により、本事業のシェルターと関連性の深い事業の経験者を配置する以外にも、例えば、電話・SNS相談の対応にあたる職員やボランティアスタッフ等がこども・若者のニーズや本事業のシェルターでの支援内容に対する理解や関心を深め、将来的に、本事業の生活支援や相談支援を担う職員に転じることも想定される。人材の定着の観点では、支援を実施する難しさを職員が個人で抱え込んだり、こども・若者との関係性に悩み職員が孤立したりすることも想定される。そのため、職員間や関係機関との連携を通じて、こども・若者への支援を担う職員の心理的安全性の確保等を図りながら、こども・若者との信頼関係構築や支援に努めることが必要である。このような職員定着の取組として、例えば行政職員と共同で研修を受講できる機会を設ける等、本事業の事業者だけでなく事業実施主体である都道府県等とも連携した対応が考えられる。

### （3）地方自治体間の連携

子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者）<sup>7</sup>の居住地を管轄する児童相談所設置自治体（以下「居住地自治体」という。<sup>8</sup>）と、子どもの現在地（本事業のシェルターの所在地）を管轄する児童相談所設置自治体（以下「現在地自治体」という。）が異なる場合に、本事業の事業者が児童相談所等に一時保護委託等の相談をする場合には、本事業の事業者は、子どもの保護者の居住地を管轄する児童相談所（以下「居住地児相」という。）に相談することが必要である。

ただし、子どもの保護者の居住地が不明な場合や、夜間帯等居住地児相に相談することが容易でない場合には、子どもの現在地を管轄する児童相談所（以下「現在地児相」という。）に相談することが考えられる。この場合、居住地児相に連絡がとれる状況になった場合には、現在地児相から居住地児相に連絡することが考えられる。

また、現在地自治体の本事業のシェルターにこども・若者が入所した後、居住地自治体やその他の地方自治体において運営されているシェルターに移ることを希望する場合、現在地自治体の主管課から他の地方自治体の主管課に対し、他の地方自治体内で利用可能なシェルターの有無や利用方法等を確認する等の連携を行うことが望ましい場合があると考えられる。

また、現在地自治体の本事業のシェルターにこども・若者が入所した場合、こども・若者の希望やその状況に応じて、退所先を居住地自治体やその他の地方自治体内で調整する必要があるケースも想定されることから、現在地自治体の主管課又は現在地児相においては、他の自治体の主管課又は居住地児相等に利用可能な退所先（自立援助ホーム等）の有無や利用方法等について確認するなどの連携を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

---

<sup>7</sup> 児童相談所運営指針に基づき、「子どもの保護者」としている。

<sup>8</sup> 児童相談所運営指針において、「居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。」とされている。

こども・若者が居住地自治体以外において本事業のシェルターを利用することが想定されるが、本事業の実施や利用状況等は、地域により異なることから、例えば、前年度の実績を参考とするなどしてその利用に要した経費について、地方自治体間の協議により一定額の負担を居住地自治体に求めることができることとするなど、本事業について、地方自治体間での財政負担の均衡を図ることも考えられる。

#### おわりに

民間シェルターの実践報告や既往の調査研究では、民間シェルターの利用を希望することのこども・若者は、親子関係の不調や人間関係の悩み等様々な困難を抱えており、こども・若者に向き合う大人に対しても不信感が強い傾向にあることが指摘されている。そのため、こども・若者は安定した生活基盤を確保して自立に向かえるようになるまでの各段階で、親権者や児童相談所その他関係機関からの関与を忌避し十分なサポートを受けられず、結果として自傷行為・希死念慮の強化や犯罪に巻き込まれる経験等の困難が複合化・重度化するおそれもある。こうした背景から、支援者がこども・若者に必要な支援を適時に届けるには、本人の気持ちやニーズを受け止めたうえでその意見・意向を尊重した関わりを行うことが重要であり、この支援のプロセス自体が本人にとって自分には居場所がある、周囲の大人を頼ってもよい、考えや選択を否定されない、社会から認めてもらえる、といった自己決定や自己肯定の体験となることが期待される。

現状、各地で運営されている民間シェルターは一時的な生活の場であるという共通点がありながらも、居室環境や併設事業等多様な形態で展開されており、提供している支援の内容も多岐にわたる。本事業のシェルターでは、宿泊もできる安全な居場所の確保、食事や家事等の生活支援、悩みや不安に応える相談支援を基本的な機能としつつも、それだけに留まらず、こども・若者や地域のニーズに応じた創意工夫が講じられることが望ましい。今後、本事業を実施する都道府県等や事業者においては、本ガイドラインを参考としてより一層充実した支援を各地で実施されたい。また、そのような実践の蓄積を国等が把握し、都道府県等や関係機関に対して情報提供を行うことで、将来的に全国での取組の発展につながることを期待したい。